

第九十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 六 号

昭和五十六年三月十九日(木曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 左藤 恵君

理事 石川 要三君

理事 中山 利生君

理事 小川 省吾君

理事 大橋 敏雄君

理事 池田 淳君

理事 小澤 潔君

理事 片岡 清一君

理事 久間 章生君

理事 高村 正彦君

理事 塩谷 一夫君

理事 野呂 恭一君

理事 五十嵐 三三君

理事 細谷 治嘉君

理事 石田 幸四郎君

理事 岩佐 恵美君

理事 田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 安孫子藤吉君

國家公安委員長 中平 和水君

出席政府委員

警察庁刑事局長 北川 石松君

自治政務次官 川俣 芳郎君

自治大臣官房審議官 砂子田 隆君

自治省行政局長 土屋 佳照君

自治省財政局長 石原 信雄君

自治省税務局長 古賀 章介君

委員外の出席者

厚生省業務局長 古川貞二郎君

厚生省保険局長 古賀 章介君

民健康保険課長 古賀 章介君

厚生省保険局長 仲村 英一君

建設省住宅局長 浜 典夫君

間住宅課長 岡田 純夫君

地方行政委員会 調査室長

委員の異動

三月十八日

白井日出男君

小渡 三郎君

亀井 静香君

麻生 太郎君

平沼 赳夫君

山中 貞則君

補欠選任

白井日出男君

小渡 三郎君

亀井 静香君

麻生 太郎君

平沼 赳夫君

山中 貞則君

補欠選任

白井日出男君

小渡 三郎君

亀井 静香君

麻生 太郎君

平沼 赳夫君

山中 貞則君

補欠選任

白井日出男君

小渡 三郎君

亀井 静香君

麻生 太郎君

平沼 赳夫君

山中 貞則君

補欠選任

白井日出男君

小渡 三郎君

亀井 静香君

麻生 太郎君

本日の会議に付した案件

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のた

めの国の財政上の特別措置に関する法律等の一

部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び

納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八号)

○左藤委員長 これより会議を開きます。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のた

めの国の財政上の特別措置に関する法律等の一部

を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る十七日質疑を終了し

ております。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し

ます。佐藤敬治君。

○佐藤敬治委員 私は、日本社会党を代表し、た

だいま議題となりました新産業都市建設及び工業

整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置

に関する法律等の一部を改正する法律案に対して

討論を行うものであります。

御承知のように、高度経済成長政策のもとで新

産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促

進法が制定されましたのは、それぞれ一九六二

年、昭和三十一年と一九六四年、昭和三十一年で

あります。以来、わが国の国土開発計画は、こ

の全国総合開発計画による拠点開発方式を経て新

全国総合開発計画となり、今日第三次全国総合開

発計画に至っております。この間開発方式は、管

理中枢のネットワークの形成から、いわゆる定住

圏構想へと変遷しております。

このように国土開発計画は、この二十年ほどの

間に三度も変更されておられ、あの悪名高い日本列

島改造計画も含めて地域の状態に大きな変容をも

たらしております。

このような歴史的経緯を考へるならば、いわゆ

る新産業・工特の二法については、開発計画との関

連から根本的なメスが入られるべきであること

は言うまでもないことと考へます。とりわけわが

国経済が一九七一年、昭和四十六年以降の国際的

な経済変動によって猛烈なインフレと不況に見舞

われ、出口なき危機に陥り、この打開をめぐって

国民福祉中心の経済への転換を強く求められてい

ることを考へれば、前述の二法の抜本的改正は不

可避と申せましょう。

こうした基本的見直しのないまま、これら二法

に対する財政上の特別措置法のみをほんの一部を

手直しするだけで単純延長するといふ今回の自民

党政府のやり方は、十分な説得力を持ち得ないも

のであることをまず強く指摘しておきたいのであ

ります。

このことは、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊

整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置

法についても当然指摘し得るところであり、政府・

自民党の猛省を促したいと存じます。

このような基本的認識から、本改正案の提出経

過と内容を考へると、二つの点について考慮する

必要があると思ひます。

その一つは、財政再建の名をかりて自治体の事

業及び財政実態を無視し、代替措置のないまま一

方的に廃止しようとした動きが政府部内において

顕著であったこととあります。

わが党は、新産業都市建設促進法の制定に当た

って、自治体の行う事業については自治体の創意

性を尊重し、地場産業の振興と住民の生活環境施

設の整備に重点を置くよう強く主張してまいりま

した。この結果、一九六五年、昭和四十年に新産

工特阿地域における事業は、道路をトップに義務

教育施設、公営住宅、下水道、屎尿処理施設の順

であったのが、一九七八年、昭和五十二年には、

下水道、義務教育施設、道路、公営住宅、都市公園

の順となっており、わが党が強く要求してきたよ

うな事業の構成に近づいております。

このことは、首都圏等の財政特別措置について

も同様であります。三圏における事業は、下水

道、義務教育施設、道路、公営住宅がきわめて高

い比率を示しております。

しかしながら、このような住民福祉を中心とした事業内容に変化してきたとはいえないが、その整備水準はいまだに全国平均を下回っているのが実情であり、特別措置を一方的に打ち切ることは問題があると言わなければなりません。

その二つは、補助のかさ上げにかかわる調整率の問題であります。

前述のように、補助のかさ上げによって翌年度繰上交付され、これが自治体の一般財源として自治体財政に構造的に組み込まれていることを直視すれば、調整率のあり方についてより合理性が求められるのは当然のことであります。

これに対して政府・自民党は、新産・工特及び首都圏等の調整率について、法延長と引きかえに抑制策を講じたばかりであり、法制定時の自治体の財政力指数については一切手を触れてはおりません。これは、その後の自治体の財政状況の変動を考えれば、平均財政力指数を採用し、より合理性を加味するのが当然であります。

と同時に、よりたくさん事業を行えば補助のかさ上げがなされ、標準事業規模の割以下しか行えない自治体に対してはかさ上げがなされないということも不合理なことでありまして、強く指摘しておきたいと存じます。

さて、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律についてであります。この法律が制定された経過を考えれば、延長措置は当然であります。ただ、本法律による事業に加えて、自治大臣指定のしゅんせつ事業等の割合がきわめて少ないことは大きな問題であり、法指定事業に加え、個々の自治体の実情に沿った公害防止事業をさらに拡大するよう強く要求しておきたいと存じます。

最後に、本改正案の提案について指摘しておきたいと存じます。

最近、他の法案についても多々言えることであり、それだけの個別法を一法にして改正案を提案することは、国会の審議権を制約するものであり、妥当なものとは言えません。この

点で、政府・自民党について十分な反省を求めたいと考えます。

以上、本改正案についてわが党の基本的な考え方を申し上げてまいりましたが、自治体における財政実態と本法律に基づく事業内容を考慮し、本改正案に賛成することを申し上げて、社会党を代表しての討論をいたします。(拍手)

○左藤委員長 石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行います。

まず、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置法改正案についてであります。

いわゆる新産・工特法は、これまで産業基盤整備を進めてきましたが、公害、産業構造等について十分な対策がなされなかったため、公害の多発、産業や経済のひずみをもたらしており、これらの問題を指摘せざるを得ないのであります。しかし、本法律の期限が本年三月末で切れることになっており、この間における目標達成率は当初予定を大幅に下回っており、公害防除、環境保全に十分な配慮をしつつ、雇用吸収力の大きな産業の導入、人口の地方定住の促進などを進める必要がであります。

また、計画の途中での中止は、関係地方団体に對して多大な影響を与えることは必至であり、また、したがって、現時点において、本法律の延長はやむを得ないものと考えざるを得ないのであります。

次に、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備のための国の財政上の特別措置法についてであります。首都圏、近畿圏及び中部圏の三大都市圏においては、その大都市地域に過度に集積した人口、産業等の適正な分散配置を図り、圏域全体の均衡ある発展を図るという法律の目的をさらに進めるために、本法律の延長は必要であると考えざるを得ないのであります。

次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律についてであります。公害問題については、当初の深刻な状況は脱したというものの、今後積極的な公害対策を進める必要があると考えるものであります。また、特に大都市地域を中心とする公害防止計画策定地域では、現行計画期間内で計画目標を達成することが困難となり、引き続き公害防止対策事業を実施する必要があり、また、水俣湾の堆積汚泥処理事業、秋田県の農用地土壌汚染対策事業なども、なお相当の年月を要することが予定をされており、この状況から見て、本法律の延長は必要と考えます。

以上、私は本法案に對し、それぞれの角度から簡単に賛成の趣旨を表明しましたが、三本の法律改正を便宜的に一本にして提出したことについては、今後厳格に戒めるべきであることを表明しておきたいと存じます。(拍手)

○左藤委員長 青山丘君。

○青山委員 私は、民社党・国民連合を代表して、政府提出の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

まず最初に、新産・工特財特法及び首都圏等財特法について申し上げます。

新産・工特地区並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等においては、各整備計画等に基づいて施設整備が進められて、地区により差異はあるものの、全体的に見てある程度の効果があらわれております。

こうした背景には、本法律案において延長しうるとしてある財特法の影響も少なくない評価です。すものであります。各地域の実情に応じた地域開発を進め、最終的に国土の均衡ある発展を図るためには、現行制度のように各省庁が個別法に基づいてそれぞれ財政援助等の施策を講ずるといったあり方をこの際見直して、国においては、せいぜ

い国土利用の基本計画策定であるとか根幹的な施設の整備、各地域間の調整程度にとどめて、本来、地域社会づくりの主体となるべき地方公共団体に對しては、わが党が数年来主張しております第二交付税を配分することによって、地方公共団体の財政力と企画力を強化することが必要であると考えます。

しかしながら、当面、各整備計画等の完了時期を迎えて、新産・工特地区及び大都市圏の近郊整備地帯などにおいては、なお所期の目的を達成するために、来年度以降新たな計画を策定して引き続き事業の推進を図ることとしており、その際見込まれる関係地方公共団体の多額の財政負担に對処していくためには、財政特別措置の継続もやむを得ない措置として認めるものであります。

なお、新計画の策定等に当たっては、特に生活関連施設整備に重点を置くとともに、この際、地場産業の育成強化、伝統産業の振興育成にも十分配慮されるよう要望しておきます。

次に、公害財特法について申し上げます。

わが国の環境汚染は、一時のような深刻な状況を脱したとはいえ、新たに都市公害等の深刻化が顕著となるなど、いまだ予断を許さない状況にあります。こうした中で環境政策の停滞は許されるものではなく、国民福祉に最も身近な影響を持つ環境の改善に向かって一層の努力が必要であります。しかし、公害防止対策事業は関係地方公共団体に多額の財政負担を強いるものであり、今後とも事業の確実な推進を図る上においては、公害財特法の延長は不可欠であると考えます。

なお、本財特法における財政特別措置は、対象事業、特例国庫補助負担率等の点において決して十分とはいえないものがあつて、今後早急に再検討されるよう望むものであります。

以上、本法律案に對して賛成の意見を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○左藤委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 私は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関

する法律等の一部を改正する法律案につきまして、日本共産党を代表して反対の討論を行います。

まず、本法律案の形式につきまして一言申し上げたいと思います。

この法案は、それぞれ内容の異なる三つの法案、すなわち新産・工特財政特例法、首都圏等財政特例法及び公害防止財政特例法の期限切れに伴い、五年ないし十年の延長措置をとるといふものであります。

御承知のように、去る昭和四十九年三月二十五日の石炭対策特別委員会において、全会派一致で電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議が可決されております。この決議は、「それぞれ別個の意味をもつ三法律を一本として提出するが如き形式をとることは、審査の万全を期する上で妥当を欠く面を生ずるおそれがあるため、十分留意せられたい」となっており、これに對しまして当時の中曾根通産大臣は、「今後十分慎重に對処してまいりたい」と述べています。

ところが、政府が今回も別個の三法案を一本の法律案としてまとめて提出してきたことは、審査の万全を図る上できわめて妥当を欠く措置であり、かつ附帯決議を踏みにじった点で議會輕視と言わざるを得ません。

わが党は、本改正案中の三つの法律について、次のようにそれぞれについて評価を下すものであります。

まず、新産・工特財政特例法の延長についてであります。

この法律の十五年間の実績をみますと、わが党が制定時に指摘したところですが、道県の新産等債の許可状況が産業基盤事業に偏重していることに端的に示されるように、大企業中心の産業基盤整備が図られた跡が歴然として見えます。

最近の低成長下で産業基盤投資が後退したこととも関連して、おこなわれている生活関連事業整備がやや進む傾向が見られるものの、依然として産業

基盤整備が中心であることに変わりありません。延長後においても、秋田、富山など企業未進出地域において原発立地等の誘導策として運用される可能性もあり、この延長については反対するものであります。

次に、首都圏等財政特例法についてであります。

この法律も、基本的性格は新産・工特財政特例法と同様であります。道府県が中心となつて大企業本位の地域開発を推進するという側面より、立ちおくれた住民生活関連事業の整備が中心となつたことが十五年の実績から読み取れます。

しかしながら、延長後においては、日立新港等の新たな地域開発や市街化区域の線引き見直しによる開発、さらには、公害をまき散らす幹線道路の促進などの手段等にも使われるおそれもあり、これに對しては棄権の態度をとるものであります。

これら二法につきましては、関係自治体もその延長を強く要望していたところですが、これは期限切れによる減収が主たる理由で、この点につきましては、わが党の地方財政危機打開緊急措置法の実現により基本的な充足できるもので、政府の大企業本位の政策推進と絡ませたところの財政措置は、地方自治を侵害するものと言わなければなりません。

最後に、公害防止財政特例法についてであります。

この法律の十年間の実績をみますと、わが党が制定時に指摘したとおり、不十分な点が幾つか見られます。たとえば、公害防止事業の範囲と対象地域が限定され、新産・工特財政特例法や首都圏等財政特例法による財政措置の実績と比較しても劣っていること、また、補助率のかさ上げが二分の一と法定されているにもかかわらず実績では三分の一にすぎず、超過負担が多く出ている点などです。しかしながら、不十分であつても改善措置であり、この法律の延長については賛成の態度をとるものであります。

以上、別個の三つの法律についてわが党の態度

を明確にしたところでありますが、分離採決もかなわず、一本の法律案として態度が問われている現状、わが党は、やむなく反対するものであります。(拍手)

○左藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○左藤委員長 これより採決に入ります。新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○左藤委員長 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。部谷孝之君。

○部谷委員 ただいま議題となっております地方税法の一部改正法案等につきまして、順次たしめてまいりたいと思ひます。

現在の財政状況が国も地方もきわめて厳しい現状にありますことは、いまさら申し上げるまでもないところでありますが、かつて、戦前のことで

すが、大内兵衛教授が雑誌「改造」に「公債九十億、その経済的意義」という表題で論文を書かれたことがあります。そして、このままで行つたら日本は恐るべきインフレになるといふ警告をされたことがあるわけでもあります。

時代は変わりましたけれども、五十六年度末には国が八十二兆円、地方が三十一兆六千億円、合算すると公債は百十三兆円を超す、こういう状況になるわけでありまして、大変深刻な問題をわれわれは抱えることになるわけでありまして、量的にも質的にも市場の動向から見ましても、国債を発行して、あるいはまた地方債に依存するといふ日本の財政が危機的な局面を迎えておると思ふわけですが、こうした現象に對しまして大臣はどのような御所感をお持ちか、まずお尋ねいたします。

○安孫子國務大臣 言うまでもございせんが、国債増発に関連する地方債の増発等の問題も、結局いたしますところ、第一次オイルショックの打撃が非常にわが国にとりまして深刻であつた。その結果、税収は激減をし、しかも景気の回復のために政府の支出を増加しなければならぬ、そういう立場に立ちましたので、やむを得ず公債に依存するような運営が行われざるを得なかつた状況であります。その結果、言うまでもございせんが、先進諸国におきまして日本の経済発展というものとはトップを行つて維持しておるのが現状だと思ひます。

ただ、昭和五十二年以降におきまして、税収の回復もある程度見られたわけでありまして、税収も、いろいろな面からの歳入の増加要因が大変強まつてまいりまして、そして現在に立ち至つて、ただいま御指摘になりましたような国債あるいは地方債残高というものが巨額に達した、こういう段階に來ておるわけでありまして、究極いたしますところ、オイルショックの際における日本の選択は間違つていなかったと思つております。

しかしながら、今後の問題といたしまして、この国債及び地方債の巨額なる残高の償還並びに財政構造の改善ということにこれから取り組んでい

かなければならぬ、そういう事態に立ち至っておる。したがって、公債増発というような問題についていろいろ御意見があると思ひますけれども、あの時期におきましてはやむを得ず、また正しい選択ではなかったらうか、これからまたそのバランスの上に立ちまして、その回復のためにわれわれは努力していかなければならぬのではなからうか、こんなふうに認識をいたしております。

○部谷委員 こうした地方財政の危機、この危機の打開につきまして今後どのような方向でお進みになるか、御答弁願います。

○安孫子国務大臣 日本がこれからどういふ選択をしていくかという問題になりますと、やはり昭和五十二、三年以降歳出が非常に増加をいたしておる。これはいろいろの正しい理由はあると思ひますけれども、全体のバランスから申しますと、歳出増加要因に対しましてのある程度の措置を講ずるといふことも、この国債、地方債、巨額なものを抱えておる財政を回復いたし、健全な国家並びに地方団体の運営をしていくためにはどういふものとらざるを得ない措置ではなからうか。

しかしながら、地方の実情を考えますと、どうしてもいままでの資金配分が国に重点が置かれ、地方に二次的な財源配分が行われる傾向が多々あったわけがございます。この機会に本当に、地域社会に対して積極的な、身近な問題として活動いたしております地方団体に対するところの財源配分について、国との関係において調整をとっていくというところが、全体の適正なる日本の政治運営の上におきましてきわめて重要な課題ではなからうか、そんなふうに考えておるところでございます。

○部谷委員 そこで、具体的な問題にちよつと触れてみたいのですが、いま物価調整税というふうなことがいろいろと議論され要求されておる状況の中で、住民税はどういふ増税できるという環境にはない。それから固定資産税、これは五十七年に土地家屋の評価がえが行われるわけでありま

すので税率の引き上げはやりがたい。それから自動車税は、昨年度税率がすでに引き上げられております。また自動車の取得税あるいは軽油引取税、これは五十七年度まですでに暫定税率が適用されております。したがって増税がやれない。こういうふうな検討してまいりますと、結局大衆は、国税における法人税の引き上げを中心とする増税に頼りながら、一方地方税においては、増税が可能と見られる不動産取得税の税率の引き上げを行ったのではないかと。ということになりますと、今度の増税はそうした政策的な意図というものが度外視されて、いわば取りやすいところから取る、そういう印象を私はぬぐうことができないわけでありま。

こう見てまいりますと、自治省に果たして財政再建に対する一つのポリシーがあるのかどうか、そういう点を疑わざるを得ないわけでありま。自治省はこの点のようにお考えでございます。

○石原府委員 五十六年度の地方財政の状況は、御案内のように税制改正前の段階では一兆数千億の財源不足が見込まれる。こういった状況の中で、地方債もなるべくふやさないでいかなければいけないという要請もこれであり、地方税源の充実強化を何としても図りたいということではないか。強化を何ともしようか、五十四年十二月の国会決議の趣旨もこれあり、五十六年度の税制改正は、いわば既存税目の見直しという制約の中で財源の拡充強化を検討せざるを得なかったわけでありま。

そうした中で、ただいま先生からも御指摘ありましたように、住民税、事業税あるいはそのほかの流通税、消費税、いろいろな税につきまして地方税源の充実強化の可能性を探ったわけでありま。その結果、不動産取得税につきましては、税制調査会でも指摘されておりますように、この税が昭和二十九年に創設されて以来税率がずっと三%のままである、なお若干の負担の増加の余地があるのではないかと、こういった御答申もいただき、今

回税率の引き上げに踏み切ったわけでありま。したがっていましてポリシーといひますか、国、地方を通じて税制、財政のあり方を根本的にどう考えていくか、こういったことにつきましては当然さらに高い次元からの検討が必要であらうかと思ひますが、五十六年度につきましては、いろいろな制約のもとで可能な限りの税源充実を図るという意味で、不動産取得税の税率の引き上げを行った次第でございます。

○部谷委員 不動産取得税につきましては、具体的に後でまたお尋ねをしてみたいと思ひますが、きょうの新聞によりますと、きのうの日本商工会議所の総会におきまして鈴木総理が、国民の期待にこたえるために行政改革を内閣の最重要課題として、五十七年度増税なしの財政再建に向かつていきたい、そのためには政治生命をかけた、こういう決意の表明がされたということが報道されております。また自民党の四年生議員と懇談会の席上でも、大型間接税を五十七年度に導入しない、歳出の削減による予算編成を行う、こういう意見を述べられたことが報道されておるわけですが、この総理の見解、これに対して大臣はどのようにお考えでしょうか。

○安孫子国務大臣 先ほどの御質問にも申し上げましたとおり、この第一次オイルショック以来の動向を考え、現段階を省察いたしますと、やはりこの際歳出増加要因というものをある程度整理をいたしまして、財政のバランスをとって、今後における発展を遂げていく道筋をつくるというところは、私はきわめて重要な問題ではなからうかと存じます。その過程におきまして、地方財政の問題も取り上げていかなければならぬと思っております。

は、税制のあり方、国会の論議、財政、経済の見直しなどを踏まえて幅広い論議を尽くしていく、こういうふうには実は本会議で述べられておるのであります。五十七年度の新税導入につきまして非常に含みのある発言をされたわけでありま。また、いま大臣の地方財政に対する御答弁も、あらかたそのような方向での御答弁であったように思ひますが、きのうの総理の発言はこのことを否定されたか受け取れるのですが、大臣いかがお考えでしょうか。

○安孫子国務大臣 その点について総理といひる意見を交換したわけではございませんけれども、総理といたしまして、その点は政治的に非常に悩んでおる問題だと思ひます。行政の整理、これはやはり基本であらうと思ひます。この点について一段の努力をする。しかしながら、それでバランスが回復し得るまでにはいけるかどうかということについて、総理といたしましていろいろと見当をつけておられると思ひますけれども、本会議において述べられた所信の一端は、そうした点を総理といたしましては含みを持って述べられたものだと思ひます。端的にどちらでいけるかという問題ではなくして、この辺の調和をとってこの重大な時期を乗り切るといふことが基本的な構想でございます。したがって、総理といたしましては、第二臨調も発足いたしましたし、また世論の動向を考えますと、この際、税収の増加よりも政府の歳出の増加というものを極力圧縮をいたしまして問題を解決していきたいという考え方に立つてお述べになったのが、本日の新聞等に掲載されておる内容であらう、私はこういうふうな理解をいたしておるのでござい

○部谷委員 去る一月二十八日に行われました衆議院本会議におきまして鈴木総理は、一般消費税につきまして、国会の決議もあつて従来検討された形のままでは困難であるが、税制調査会の中期的答申では間接税は避けて通れないと述べておる。中期答申がそのように述べておる。政府として

は、税制のあり方、国会の論議、財政、経済の見直しなどを踏まえて幅広い論議を尽くしていく、こういうふうには実は本会議で述べられておるのであります。五十七年度の新税導入につきまして非常に含みのある発言をされたわけでありま。また、いま大臣の地方財政に対する御答弁も、あらかたそのような方向での御答弁であったように思ひますが、きのうの総理の発言はこのことを否定されたか受け取れるのですが、大臣いかがお考えでしょうか。

○安孫子国務大臣 その点について総理といひる意見を交換したわけではございませんけれども、総理といたしまして、その点は政治的に非常に悩んでおる問題だと思ひます。行政の整理、これはやはり基本であらうと思ひます。この点について一段の努力をする。しかしながら、それでバランスが回復し得るまでにはいけるかどうかということについて、総理といたしましていろいろと見当をつけておられると思ひますけれども、本会議において述べられた所信の一端は、そうした点を総理といたしましては含みを持って述べられたものだと思ひます。端的にどちらでいけるかという問題ではなくして、この辺の調和をとってこの重大な時期を乗り切るといふことが基本的な構想でございます。したがって、総理といたしましては、第二臨調も発足いたしましたし、また世論の動向を考えますと、この際、税収の増加よりも政府の歳出の増加というものを極力圧縮をいたしまして問題を解決していきたいという考え方に立つてお述べになったのが、本日の新聞等に掲載されておる内容であらう、私はこういうふうな理解をいたしておるのでござい

○部谷委員 ところで、日本経済新聞二月六日の記事によりますと、「大型間接税の創設に協力するから税収の半分は地方に回してほしい」という「運動」を自治省がひそかに開始した。こういうふうな書いてあるわけでありまが、そうした大型間接税の導入というものを前提として、すで

は、税制のあり方、国会の論議、財政、経済の見直しなどを踏まえて幅広い論議を尽くしていく、こういうふうには実は本会議で述べられておるのであります。五十七年度の新税導入につきまして非常に含みのある発言をされたわけでありま。また、いま大臣の地方財政に対する御答弁も、あらかたそのような方向での御答弁であったように思ひますが、きのうの総理の発言はこのことを否定されたか受け取れるのですが、大臣いかがお考えでしょうか。

に來年度あるいはそれ以降の財政關係のいろいろ
な計画が立てられておるのではないか。特に今回
自治省は、地方税法等地方財源の充実という問題
につきましては余り大きな、基本的、根本的な改
正がなかつたわけでございますが、そのことは、
そうした五十七年度以降の大型間接税をにらんで
のことしの態度ではなかつたか、こういうふう
に思うのでありますが、その点いかがでしょうか。
○石原政府委員 いわゆる大型間接税なるものの
具体的内容等について、自治省として現段階で検
討している事実はございません。したがって、いまし
て、それとの関連で国と地方の税源配分の問題云
々という記事が出ておりますけれども、そういう
ことも特に具体的な検討をしてはいるわけではご
ざいませぬ。ただ、先ほども申し上げましたよう
に、五十六年度の税制改正につきましては、現行
税制の枠内で検討せざるを得なかつたということ
は事実であります。

それから今後の問題として、税制調査会の中
期答申でも指摘されておられますように、今後の
財政再建を考える場合には、第一次的には歳出の
徹底的な見直しに努力が払われるべきであるけれ
ども、そのみで財政再建が達成できるかどうか
という点についてはいろいろ問題がある、そし
て課税ベースの広い税源の強化についてどうし
ても検討せざるを得ない、その一環として間接税
というものも避けて通れない検討課題だというこ
とを税制調査会が述べているわけです。これが今後
具体的にどういう形で審議が展開されていくかに
よっては、私も当然それとの関連で地方税源の
充実強化のあり方を模索していかなければならな
いわけでありますが、現段階で具体的な検討を行
っているというところはございません。
○部谷委員 中期答申ではこのように述べてお
りますね。「高い経済成長率の下で豊かな自然増収
に恵まれ、財政支出に対する様々な要請に比較的
無理なく対応し得たかつての時期とは異なり、今
後の財政運営に当たっては、既存の制度、既定経
費についての厳しい見直しを行い、また勇断をも

つて行政改革の実現を図ること等により、歳出
の節減合理化に努めることを強く望むものであ
る。財政再建は、単に特例公債、借入金等への依
存の解消にとどまることなく高度成長期に生じた
歳出の増加傾向そのものを是正するものでなくて
はならない。この努力を欠いたまま税収の充実を
図ることは、かえつて財政の肥大化をもたらすこと
に終わる懸念がある。こういうふうにして述べ
ておられるのであります。まさにそのとおりだと思
ひます。

こうした歳出の徹底的な見直しや行政制度
そのものの改革を行うことによつて財政再建が可
能でなしに減税さえも可能ではないか、こういう
ふうに思うのですが、五十六年度においてまずこ
れをやるべきではなかつたか、自治省は五十六
年度の歳出削減につきましてどのような心構え
を持っておられるのか、この点重ねてお尋ね
したいと思います。

○土屋政府委員 御承知のような大変厳しい
財政状況でございます。どうしても財政の健全化
を促進していきたいと思つておるわけでござ
います。そのためには歳出の節減合理化、経費
の効率的な使用に徹する必要があることはお
示しのとおりでございます。

そういうことで、五十六年度の地方財政計
画の策定に当たりまして、全体として計画規模
の増加率を昭和三十一年以来の低い率、七
・七％増といふことになりました。五十五年度
が七・三％でございましたが、なお低い線に
抑えたわけでございます。また、公債費を除く
一般歳出の増加率も五・九％といふことで、
五十五年度の六・六％に比べてなお低め
ておるといふことで、全般的に抑制基調に
立つて圧縮型にしておるわけでございま
す。

例を二つ三つ申し上げますと、たとえば給
与関係経費については職員数の増加抑制を
図るといふこと等をいたしますとともに、給
与改善費についても国に準じて一％だけを
組み入れるといふことで、全体として抑制
基調を示しておるわけでござ

います。

一般行政経費につきましても、国庫補助
負担金を伴うものについては国と同様にか
なり厳しい抑制をいたしまして、国庫補助
負担金を伴わないものにつきましても、た
とえば福祉関係経費とか私学助成費ある
いは中小企業に関する貸付金等、どうし
ても充実を図らなければならない以外の
ものにつきましては、極力抑制するといふ
考え方に基つて財政計画をつくつたわけ
でございます。一々申し上げませんが、義
務教育職員等については、すべて抑制基
調に立つて計画をつくりまして、特に職
員定数につきましては、国家公務員の定
員削減計画に準じて六千七百人の削減
を行うことにしたのでございませぬ。

一般行政経費の単独分も、伸びを九・一
％から七・六％といふふうな引き下げてお
るわけでございませぬ。そのほか、投資
的経費のうち、単独事業等につきま
しては、所要の額は十分確保するといふ
ことも配慮いたしました。

なお、私も私どももいたしましては、地
方、地方の歳出には国の施策というものが
きつて多く関連してまいりますので、そ
ういった点については国においてもい
ろいろな経費の増加につながらないよう
に極力抑制をいたしたいといふことをお
願ひしております。地方もみずから判断
をいたしまして、今後なお計画的に定数
なりその他いろいろな部門にわたつて実
態に合うような合理化を進めてもらふ
ように進めていきたい。そういう意味で、
五十六年度はそれなりの努力をいたし
ましたが、なお私どもとしては、まだ緒
にいたばかりであると思つております。
引き続き節減合理化といった点には十分
検討を加え、地方団体とお互に工夫を
こらしていただきたいといふことをお
願ひするつもりでございます。

○部谷委員 そこでまた、第二臨調に
戻りたいと思つた。土光会長は、増税によ
らないでも財政

再建ができるという考え方を出發点とし
たいといふ決意を示され、鈴木総理も、調
査会の意見を最大限に尊重し実現を図る
ことを約束する、こういうふうな確約を
されて船出をしたわけでありまして、一
面ではまた、果たしてどこまでできるか
という疑問が国民の中にもかなりある
と思ひます。これはかつて第一臨調があ
つたとき、これを完全に実行しておれば
第二臨調は必要ないほどのきつめてりつ
ぱな答申であつたけれども、それがい
ろいろな理由の中で実現されなかつた、
そういうふうな感じが一面では強く出
てきておると思ひます。ですから、こ
うした第二臨調に對しまして自治大臣
は基本的な御期待をしておられるのか、
まずお答え願ひします。

○安孫子国務大臣 よく第一臨調と第二
臨調の問題を比較して論議されておられ
ますが、客観的な背景は、第一次臨調
當時よりは第二次臨調の現在における背
景はきつめて深刻なものと私は認識を
いたしております。したがって、第一
次臨調に對しては答申が余り実現しな
かつたといふような批判、これは甘ん
じて受けなければならぬ点ではござい
ます。けれども、当時におきましては高
度成長期にもございませぬ。さうい
ふことであります。第二次臨調の背景と
なるものは、ただいま申し上げました
とおり、本場に土壇場立つておるとい
うような事態であると私は認識をいた
しております。

したがって、第一臨調に對しては答申
が余り実現されなかつたといふことが、
直ちに第二次臨調の答申も行かないであ
ろうかといふわけにはまいらぬだらう、
私はさういふふうな思ひます。その
点は総理も、相當の決意を持ってこの
問題に当たらうといふことであるとい
ふ御発言があるものと、丁度よく思
つております。したがって、第二臨調
の問題から申しますならば、第二臨調
に對しては答申されたことは必ず実行
するといふ決意のもとに現政府は問
題を進めていくことに相なるだらう
と思ひます。

○部谷委員 そうしますと、今度自治省といたしましては、この地方行政に關しまして第二臨調でどのような点について特に審議をしてもいいかと望んでおられるのか、その点をお尋ねします。

○安孫子國務大臣 国と地方の關係は、いろいろな議論がございますけれども、国があつての地方であり、また地方があつての国でもある、唇齒輔車の關係にあるわけでございます。それに地方の行政の問題にいたしまして、国との関連においてきわめて重要な影響力を持つのが現在の日本の地方団体の姿でございます。したがって、第二次臨調におきまして、基本的には国の制度あるいは行政運営についての問題が重点として取り扱われると思ひますけれども、おのずから議論するところは、地方の行政の問題にも波及することは当然ではなからうかと思ひます。

しかしながら、答申の形においてどういふものが出るかという点になりますと、地方の固有の問題もございいます。かような点をどう整理するか、こういうことは出てくるだらうと思ひます。この点については人選の面におきまして、第二次臨調の委員には特に地方の問題に造詣も深いし、そしてまた地方制度調査会の会長でもあります林君が委員として入っております。さようなことで、第二次臨調といたしまして内部的に答申の前におきましてはその辺の程度の整理はつくものだらう、私はそういうふうに思っております。したがって、これは截然と国と地方と区別できる問題でない分野が相当あるわけでございいますから、その辺は議論の対象にも相なるだらう、答申の際にもそこをどう整理するかという問題は残ると私は思っております。

しかし、国と地方との關係が第二次臨調において議論されることは望ましいと思ひ思っております。と申しますことは、地方の問題は、国を離れて制度改正はあり得ないわけでございいますから、この際大いに議論を尽くしてもらつて、国と地方の關係が不適切である、財政上から見ても改善を要する面がある、それから行政の効率化の面からいっても問題があるということが議論をされる過程において、地方についての格段の配慮がなされるべきであらうということが認識としては高まっております。これは制度の面においていふものではないか、こういうふうな考え方をいたして、いふものではないか、この点は今後の推移によりまして、私もそういう線に沿つて配慮していかなければならぬ問題だ、こう思っております。

○部谷委員 すでに地方制度調査会が設置されておりました、地方行政の制度につきまして逐次答申を出してきておられるわけですが、この地方制度調査会と第二次臨調との關係、これはどのような理解をすればよろしいのか、お示し願ひたいと思ひます。

○安孫子國務大臣 第二次臨調の方は国の立場において、国の制度、国の行政運営という面から立論の根拠になると思ひます。それから地方制度調査会は、地方というものを主体といたしましてのいろいろな議論を尽くし、答申をいたしていただくわけでございいます。そこで若干スタンドポイントの違いはありますが、問題点を挙げては共通する面もあるわけでございいます。

従来、地方制度調査会において各種の答申を得ておりますが、この答申を要するものが大部分でございいます。したがって、第二次臨調においてこの点の問題を国の制度として取り上げていくというところに相なりますれば、やはり地方の問題といたしましてより前進を得る要素もあるだらうと思つておられるわけでございいます。

したがって、この關係は、兩者唇齒輔車の關係にあるといふことを申し上げましたが、その線に沿つて進むべきものでありますし、なかなか第二次臨調と地方制度調査会の關係におきましては、私もいろいろな行政管理局とも話をいたしましてした中において、第二次臨調におきましては、

地方の問題についていろいろ地方制度調査会の答申、議論というものがあつたのであるから、これを十分に尊重して遺憾なきを期してもらいたいという点については合意を見ておられるわけでございいますし、人的關係においてもそのつなぎをとつておられるわけでございいますので、この辺は議論の過程におきまして適切な進行がとり行われるであらう、かように期待をいたしてはいるものでございいます。

○部谷委員 そういたしますと、先ほどちよつと述べられました自治体の固有の行政の問題あるいは公務員の数の問題、給与の問題、そうした具体的な問題につきましても、第二次臨調で審議の対象になるのかどうか、またそうしたものを対象として行つたならば、自治省はそれに対してどのように対応せられるか。いま、いろいろ人を入れておられるというお話でございますけれども、聞くところによりますと、そうした問題について行管と自治省ではいささか意見の相違があるようにも聞いておられるわけなんです、そういう意見の相違を克服してうまくやれるのかどうか、その点いかがでしょうか。

○安孫子國務大臣 人の問題になりますと、これ御承知のことでございますが、地方団体の人の増加というものは、いつも申し上げておられるわけでございますが、たとえば警察、消防、教員あつて増加というものが行われておる。本場に地方団体パワーの問題では、その人員はふえていくわけではない。したがって人員の抑制を図るということになれば、国のそうした問題にどう取り組むかというのをやはり前提として考えてもらわなければ、問題の解決にはならないわけでございいます。

さような点については、やはり第二次臨調においても議論をした方がいいのではなからうか、そういうものを一切抜きにいたしまして地方制度調査会だけでその問題を議論するよりは、より改善の方向を見出すには、第二次臨調においても議論を尽くしてもらつた方がより解決についての前

進を図り得るものではなからうか、私はこういうふうに認識をいたしておられるわけでございいます。この点をひとつ十分踏まえ、しかしながら地方団体の固有の問題となりますと、なかなか整理はむずかしいと思ひますけれども、その辺の問題については地方の自主性を尊重するといふことをやはり原則としてこれからの問題を煮詰めていくべきだらう、こういうふうに思っております。

○部谷委員 先ほどもお話ございましたように、地方制度調査会の林会長が臨調の委員としてお入りになつておられるわけでございいますから、そうした中で国と地方の關係のみならず、自治体固有の問題についてもひとつ組上り上せて、白日のもとで国民の納得のいくような議論が進められることを私は提言しておきたいと思ひます。

次に、第二交付税の問題であります。このことにつきましては、わが党が従来主張を続けておるところでありまして、五十六年度の予算編成に当たりましてその党首会談におきましても述べておりますし、また国会での代表質問、予算委員会の質問を通じて第二交付税制度の創設、これを政府に対して強く要請してまいりました。

これに對しまして大蔵大臣は、党首会談におきまして口頭で基本的には賛成である、第二次臨調で検討してもらいたい、こういう旨の発言をされておられるのでありますが、自治大臣といたしまして、この第二交付税の提案についてどうお考えでございましょうか。

○安孫子國務大臣 第二交付税という構想については、私もその考え方については、地方に一つの自主財源を与える、あるいは一般財源を与えるという意味において理解をするものでございいます。しかしながら、物によつて若干実際は違ひますけれども国の補助負担金制度、これは一地方だけではない、国全体の計画のもとに進めるといふ性格のものが相当あるわけでございいます。それは、末端に参りますと地方だけの問題になりま

すけれども、全体の経過から申しますと、やはり国全体の立場においての政策の実施のための手段

進をとり得るものではなからうか、私はこういうふうに認識をいたしておられるわけでございいます。この点をひとつ十分踏まえ、しかしながら地方団体の固有の問題となりますと、なかなか整理はむずかしいと思ひますけれども、その辺の問題については地方の自主性を尊重するといふことをやはり原則としてこれからの問題を煮詰めていくべきだらう、こういうふうに思っております。

○部谷委員 先ほどもお話ございましたように、地方制度調査会の林会長が臨調の委員としてお入りになつておられるわけでございいますから、そうした中で国と地方の關係のみならず、自治体固有の問題についてもひとつ組上り上せて、白日のもとで国民の納得のいくような議論が進められることを私は提言しておきたいと思ひます。

次に、第二交付税の問題であります。このことにつきましては、わが党が従来主張を続けておるところでありまして、五十六年度の予算編成に当たりましてその党首会談におきましても述べておりますし、また国会での代表質問、予算委員会の質問を通じて第二交付税制度の創設、これを政府に対して強く要請してまいりました。

これに對しまして大蔵大臣は、党首会談におきまして口頭で基本的には賛成である、第二次臨調で検討してもらいたい、こういう旨の発言をされておられるのでありますが、自治大臣といたしまして、この第二交付税の提案についてどうお考えでございましょうか。

○安孫子國務大臣 第二交付税という構想については、私もその考え方については、地方に一つの自主財源を与える、あるいは一般財源を与えるという意味において理解をするものでございいます。しかしながら、物によつて若干実際は違ひますけれども国の補助負担金制度、これは一地方だけではない、国全体の計画のもとに進めるといふ性格のものが相当あるわけでございいます。それは、末端に参りますと地方だけの問題になりま

すけれども、全体の経過から申しますと、やはり国全体の立場においての政策の実施のための手段

だという面があるわけでございます。それによつて、国庫補助負担金制度というものができておるわけでございます。

これには、いろいろ実際上の差、内容の差もございませうけれども、そういうものがあるわけでございませうから、国庫補助負担金というものを全廃をいたしまして第二交付税にするということについては、理論的にも私は問題があるのではなからうか、こういうふうに思っております。考え方自体については私は理解をいたしますけれども、そうした制度の本来の趣旨から考えますと、そこに問題点があるのではなからうか。

しかし、そうしたことをわれわれは理解をし、そしてまたそういう方向も望ましいと考えます。理由の一つには、補助負担金制度というものの実施状況を見ますと、きわめて一方的であり、そしてまたその補助負担金を得るために行政上のむだも非常に多い。それから、地方の問題を自律的に解決をしていくという能力を地方団体から奪ひ、そして陳情政治に陥るといふ危険性も現実にはあるわけでございませう。

そういう面を考えますと、補助負担金制度のあるものにつきましてそうした弊害を除去するような制度をつくるということが、現実的には私は適切ではなからうかという個人的な見解を持っております。第二交付税という構想、これについて私は大変理解を示すものでございませうけれども、国庫補助負担金制度の本来の趣旨から申しますと、そこに段階的なものを考えていかなくちやならぬのじやなからうか、こういう考えをいたしておるものでございませう。

○部谷委員 第二交付税は、いまの補助金制度の弊害を除去するためにそういう形にしたらどうかという提言でありまして、たとえいまの制度だから陳情政治の弊害というものがあつたわけでありまして、十二月の暮れになりますと、新幹線はいっぱい、第一議員会館、第二議員会館の食堂は、もうわれわれが足を踏み込めないほどの陳情団が大挙してやってくる。そのことに対する行政のむだ

遣いというものがかなりな数字になる。そういうところから、第二交付税の提案をしておるわけでありませうから、どうもいまの大臣の御答弁は逆のお説を伺っているような気がいたしますが、この第二交付税につきましては、また地方交付税法の質疑の時間もありますので、きょうはここでとおききたいと思ひます。重ねてひとつ、この問題についてはいろいろ質疑応答を通じて明らかにしていきたい、このように思ひます。

次に、住民税についてであります。このたび五十六年度限りの特別措置をいたしまして、個人住民税の所得割の非課税措置を設けたのであります。これはどういう理由でこういう措置をとられたのか、まずお答え願ひます。

○石原政府委員 住民税につきましては、御案内のように、昨年も一昨年もそれぞれいづゆる課税の最低限の引き上げによる減税を行つてまいりました。五十六年度につきましても、この問題の検討を行つたわけでありませうが、地方財政の現状は、大幅な減収を生ずるような改正にたえられないといふ実情にありませう。

仮に、所得控除を一万円引き上げますと、それだけで平年度七百三十億ほどの減収を生じます。先ほどのお尋ねにもお答えしましたように、既存税制の中で地方税源の充実、確保を図るといふことを検討しますと、なかなか税収増につながるような案がないといふ苦しい状況の中で、この住民税の扱いをどうするかというのを種々検討したわけでありませうが、初めに申しましたように、従来のような形で所得控除の引き上げによる減税は、五十六年度の場合とてい困難であるといふ状況にあらうわけであります。

しかしながら一方において、諸物価の上昇等を考えますと、低所得者層に対する配慮ということをしないうわけにはいかないといふこともありまして、五十六年度限りの措置として、一定の所得以下の人については住民税を課さないといふ、いわゆる非課税限度方式というものを導入することにしたわけであります。しかし、このような方

式が住民税の課税の仕方としていいのかどうか、これらについては大いに議論があります。そこでこれを恒久制度とせず、五十六年度限りの措置としてこのような措置を講じたわけでありまして、これについては今後さらにどういふ形がいいのか研究を重ねていかなければならない、このように考えております。

○部谷委員 五十六年度限りの措置ということですが、五十七年度におきましても、生活保護基準額との逆転現象が、これは間違ひなく起こるであらうといふことは容易に想像されるわけですから、そうした場合には、従来のようないづゆる控除額を引き上げる等の措置によつて住民税を行行、こういう構えがあるといふことなんでしょうか。

○石原政府委員 課税最低限のあり方、あるいは今回採用することにした非課税限度のようにならうか、これらについてそもそも所得課税全体の中でどう位置づけていこうかといふのは、税をどう考えたいのかといふ点については、税制調査会でもさらに研究しないと言つておられます。国民生活水準あるいは社会保障水準との関連なども考えながら、さらに検討をすべきであるといふ御答申もいただいております。

したがいまして、私もいいたしましては、五十七年度以降、従来のような形での課税最低限の引き上げの問題をどうするか、それから五十六年度限りに導入することにしたこの非課税限度方式を五十七年度以降どうするかといふことは、当然考えなければならぬと思ひます。ただし、その場合におきましては、国税、地方税を通じて、所得に対する課税の税率の構造をどうするか等も含めてさらに検討するべきものだ、このように考えております。

○部谷委員 いま、減税問題がきわめて大きな政治課題の中心になつておりまして、そのことを中心にいたしまして国会が動いているような感じがします。そのことは、昨年六・四%の物価上昇を抑えるという約束を政府がされ

た、そんなことから、昨年度の賃上げが大体七%前後でおさまつた。ところが実際には、消費者物価が八%まで上がるという状態の中で目減りがきつたわけでありませうから、物価調整の減税をやつてもらいたいといふことがいま非常に大きな政治課題になつておるわけであります。

したがいまして、そういう観点からいいますと、人的控除の引き上げといふもので住民税を行行すべきであつて、今度のようになくす措置は、まさに勤労国民をばかにした措置ではないかと思ひます。その辺の御見解はいかがでしようか。

○石原政府委員 住民税の課税のあり方からいいますと、従来から行われておりますようないづゆる一定の生活に最小限度必要な分を非課税としていく、そういう行き方が所得課税のあり方としては最も望ましいんだといふことが税制調査会等でも言われております。

したがいまして、私も、今回採用したこの非課税限度方式の導入が万全なものだといふふうには決して考えておりません。財源事情その他が許すならば、従来のような方式による課税最低限の引き上げがいいのじやないかという議論も検討の過程ではあつたのでありますけれども、先ほど申しましたように、従来方式でいきますと巨額の減収を生ずる、その巨額の減収を別途補てんする方策が当面考えられないといふことで、最小限度低所得者層について減税効果の及ぶ措置を講じようといふことで今回の方式を選択したわけでございまして、この方式を今後どうするかといふことについてはさらに研究していかねばならぬといふ、このように考えております。

○部谷委員 これからまた自動車関係税、不動産取得税、外形課税と、実はお尋ねしたいことを準備しておるのですが、時間が切迫いたしましたので、ひとつ簡明に御答弁をいただきたくと思ひます。まず、自動車の関係でございませうが、軽自動車

の月割り課税制度を廃止されることになっていくわけですが、これはどのような理由によるものでありましようか。

○石原政府委員 軽自動車税につきましては、すでに一部の車種については月割り課税制度が廃止されております。なお残っている車種につきましては、市町村の課税の第一線の人たちは、月割り課税によって入ってくる税収が非常に少ない割りにコストがかかる、また納税者の立場から、わずかな税額のためにいろいろな手間がかかるという声があるということで、主として徴税簡素化という見地から月割り課税を今回廃止したい、このように考えた次第であります。

○部谷委員 課税の簡素のためにやられた措置だということですが、こうした制度の改正によりまして財源はどれくらい浮いたのでありましようか。

○石原政府委員 月割り課税制度を廃止することによって失われる財源は一億足らずと見ておりますが、一方徴税コストの節減効果といたしましては、いろいろな推計方法があるのですけれども、従来の実態などを踏まえて推計しますと、三十億近い徴税コストの軽減につながるのではないかと、このように見ております。

○部谷委員 この問題によりまして、三月の末に軽自動車を買えばまるまる六千五百円の税金がかかる、四月二日以降に買えばこれが一銭もかからない、こういうことになるわけですが、買入時期がちょっとずれることによって一年分の税がかかったりかからなかったり、そういうことが税負担の公平という観点からいって問題はないかどうか、簡単にどうぞ。

○石原政府委員 結局、月割り課税制度をどうするかという問題は、まさにいま先生御指摘のようなことが関連するわけでございまして、私どもが月割り課税制度を廃止に踏み切ると考えたゆえんのもの、自動車税に比べて軽自動車税は税率が比較的低いということ、それから月割りによって課税したり、あるいは還付したりという手間が非

常ににかかるということから、廃止に踏み切ったわけでありまして。

したがって、三月末に買えば四月一日現在保有しますから年間税額がかかる、四月二日に購入した人は一年間かからないということ、この月割り課税制度に踏み切る以上は当然予定されることでありまして、これはやむを得ないことではないかと考えております。

○部谷委員 買入時期によって、税金がかかったりかからなかったりする。実は、大体三月購入が一番多いのです。いろいろ指数が出ておりますが、一五〇くらい、つまり月々の平均の大体一・五倍は三月に買われる、こういうことになっておるわけでありまして。そういたしますと、今度はデューラーの方にユーザのそうした税負担が転嫁されるというおそれが実は出てくるのです。

これは現実には商売をやっている人は非常に敏感でありまして、そういうことを非常に懸念しておるわけでありまして、そうした単純に簡単にやりになることが経済上あるいは民生上いろいろな波及効果を及ぼしていくことを十分認識された上でひとつ廃止していただく、その提言は取りやめていただきたい、こういうふうに思うわけでありまして。同時にまた、このことは一般の自動車に次は及んでいくのではないかと、こういう心配もあるのですが、その点はいかがでしうか。

○石原政府委員 結論から申しますと、いわゆる普通の自動車は、一般の自動車税についての月割り課税を廃止する考え方は持っておりません。理由は、軽自動車税の場合には税額が低いのと、それから市町村の区域を越えての移動が非常に多いために、月割り課税に伴ういろいろな事務的な手間がよけいにかかるという問題があるわけですが、自動車税の場合には都道府県が課税主体でございますから、その都道府県の区域内での移動の場合はいわゆるなし課税制度というのがございまして、移動のあった年は初めの所有者に年間分を負担していただくということで割り切っておりますので、いわゆる月割り課税に伴う事務的

なロスはいくらか問題になっておりません。

そのほか、年度の途中で取得した自動車の登録をされた方については、その自動車税は証紙で徴収するというような方法もとられておりますので、自動車税については軽自動車とは異なりまして、事務上のロスと申しましようか、そういった問題が余り深刻でないものですから、私どもは、普通の自動車についての月割り課税制度の廃止ということは、現段階では全く考えておりません。

〔委員長退席 中山(利)委員長代理着席〕

○部谷委員 次に、不動産取得税の関係についてお尋ねをいたします。

いろいろある地方税の中で、不動産取得税だけを税率アップされたわけですが、いろいろ御説明もあつたのですが、これだけに税率アップを求めた。なぜ、そこだけに求めなければならなかったのかということ、不動産取得税の税率引き上げによる地方財政への効果、これはどのように見ておられるか、この点をお尋ねいたします。

○石原政府委員 初めに、なぜ不動産取得税の税率アップを行ったのかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、私どもは五十六年度の税制改正に当たりまして、既存の税目の中で地方税源の充実強化に役立つような税目は、税率の引き上げその他による税源の強化の可能性はないかということで幅広く検討を行ったわけでありまして、なかなか効果的なものがない。不動産取得税につきましては、先ほど申し上げたように、昭和二十九年以来税率三％で据え置かれておりまして、なお税率アップの余地ありというような税制調査会の御答申等もありましたので、この税率引き上げに踏み切った次第でございます。

それから、この税率引き上げによる効果でございますが、税率引き上げによる増収額は初年度は二百十億円。これは、引き上げの実施時期とそれから課税事務の実質的なずれ込みの関係で初年度は二百十億円でありますが、平年度になりますと七百二十八億円の増収になると見ております。た

だし、別途いわゆる住宅取得控除の引き上げを予定しておりますので、この関係を差し引きますと初年度の増収額が百五十三億円、平年度の増収額が五百四十九億円、このように見込んでおります。

○部谷委員 不動産取得税あるいは固定資産税、そうしたものが住宅政策にいろいろ大きなかわりを持つことは当然なんです。建設省の方では、不動産取得税の方の税率の引き上げ、そういうものによって住宅政策上何か支障を生ずるということはないのかどうか、建設省の立場からひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○浜説明員 お答えいたします。

住宅政策の立場から申しますと、一般に取得の諸条件、たとえば公租公課を含めましてなるたけ低コストの方がいいことはわかり切つたことなんでしょう。ですから、特にこのところの所得の伸び悩み等から来る住宅着工の落ち込みを見ますと、ますますその観があるわけでございます。そういう観点から、今回の案は特に五カ年間、住宅及び住宅用地についての税率の据え置きをお取り計らいいただく案になっておりますので、その点から住宅政策上問題はございませんし、今度六年以降どうかということに相なるわけでございますが、現行もございまして課税標準の特例控除制度、こゝろ辺等を的確に運用していただければ、本年度の案もそういう内容もございまして、さらに将来においてもそういうことをお考えいただければ、住宅政策に対する税率のアップの影響は極力回避できるものと考えております。

○部谷委員 では、最後に外形標準課税であります。実は私は昨年この外形標準課税についてお尋ねをいたしました。私は、やはり外形標準課税であることが事業税としては好ましい姿である。事業税というものが応益原則による物税であること、それから欠損法人が事業税を負担しないということは応益原則に反して税の負担が均衡を欠く、それから三番目には税収が安定を欠く、こういうふうな意味で事業税は外形標準課税方式で

あることが望ましい、私もそのように考えております。

そういうことで、かねてから税制調査会からも地方制度調査会からもまた全国知事会からも、いろいろなる形でその導入に對しての報告あるいは答申というものが重ねられてきたわけですが、一般消費税の導入の問題が頭を出してきていた時点で一応外形標準課税問題は影を消したような形になりましたけれども、申し上げるまでもなく一般消費税そのものが影を消したという段階でこれはまた再び復活する問題でなければならぬわけでありまして、また中期答申の中にもそのことを指定されておられるわけでありまして、そういう情勢の中で外形標準課税を今後どのように考えておられるのか、その御方針をひとつ最後に尋ねておきたいと思ひます。

○石原政府委員 先生御指摘のように、私も税制のあり方として、事業税の性格論あるいは地方税の収入安定へといふいろいろな角度から、事業税に外形標準課税を導入することは必要であるといふ考え方を基本的に持っております。しかし、これについては、一方では赤字企業の税負担がふえるといふようなこともありまして、強い反対があることも事実でございます。長い間論争を重ねておるわけでございますが、税制調査会においてもなかなかこの外形標準課税の導入問題を切り離して解決することができなかったわけでありまして、そこで、先ほどお話がありましたように、かつて一般消費税の論議がなされた際に、それと一緒にこの問題を解決するといふことが一度は答申でも取り上げられたわけでありまして、しかし、このもとになります一般消費税がたな上げになりましたので、現在の税制調査会の空気といひましようか考え方としては、この問題はやはり今後の基本的な税制改正の中で、特に課税ベースの広い間接税の論議とともに一緒に解決するのが現実的な方法であるといふ指摘がなされております。

私どもは、その答申の線に沿って今後これを研究していかなければならない、もちろんその場合に、課税ベースの広い新しい間接税の問題がどうなるかといふことによつてはまた事柄が振り出しに戻るという可能性もあるわけですが、いづれにしても私どもはこれまでの経緯を踏まえましてその実現に努力してまいりたい、このように考えております。

○部谷委員 終わります。

○中山(利)委員 委員長代理 岩佐恵美君。

○岩佐委員 ここ数年間深刻な地方財政の危機が続いていますが、国はその対策として、国の一般会計から交付税特別会計への借り入れ、地方債の発行などを講じています。ただこの方法も、たとえば本来交付税率の引き上げをしなければならぬのにそれをせずに借り入れで措置をするために、二分の一は地方自治体の借金として残っていくわけでありまして、毎年の財源不足額も、この間の委員会でも議論されたところで、大蔵省と自治省の折衝で次第に引き下げてきていた状況であります。地方債の今後の発行についても、財政再建の観点から言えば借金はなるべく少なくしていくことが必要でありますから、このまま拡大していくことはできないといふことは明らかだと思ひます。

国からの補助金も今後は縮減される方向だといふことがはつきりしているわけですから、そうすると残された方法は、税で財源を確保するといふわけになると思ひます。ところが一般消費税のように新たな税、しかも増税額がきわめて大きなものを導入するといふことは国民の批判が強過ぎてできないといふ状況のもとで、地方税の場合、基本的には現行税制での自然増収にその財源確保を求めていくのではないかと思ひます。今回の地方税改正に当たって、私はこのような政府の考え方が非常によくあらわれているのではないかと思ひます。

いま、この問題について議論をされたところでございますけれども、私は、この問題について数字をもとに議論をさせてもらいたいと思ひます。まず、ここ数年の地方財政計画の歳入の中で、地方税の前年度比の伸び率がどうなっているか、

あわせて地方交付税国庫支出金の前年度比の伸び率がどうなっているか、五十三年度から五十六年度までで結構ですが、それぞれ数字をお示しを願ひたいと思ひます。

○石原政府委員 五十三年度から五十六年度までの間にあります地方税の伸びの状況について、初めに御説明させていただきます。

五十三年度の伸び率が一〇・四％、五十四年度が一・六％、五十五年度が一六・五％、五十六年度が一三・四％であります。五十三年度——五十六年度平均しますと、年平均で一三・三％という伸び率になります。それから金額で申しますと、五十三年度は増加額が一兆九百三十八億円であります。その内訳は自然増が一兆三百九十三億円、税制改正による初年度の増が五百四十五億円。五十四年度の場合は増加額が一兆三千四百八十七億円、うち自然増が一兆二千二百五十六億円、改正増が千二百三十一億円であります。五十五年度は増加額二兆一千三百五十六億円、うち自然増が二兆百八十八億円、改正増が千六百六十八億円でありまして、五十六年度は二兆百七十八億円の増、うち自然増が一兆九百四十二億円、改正増が七百五十六億円であります。

なお、地方税以外の歳入項目につきまして、五十三年度から五十六年度までの伸び率を平均で見ますと、地方交付税が一・二％、国庫支出金が九・三％、地方債が九・一％という状況になっております。

○岩佐委員 いまの数字で見ますと地方交付税や国庫支出金、つまり国からの支出の伸びというものが全体の中で低下をしているという傾向にあると思ひます。一方、地方税の伸び率が全体として増加する傾向にあるのではないかとどうも見られるわけですが、この点についてはどうとらえておられますか。

○石原政府委員 御指摘のとおり、傾向としては、ただいま申しましたように五十三年度が一・四％、その次が一・六、一六・五、一三・四ということですから、五十三年度当時比べますと

最近の方が伸び率が高くなっております。これは御案内のように、五十五年度、五十六年度当時非常に税収が落ち込んだことの後遺症がまだ五十二、五十三ごろは残っているんじゃないか。それが五十三、五十四、かなり日本経済全体として景気が回復しましたその結果が、五十五あるいは五十六に及んでいるんじゃないか、このように見ております。

○岩佐委員 地方交付税と国庫支出金について議論がはつきりするようになり、同じように、五十三年から五十六年の間の平均値ではなくて、それぞれの年ごとの伸び率といふのをちよつと明らかにしたいだけですが。

○石原政府委員 地方交付税について五十三年度以降の各年度の伸び率を申し上げますと、地方交付税は五十三年度が二・四％、五十四年度が九・二％、五十五年度が五・〇％、五十六年度が七・九％であります。

次に国庫支出金でありますが、五十三年度が一七・六、五十四年度が一三・六、五十五年度が四・三、五十六年度が二・三、こういう伸び率であります。それから地方債でありますが、五十三年度が三二・九、五十四年度が二二・二、五十五年度は△二・九、五十六年度は同じく△三・六、こういう状況でございます。

○岩佐委員 そうしますと、地方財政の歳入の中で地方税の伸び率が大きくなっている、こういうことが言えると思ひますけれども、その中身について問題が出てくると思ひます。

つまり、何がふえていくのかといふことを見ていきたいと思ひますけれども、五十六年度の地方税収入見込み額を五十五年度当初の見込み額と比較してみると、一体どのくらい増加になるか。道府県税と市町村税、別々に合計額を明らかにしていただきたいと思います。

○石原政府委員 五十六年度の地方税収入の前年度五十五年度に対する増加額並びに増加率でございますが、全体として二兆百七十八億円の増であります。伸び率で一三・四％。その内訳を申し上げます。

○石原政府委員 住民税につきまして、先ほど来御説明申し上げておりますように、最近の地方税収入に占める住民税の収入の増加のシェアというのはかなり上がっていることは事実でございますが、その大部分はいわゆる増税と申しましようか制度改正による増ではなくて、自然増によって占められているわけでありまして、

それはそれといたしまして、住民税につきましては先ほど御説明申し上げたように、非常に苦しい地方財政の状況の中で低所得者層に対する配慮を加えたいということで、最近も課税最低限の引き上げあるいは本年度の非課税限度の創設というところを行っていただいております。

たとえば、五十二年に所得税の課税最低限が現在の二万五千円に引き上げられたわけでありまして、その当時住民税の課税最低限は百四十一万八千円でありまして、所得税に対する割合は七〇・四％であったわけでありまして、しかしその後、住民税の方では何回か最低限の引き上げを行ってまいりまして、たとえば五十五年度の場合で申しますと百五十八万四千円に七・六％まで引き上げられております。それから、今回の非課税限度で計算いたしますと百七十五万七千円でありまして、率にしますと八七・二％ということになります。率にしますと八七・二％ということになります。

私どもといたしましては、非常に厳しい地方財政の環境の中で、低所得者層に対する配慮として、最大限の努力をいたしたつもりでございます。

○岩佐委員 大体、所得税減税が行われたいというところは大変大きな問題があるというふうには思っています。また課税最低限の引き上げが毎年行われてきたといっても、それは大変不十分ではないかというふうに思っているわけですね。この点については、もう少し議論をしていきたいと思っております。個人住民税の所得割の減税問題、いま言われたことについて質問をしたいと思っております。

今回の改正では、減税の方法として例年行われてきた各種控除を引き上げる課税最低限引き上げ方

式をとらないで、いま言われたように非課税限度額を設けて、しかも五十六年度に限るという措置をとられたわけですね。先ほどの質疑の中で、課税最低限の場合に七百三十億円の減収になるところだったんだという説明がございましたけれども、じゃ一体非課税措置の場合にはどれだけの減収になるのか、伺いたいと思っております。

○石原政府委員 今回の非課税限度の創設によります減収額は、初年度十二億、平年度十四億と見込んでおります。

○岩佐委員 この措置については、先ほどからたびたび言われているところですが、低所得者層を救済する措置であるという御説明があるわけですが、具体的な金額としては標準世帯年収百七十五万七千円以下のもので非課税とするというふうになっているわけですが、なぜこういう金額にしたのか、はつきりと御説明をいただきたいと思っております。

○石原政府委員 百七十五万七千円を導き出した根拠といえましょうか考え方をいたしましては、いろいろな世帯構成の世帯につきまして生活保護基準額がどの程度になるかということと計算し、どの段階におきましても少なくとも生活保護基準程度の所得の人に住民税がかからないようにするためにどの程度引き上げたらいかがというふうな検討を行って、これに若干のゆとりを持たせる意味で、所得額にして世帯員数に二十七万円を乗じた程度の所得以下の人には課税しないという非課税限度方式を考えたいわけでございます。

○岩佐委員 そうしますと、生活保護水準額と同一水準以下の低所得者に対して課税対象にしない、してはいけないう、おかしな議論が委員会の中にもあり、また世論からも大きな批判がございました。そういうことに基いて、今回の改正が自治省の側から提案されたというふうには理解してよろしいわけですね。

○石原政府委員 この具体的な金額を定めるまでの過程においてそのような検討がされたことを申

上げたわけでありまして。しかしこの制度自身は、従来も住民税に固有の制度としてあります。一定の要件を備えた住民に対して住民税を課さない、いわゆる人的非課税の要件というものが幾つか定められておりますが、これの一つとして五十六年度限りの措置として、一定の所得以下の住民を住民税の課税対象から除外する、非課税にするというふうにはいたしたわけでございます。

○岩佐委員 今回のこの改正については新聞報道でも、大蔵省が臨時的でそくな手段だといふふうに言っているほど、本格的な減税とはほど遠いものだといふふうに思っています。こういう便宜的手法をとった結果、標準世帯で年収百七十五万七千円の非課税限度額を一回でも上回った方々については税引き後の手取り額が逆転するという矛盾が生じて、そしてこれを解消するための調整措置をとらざるを得なくなっている、そういうふうな私ども説明をされているわけでございますが、この調整措置のやり方について説明していただきたいと思っております。

○石原政府委員 口頭で申し上げるのはちよつとやりにくいのですが、考え方としてはその百七十五万七千円を上回る部分について、そのために手取りといえましょうか税引き後の所得が非課税限度以下にならないように課税所得の段階で調整する、税金がかかることによつて下回る結果となる、その金額を減額するという方式で調整をすることにしたしております。

○岩佐委員 この調整をしなければならぬ対象者というのは、一体どのくらいになりますか。

○石原政府委員 二万五千人程度と見ております。

○岩佐委員 私は今回のこの調整措置というものは、結局は税額控除方式というふうに言えると思っております。今回のように非課税措置と今度のものとすることによって、いわゆる調整措置を今度は逆にとらざるを得ない、そういうふうな非常に矛盾だらけな、言ってみれば大蔵省が指摘するそくな手段、こういうことではなくて、自治省が本当に

高所得者までも一律に減税対象とするのは課税最低減でやるといふことになるからおかしいといふのであるならば、税額控除方式による本格的な減税を行わなければならないと思っております。この点について大臣のお考えを伺いたいと思っております。

○石原政府委員 ちよつと技術的な問題がありますので、初めに答弁させていただきます。

住民税にしても所得税にしても、所得課税につきましてはどういふ形で税負担の軽減を図るのがいいのかという点については、税制調査会では、現在のように所得水準その他から考えて必要と考えられる非課税部分を所得控除として控除する、そうしてその残余の所得に対して累進構造を持った税率で課税するいまの所得課税の方式が最も望ましい方式だといふことを述べております。

それに対して、一部税額控除方式を導入することについてはどうかということについて税調でもいろいろ議論があったわけでありまして、やはり所得控除と税額控除と二つの方法で税金を計算するというやり方については問題があるんじゃないかというふうな指摘もなされております。恒久的な制度として、所得控除と税額控除と二つの方式を併用するということになりましたと、これは所得課税の方式そのものの変更に問題ございまして、これについては私どもさらに慎重な検討が必要ではないか、このように考えます。

○安孫子国務大臣 いまの問題がございまして、これからは十分検討してまいらねばいかぬ、そういう意味で本年度限りの暫定措置にいたしましたわけですね。

○岩佐委員 そうしますと、今回の措置は五十六年度に限ったわけですね。五十七年度以降については、一体今回のような非課税限度額方式をとられるのか、あるいは再び例年行われてきたような課税最低限方式をとられるのか、あるいはもう減税は全く行わないのか、いろんな考え方があると思っております。五十七年度以降一体どうするのかというの、国民の大きな関心事になっているわけであ

ね。この点について、いろいろ議論をいまでもされてきておりますけれども、どういふふうにするのか、伺いたいと思います。

○石原政府委員 先ほど申しましたように、非課税限度方式を導入することについては、税の理論としてもいろいろ御意見のあるところでござい

す。しかし私どもは、五十六年度の厳しい地方財政の状況の中で、最小限度低所得者層に対する減税措置を講じたいということでこの方式を導入することにいたしましたわけですが、確かに、これについてはいろいろな御意見があります。それなるがゆえにまた、五十六年度限りの措置としてこれを導入することにいたしました。したがって、五十七年度以降については、所得課税全体の問題として当然検討をされなければならないと思っております。

その場合に、従来のように所得控除の金額を引き上げるといふか、これをどうするかという方式でいくのか、あるいは税額控除方式を導入するのがいいのか、それとも全く別個の方式が考えられるのか、これらにつきまして税制調査会でも、引き続き検討すべきである、今後の国民生活水準あるいは社会保障水準あるいは地方財政の状況、こういったものを総合的に勘案いたしましてこの問題をさらに検討するようにという答申をいただいております。答申の線に沿いまして、私もさらに勉強していきたい、このように思っております。

○岩佐委員 先ほど部会委員が議論をされたところでありまして、もう五十七年度以降については収入をふやすことはなかなかむずかしい、そして増税もむずかしい、そういうことになると結局一般消費増税、そういうことに期待をしていかないと、いまの住民税の減税ということをもはや行っていないかという状況に立ち至っているのではないかと、そのことが昨年十二月に税制調査会が行った「昭和五十六年度の税制改正に関する答申」、その中で明らかになっているのではないだろうかというふうに思うわけでは

けれども、その点はいかがでしようか。

○石原政府委員 税調の中期答申におきましても、今後財政再建のためある程度の増収の増加が必要であるとする場合には、当然課税ベースの広い税金を対象にせざるを得ない、そうした一つとして所得課税を挙げております。

所得課税を今後どうするかという点については、諸外国との比較では、わが国の租税負担率はむしろ低い方だ、そういう意味では引き上げる余地があるんだというのを述べております。

しかしながら、個人所得については、把握の問題等で、いまのままで税率を引き上げた場合には、かえって不公平を拡大することになりはせぬかというふうな疑問も提起しております。

それからまた、最近の物価情勢との関係で減税を求めるといふことでありまして、これらいろいろ要素を考えながら、税制全体の中でこの所得課税のあり方について当然検討が加えられていくもの、このように考えております。

○岩佐委員 次に、個人事業税の課税対象業種拡大の問題、特に不動産貸付業を新たに加えたという問題について伺いたいと思っております。

その前に、そもそも一体事業税とはどういうものなのかということについて、ここに自治省出身の方が書かれた「地方税」という本がございまして、この中で「事業税は道府県の公共サービス提供に対する一種の受益者負担的性格を有するものである。」というふうに書かれています。

確かに法人の大企業では、道路や港湾、下水道などで現に自治体からサービスを受けているというところであれば、事業税が課税されているというところはこれ自身からいってではないのです。しかし個人の事業について、第一種、第二種、第三種と具体的に列挙されておりますけれども、たとえば第三種事業に「あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業」というのがありますけれども、これらの人たちは一体事業として道府県からのよ

うなサービスを受けているのか、事業税を課税する根拠が非常に不明確だというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしようか。

○石原政府委員 今日の個人事業税は、いろいろ経過を経て、現在のように第一種事業、第二種事業、第三種事業というものが課税対象として法定されているわけでありまして、

個々の事業につきましても、具体的に公共団体との受益関係を立証しないといわれますと、これはなかなかむずかしいことだと思っております。ただ、いやしくも事業所を設けてその地域で事業活動を行う場合においては、地域社会との関係でいろいろな形で受益関係がある、公益関係がある、こ

ういう前提に立つて課税がなされているわけでありまして、第三種事業についても、個別に立証するのはむずかしいわけですが、全体としてそのような考え方に基いて課税がなされている、このように理解しております。

○岩佐委員 こういう人たちは住民税が課税をされているわけですが、実態からさらに事業税を課すということは、二重課税になるといふふうに思われます。そういう点では、こうした方々の不満は大変強いわけでは。

そういう点で、今回新たに追加された不動産貸付業も同じことが言えると思っております。この改定で、いわゆる地主、家主の方々が事業主として課税されるわけですが、この対象の方々、一体どのぐらいの人たちに影響を与えていることでしょうか。

○石原政府委員 今回の改正によりまして新たに納税対象となる納税義務者数としては、不動産貸付業が四万九千人、駐車場業が二千人、コンサルタント業が二千二百人、デザイン業が千百人、このように見込んでおります。

○岩佐委員 私は不動産に限ってはお聞きをしていただいておりますけれども、どのぐらいの人たちに影響を与えるかということ、これは税金を取られるという対象の方々、そういうことでは、そう大して影響はないんだというふうな言い

方をされるわけですが、今回の改定で、法律上は確かに十戸、十室以上の家主ということになるのでしょうか、すべての家主が一応対象になる。そしてそれが、必ず便乗値上げのものを含めて借りている人たちにね返ってくる、これは必至だというふうに思っています。

ただでさえ借地借家人は、地代、家賃の高騰に大変苦しんでいます。東京の借地借家借家人組合連合会がことし一月に発表した実態調査では、借家の家賃は、昭和五十二年に都内平均で一畳当たり月二千二百一円だったのが、五十五年には二千四百一円で八割アップ、アパート、借間も、一畳当たり二千六百七十九円から三千二百二十二円、九割もアップをしています。

こういう中で、来年、五十七年度には固定資産評価がえもある。固定資産税、都市計画税も増税が予想される。そこへもってきて、個人事業税による新たな負担が地代、家賃にももたらね返ってくる、こういうことではたまたまならないというのが借家人の実態になっていきます。自治省は今回の改定に当たって、こういう影響までを本心に真剣に考えたのかどうか、三十数億円の増収を得るために、こんなにも影響の多いやり方ではか増税の方法がなかったのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○石原政府委員 先ほど来お答えしておりますように、私も、地方財政の現状のもとで、既存税制の枠内で何とかして地方税源の強化を図りたいというところで、率直に申し上げていろいろな税源を探したわけでありまして、事業税につきましても、現に事業税を課されているものとの均衡上、不動産貸付業につきましても、これは十分担税力があるということで課税対象に加えることにしたわけですが、もちろん事業税は、その転嫁を予定する税でありますから、かかった税金が何らかの形で他に影響が及んでいく、不動産貸付業の場合にはその借り手の方に影響が及ぶであろうということは当然私も考えた結果、その上でこのような判断をしたわけでは。

それから、第二のお尋ねの、土地のみを貸し付けている場合の不動産貸付業の対象をどのようにしぼるかということですが、考え方としては、家つきの不動産貸付業、いわゆる一戸建ての家とかあるいはマンション、こういったもの

○石原政府委員 五十六年度の税制改正に当たり

きな差のように見えますが、御案内のように所得

○安孫子國務大臣 御趣旨に沿ひまして十分検討

してみたいと思います。

○岩佐委員 政府提出法案について、政府の障害者年に対する姿勢から言っても、私はこの点についてぜひ改善されていくべきだというふうに思います。政府は、総合政策からいって、国際障害者年だからやるんだと言っているわけですが、それから、この点はぜひやっていただきたい。そして、委員会としてもこの点について修正を図っていくべきだというふうに思うのですが、委員長にぜひ検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○左藤委員長 田島衛君。

○田島委員 私は、まず最初に大臣にお伺いをしたいと思うのです。

今回の地方税法その他の改正の提案理由の中に、現下の厳しい財政事情云々とありますが、それはそれなりに素直にわかりますが、その厳しい財政事情に対する対応としての今回の一連の法改正がその効果として七百五十六億円を生む、こういうことになっているのですけれども、表にあらわれたものは確かにこの法改正によって厳しい財政事情を七百五十六億円救おう、こういうことになりませんが、それだけなのか。この法案にはないけれども、その裏が厳しい財政事情に対応するものの一つとして今回の法改正によってこういう財源を生み出した、そればかりじゃございません、さういふことも考えておるんじゃないか、それによってこうしたいんだというところなのか、これだけがもうすべてなのか、その点をちょっとお話を聞かしていただきたい。

○安孫子国務大臣 現下の厳しい財政状況に対応いたしましてどういう措置を講ずるか、その点については、お話のとおり税制の面におきましてはただいま御審議を願っておるこの辺が限度であらう、こういうことで御提案申し上げておるわけですが、そのほかに交付税特別会計の中における各般の措置とかあるいはまた歳出面について

ての地方財政計画上の措置、そういうような全般を踏まえて現下の厳しい地方財政状況に対応したい、こう考えておるわけでありまして、これは一つの一案とお考え願ってしかるべきだろうと思ひます。

○田島委員 もちろん、そういうことだろうと私の方も想像はしておるわけですが、表へ出てきたのは、この法改正によって七百五十六億円を生み出す、これだけははっきりしているわけなんですけれども、そのほかの、いわゆる厳しい財政事情に対する決意といえますか方針といえますか、そういうものについてももう少し具体的に、たとえば住民の負担においてこれだけのものを何とか求めたい、同時にまた行政そのものの努力によってこういうことも強い決意を持っている、それでないともちよと承りにくい。行政側が当然やらなければならぬことの方にはまことにあいまいで、住民に負担を強い方はまことに具体的というのとはどうも大臣にだけないと思うのですけれども、だからといって一方の方、その具体的にいうことは無理なことはよく承知していますけれども、数字の具体的なやなくて、やろうと思っていることの具体的なお話をもう少し承れないでしようか。

○安孫子国務大臣 また補足をしても、それが、たとえば地方財政計画等におきましても、人件費の抑制でございましてその他の問題については相当圧縮をした形においての計画を樹立いたし、地方団体に對してこれを提示して、そういう方向で進んでもらわなければいかぬ、こういう努力をしておるところでございします。

なお、交付税特別会計の中におきましても、これはお話の点から申しますと、そういう財源を与えるということじゃなくて、むしろ重点としては、経費の圧縮という面に相当力を入れるべきじゃないかというふうにも承れるわけでございますが、しかし、地方財政全般の問題といたしまして、やはり交付税特別会計の面におきましてもいろいろの工夫をいたしまして、地方財政がまあ何

とかやっていける程度の措置を講じたということでございます。

この点についてさらにお触れになるといたしまするならば、政府委員の方からも具体的に申し上げます。

○田島委員 大臣として、いかにその衝にあるとはいへ、余り具体的なことについてお伺いすることとは無理だろうと思ひますけれども、少なくとも住民にこれこれこれの負担増をぜひお願いしたいと言ふ以上は、その何倍かの行政努力による削減によつての財政再建を覚悟しているぐらいのところはなかったら、本来こういう法案を出すのはいささか無責任と思ひますけれども、その点では大臣いかがでしょうか。

○安孫子国務大臣 重ねてのお答えでございしますけれども、とにかく今回地方税についてのある程度の増徴をお願いしているわけでございます以上、やはり財政の面におきましても相当の節約をする、人件費については余り伸ばさぬようにする、それから経常経費についても圧縮をするとか、そういう計画をいたしましてお願いをいたしているという点はひとつ御了承賜りたいと存じます。

○田島委員 それでは、政府委員のどなたからか決めて決意のほど、住民になるほどそれだけの決意を持ってやろうとしているんだしたら、このくらいの負担はがまんして協力してやらなければいけません、ちよと聞かしてもらいたい。

○土屋政府委員 税の立場から税務局長から話があると思いますが、全体的な意味で御指摘をいたさしましたことについては私も十分反省をいたしていかなければならぬ問題でございしますが、どのような負担を求め、そしてそれに対応してどういった行政上の節減合理化等を図るかといったようなことは、私も私としては、全体的には地方財政計画を通じていろいろと検討し、それにあらわしておると思つておるわけでございます。

さういった中で私も私としては、歳出面では必要な行政需要に對するものは当然組まなければ

ならないけれども、全体といたしましては、抑制的な立場に立つてできるだけ節減合理化を図るということにいたしまして、昭和三十一年度以来の総体の規模としては低率の七割増に抑えるということにいたしたわけでございます。公債費を除く一般歳出の増加率は五・九割ということ、きわめて抑制的の圧縮型というふうなことにいたしましたわけでございます。その中で、二申し上げますと、給与関係費についても、職員数の増加抑制を図る、一般職員については六千七百八人の削減を行うといったような具体的な形もとつておるわけでございます。一般行政費についても、同じくきわめて抑制的な形で組んでおりまして、いろいろな面で私どもとしては細かい指示をし、そしてさういふ中で必要な行政需要に對応できるものとして財政計画を組んだ。

その財政計画の中で歳入面では、おっしゃいましたように七百五十億余りの地方税の増収を見込んだわけでございますが、なるべく全般的に歳入面での確保を合理的に図ろうということから、それ以外に見込まれる国の税法改正に伴います、国税三税の増収に伴います交付税の増加二千九百億円程度、それから五十五年度における補正に伴います地方交付税の増加二千五百五十億円、これは五十六年度の財源として使わしてもらつて、さういったようないろいろなやりくりをいたしまして、それ以外に足りないところは三千四百億円の交付税の増加を図る。しかし、それもいろいろな条件改定等によつて生み出すというふうなことでございまして、住民負担等も考え、そしてまた歳出全体は抑制をしながらも必要なものは確保するというところで、歳入歳出全般にわたつて私どもとしては地方財政計画を通じて努力をしたつもりでございます。

しかし、何と申しまして、まだ積年の累積赤字というふうなものも多分にございします。こういったものをどういふふうな解決していつて地方財政の本当の健全化を進めるか、そしてその行政の水準と住民の負担といったようなことについてど

ういうふうにしていくのが一番合理的かということとは、今後さらに検討を進めていかなければならない問題だと思っております。とりあえず五十六年度においてはそういったことで、地方財政計画を通じていろいろと検討した次第でございます。

○田島委員 いまのお話を聞いても、おおむね地方交付税その他税措置ということで、依然として住民の負担に基づくところの財源をもつてする対応策であって、行政みずからの努力によるところの対応というものは具体的に出てない。そこらところが一番問題だと思ふのですけれども、その点については後でも一回振り返ることにしまして、中身の問題で、二点を聞いてみたいと思ふのです。

先ほど別の質問者から出ましたが、今回の都道府県民税及び市町村民税についての改正の中で、単年度、昭和五十六年度限りの措置というのがあります。これについての御説明が余りはっきりわかりませんけれども、この五十六年度に限るの措置とされた理由をもう一回、ひとつわかるように説明してほしい。

○石原政府委員 今回創設することにしたしました住民税の非課税限度額の設定につきましては、所得課税におけるそういったやり方がいかに悪いのか、これについて税制調査会の中でもいろいろ御意見がありまして、私も自身も五十六年度の財政環境の中で、最小限度の減収額の中で低所得者層に対する減税ができないものかということで考え出した方式であります。率直に申しまして、まだ定着するに至っていない方式ではないか、そういった意味で五十六年度限りの措置としてこれをやらしていただいて、将来の問題についてはさらに研究させていただきたい、こういう考えでございます。

○田島委員 要すれば、こうすることが間違いなく正しいことなんだ、こういう方向に向かって改正をしていかなければならないんだという確信のもとのことじゃなくて、一連の住民に対する税負担増の中で、ちよこちよこぐらゐは緩和する部分

も入れなければちよと調子が悪い、こういうことですか。

○石原政府委員 住民全体に対する減税を行うには、五十六年度の財政環境は余りにも厳し過ぎるということでありまして、せめて低所得者層についてだけは減税をいたしたいということで、この方式を導入することにしたわけでございます。

○田島委員 少しでも、一部分でも対象が緩和されるということは、それはその人たちは喜ぶでしょうから悪いことではないと思ひますけれども、本来税というものに対する考え方というものは、そういう軽い考え方ではよろしくないと思ふのです。求めるのも緩めるのも減らすのも、どう考えてもこうあるべきだという確信のもとで――一年だけやってみて様子を見てどうか、あるいは増税ばかりじゃ調子が悪いから、一か所ぐらいは少し減らす方の部分もつけてみてどうか、そうでないかもしれませんけれども、そんな考え方ではないかと思ふのです。これはいいものではないかと思ふのですけれども、違ひますか。

○安孫子國務大臣 この問題は、結局地方財政に与える影響が大変大きいのでことは見送りたい、そういったしますと、生活保護家庭との関係において矛盾が出てくる、その矛盾を何とか解消しないてやばりおかしじやないかということ、御質問者がちよこちよこぐらゐとおっしゃれば、ちよこちよこぐらゐもやばり一つの問題だと思ふのでございまして、非課税措置を講じた、こういうことと

○田島委員 本来税のあり方に対し、その控除等のあり方に対する考え方というのは、だれが考えてもなるほどのもつとだ、たとえば基礎控除一つにしても、現在の物価等の状況、一般家庭の生活に必要とされる最低の生活費がどの程度のものなのか、ここらところを厳密に査定した上で、基礎控除だとか何々控除だとかというのは考えられなければいけないものである。そのかわりに、それがどんなにきついものであると、やはりそ

れだけの是正措置は本当はとらなければいかぬ。これは、所得税でも何でもそうだと思うので、それをやらぬところに、大変いろいろ論議が生まれてくるわけでありまして、したがって道府県民税や市町村民税についての控除等について、本来はそういうたとえ単年度でも措置をとるに決まらなければならないというのがある。その点では何かこの法案そのものに対する考え方、そんな程度の軽い気持ちなのかなというふうな受け取られるわけ

それから、もう一つ続いて伺いますけれども、日本勤労者住宅協会の業務用に供するところの土地またはその取得については非課税。一応日本勤労者住宅協会といえ、勤労者のために、勤労者のために住宅を一生懸命建てて住む場所を提

供する。社会公共のために、特に勤労者のためにまことに結構なことだということになりますけれども、その日本勤労者住宅協会なるものの本質といふものから考えると、端的に言えば、日本国じゅう病人や子供以外はみんな勤労者、勤労者なん

ですけれども、その大半の者はそこに恩恵を受けられない。全日本人、全国民の中の、いわゆる働いている者という範疇の中からすれば本場の一握りの人たちのための恩典だと思ふけれども、違ひますか。大臣どうでしょう。

○石原政府委員 今回、日本勤労者住宅協会がその業務用のために取得する土地に対する特別土地保有税を非課税にいたしましたわけでございますが、その考え方は、現在住宅供給公社あるいは住宅公

団等について、業務用で取得する土地について特別土地保有税を非課税にしております。それと均等を考慮して、今回これを加えることにしたというところでございまして、すなわち、勤労協が行っており業務の内容が、住宅供給公社あるいは住宅公団ときわめて類似した事業を行っている、非常

に公共性の高い事業を行っているという考え方で、これを非課税に加えた次第でございます。○田島委員 日本勤労者住宅協会法、その「目

的」の中に、「日本勤労者住宅協会は、勤労者の蓄積した資金をその他の資金とあわせて活用して、勤労者に居住環境の良好な住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、もつて勤労者の住生活の安定向上に寄与することを目的とする」。まことにりっぱな目的なんですから、さてそこで、この中の出資者というのはどうなのかということ、第五条に「協会に出資することができ

る者は、次に掲げる者とする。一 労働金庫及び労働金庫連合会 二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会 三 前二号に掲げる者のほか、勤労者のための福利共済活動その他勤労者の経済的地位の向上を目的とする団体」、これだけ。ほかの住宅供給公社とか公団とかい

は、それこそまさに一般の国民、住民を対象としているのでしよう。だけれども、この日本勤労者住宅協会というのは一般じゃないですか。そこらにおかしいと思ふ点ありませんか。直ちにどうこうとは言いませんけれども、大臣いかがでしょうか。これは同じでしうか。

○安孫子國務大臣 いま税務局長から御説明申し上げましたように、横の関係において住宅供給公社とか何とかというのに対しては非課税措置をとっており、したがって、それと同じような性格のものだからこれもやはりやるべきだろう、こういう発想でこれは措置をされたわけでござい

ますが、いまお話しした点の一つのあるグループの住宅じゃないか、住宅供給公社なんて言えはこれは一般じゃないか、どうもそこにおかしい不合理な点もあるのじゃないかというのが御質問の趣旨だと思ふのです。そう言われれば、そういう点もなきにしもあらずだと思ひますが、形の上ではやはり住宅供給公社と同じようにしなければならぬということも一つの考え方ではございまして、それをとりまして今回の措置をした、こういうふうなひとつ御理解を賜りたいものだと思ひます。○田島委員 法案の中にそういうことが盛り込んである以上、まさかそれはどうもおかしいよう

すねということにはならぬとは思いますが、私も、私はおかしいと思うのです。ひとつ今後においても改めて御検討いただきたいと思います。

それから續いて、罰則といいますが、罰則的な更正、決定の制限期間あるいはその罰則等についての改正がありますけれども、その改正はそれほど必要ですか、どうですか。そんなにまで厳しくしなければうまくいかぬものかどうか。それだけ期間を延ばしたらそれだけまた手数がかかる、それだけまた人件費がかかる。果たして、この期限を延長することによってどれだけの効果を期待しての改正なのか。それからまた、それだけの期間の延長によつてどのぐらい労力をよけいに使うつもりなのか。その点はどうですか。

○石原政府委員　今回、地方税の更正、決定等の制限期間につきまして、脱税にかかる場合の更正、決定等の制限期間を従来の五年から七年に延長することにしたのであります。この背景には、わが国の除斥期間の定めが諸外国の立法例などとは比べまして非常に短い。たとえばアメリカ合衆国などでは、脱税の場合の除斥期間というのは十年というふうに、おおむねわが国の場合よりも長い。納税環境の整備という意味でわが国の場合にはやや短過ぎるのじやないか、こういう御意見が税制調査会等では出されて、これは国税、地方税を通じて延ばすことが適当じやないかということ、今回地方税についても延長しよう、国税とのバランスも考えまして延長したい、こういうことになったわけであります。

もちろん、これによりまして更正または決定で
きる期間が長くなりますから、それだけ税収の確
保には資するわけであります。それからまた同時
に、そういう脱税犯等が出てくれば手間もかかる
ということですが、税収全体を確保しなければ
ならない、また脱税については厳しく対処す
ることによつて税の公正を期する、こういう意味
から税調の答申等も受けまして今回改正に踏み切
った次第でございます。

○田島委員　これまた答弁まことに不満であります。諸外国の例を見て云々と言うけれども、諸外国の例がどうだろうと云うだろうと、日本の国で、地方団体での税の徴収の実態の中で何もそんなに延ばす必要がない、従来のやり方で十分捕捉できている、またそれ以上延ばすことによつて確たる効果についての見通しはないと言ひなら、何も延ばす必要はない。よそでどうだろうと云うだろうと、関係ないじゃないですか。そうじゃないでしょうか。

むしろそうではなくて、いままでのやり方でするとその期間が短かったために、もうちょっと期間が長ければこれだけのものが捕捉できた、これだけのものが徴収できたのに、それが期間がなかったためにできなかったのを数字であらわしてもこの程度のことと考えられる。したがって、ぜひその数字を確保するためにも期限を延長したいとか、それから罰則が余り軽いから、だから脱税して困る。実際に実情としては具体的にこういう状況を説明できる。したがって、それを事前に防ぐために罰則を強化したい、だから長くするのだというのだったらわかりますよ。わかるけれども、諸外国の例でこうだとか税制調査会のあれがこうだとか、長ければ長い方がいいだろうとか言って、それだったら十年、二十年にしたらどうですか。いかがですか。

○安孫子國務大臣 お話の点よくわかります。そこで、具体的にどの程度になるかという捕捉はいたしておりませんが、御趣旨のような点について今回この措置を講じた、こういうことでひとつ御理解をいただきたいと思います。

○田島委員　大臣がその部下をかばっていられると、聞く方もちよつと遠慮したくなりますけれども、恐らくこれを延長することによつてこのようにな行政効果を期待できる、罰則を強化することによつてこうこうという見通しはほとんどないものかと私は考えておりますが、もしあるなら説明していただくし、なければそのままで結構でございます。いかがですか。

○石原政府委員　先ほども御答弁申し上げましたように、この改正は先生がおっしゃられますように、具体的にこれこれこうだからという数字的なといましようか、具体的なケースの上に立って今回の改正をお願いするということよりも、制度全体のたてまえというか、考え方としてこうあるべきだという税制調査会の答申を受け、国税、地方税を通ずる問題として今回この延長をお願いしようというところでございます。

○田島委員 さて本筋へ戻りまして、今度の法改正の提案理由の説明の中に、先ほども申し上げましたとおり「現下の厳しい地方財政事情と地方税負担の現状にかんがみ、その負担の適正化及び地方税源の充実を図るため、こうあるわけです。これを土台にして、この提案理由というのは、本当にそのままなるほどごもつとも受け入れられるような理由なのかどうかというのをもう一回振り返って、一問一答してみたいと思います。

まず、厳しい財政事情とは、その要因は一体どこにあるか、このことについてはあらゆる機会に私は発言をしてきているわけですけれども、財政事情というのはいきなり厳しくならない。ちゃんとその経過があり、その要因があるわけです。いまや国、地方を問わず、例外なしに財政はまことに厳しい状況の中に置かれていることはだれもが認めなければなりませんけれども、ではその厳しい財政事情というものの要因はどこにあるのか。大蔵大臣は、今度の予算委員会等で盛んに石油ショック云々と言っておりますけれども、それは

要因の一つではあつても決定的要因ではない。なぜかというと、あの第一次石油ショックで税収がみごとに間違いなく落ち込んだのは昭和五十年
度。確かに落ち込んだ。では、翌五十一年度ではどうかというところ、早くも四十九年度分まで戻つた。続いて五十二年、五十三年度は順調な伸びを示していることは、数字が明らかにこれを示している。だから、石油ショックは財政事情の悪化にそんなに決定的な要因になつていない。むしろその要因は、過去における高度経済成長の生んだもの

のだと言ってもいいのじゃないか。

あの高度経済成長時代に、税収はまことにものしろのように毎年順調な伸びを示した。その伸びを示した税収の中で本来行政が、あるいは政治が一生懸命対応しなければならなかったはずの仕事よりも、むしろその税収の伸びに甘えて組織、機構をいたずらに拡大させた。そして人間もどんどんふやした。ところがその後、何事でも限界がある。高度経済成長もいつまでもは続かない。その上限に達し、それから下降線をたどって、今度は経済は反対にどんどん落ち込んでいったわけです。落ち込んでいったものに対応できなかったものの、それが行政の姿勢、また財政の対応だったのじゃないかと思えますけれども、そこらのところ、大臣いかがでしょう。

○安孫子國務大臣　今回、現下における財政事情の悪化の要因の一つとして石油ショックの問題があること、これはお認めになったわけでございますが、私もそう思います。しかし、それがすべてであるかと申しますと、やはりすべてであるとも言ひ切れない面がある。この点は、昭和五十二年、五十三年とだんだんと税収も回復したにもかかわらず、これをオーバーするような歳出の増加要因が出てきておる。またこれに對しまして、將來の問題を十分に配慮いたさないでその増加要因に應じてきたという面もあると私は思います。その根源は、高度成長下における日本の行財政のあり方にも遠因をなしておるものがあると思つております。

お話のとおりに、高度成長下において自然増収が大変出てまいりました。ある国などにおきましては、そういうものは将来のためにとっておいて、景気が沈下した場合の材料にするというような制度を設けているところもあるわけでございますが、そうした自然増収はそのままの形で歳出につながつていった、こういう面も確かにある。

そこで、高度成長下において機構、政策その他が相当肥満化したということ、その一つの流れが五十二年当時におきましてもなかったとは言ひ切

交付税制度を併用していくということによって、日本全体の地方団体の行政活動が活発化できる、自律的に行動ができるようになる、その方向に向かって私どもは進まなくてはならぬ、こういうふうに考えておるところでございます。

○田島委員　大臣から地方交付税法のお話も出ましたが、その地方交付税法そのものがいまやまさに存在の意義を九九％失いかけているといえます。

か、一％だけ特別のあれで残しておきますけれども、九九％なくなっているのじゃないかと言われども、やむを得ない状況、ここらでもうそろそろ国と地方との税源の配分だとか、地方交付税法の抜本的な再検討、やめてしまおうか、残しておくのなからやはり地方交付税法というものがあつて、意義があるというような形に法の適用ができるような状況に大きな改善をするとか何かしなければいけないのじゃないか。いたずらに、地方財政も苦しいからひとつ七百五十六億圓が何か生み出そうなんという法案出したぐらいでは、やはり地方財政は救われていかないのじゃないか、そういうふうに思うわけです。

それと、続いてももう少し突っ込んで申し上げますが、特別にどこの団体どうということは言いませんけれども、たとえば地方財政、まことに厳しい状況の中にあることは私はもうよくわかつているのですけれども、一方地方団体に対して、もつと内部努力をしなければだめじゃないかと小言を言いたい面もたくさんあるわけだ。

言いませんよ。どこかの団体から私は例を引つ張
つてきているのですけれども、税務職員は労使の
協約で一切超過勤務はやらないと決まつておる。

ところが、みごとに超過勤務手当をもらっている。そういうのがちゃんと現存するんですよ。それから特別勤務手当、特勤手当というのがある。

その特勤手当を税務関係の一番最高幹部から下の
方まで全部もらう。なぜだ。税金取るということ
は大変納税者にいやがられる、いわゆる嫌悪を伴

う仕事だから特殊勤務手当だ、こう言うのだ。

これは一、二の例を挙げただけです。そういう実態がいまだに温存されているような行政体質のまま、地方財政まことに苦しい、住民の皆さんよ、ひとついままでも対象にならなかつた方も事業税の対象になってください、あるいは駐車場とか不動産業とかという人たちがもういふに協力してください、せつかくやつと蓄えたお金で買った家に不動産取得税をかけちゃ申しわけないけれども、それも協力してくださいなんと言つて、この零細なお金を集めての七百五十六億ですか、そんな法案を出した義理かなと私なんかは正直だから思うのですけれども、大臣どうですか。

○安孫子国務大臣 もちろん地方団体自体が自衛し、そして納税者に対しては胸を張つて、おれたちはこれだけのことをあなた方からちやうだいした税金でやつておるんだということを言ひ得るような、そうした自信を持つ行政をやつていかなくちやならぬ、これは当然だと思ひます。

この点について、いろいろ各種団体、多くの団体がございまして、いまお話のありましたような批判の対象になるようなこともありますが、また、時折新聞記事等にそうした点が記載される事例だつてないわけではないわけでございます。これは自治省といつても、各地方団体に對しましては、もちろんこれは首長の責任であり、その地域団体の議会の責任でもありますけれども、この点についての重要性というものをよくお話をいたしまして、そうしたことがないように努めていかなくちやならぬ、これは当然のことだと考えております。

○田島委員 この質問をするに当たつて、冒頭私が申し上げたい理由の点は実はそこにあるわけで、住民に負担をかけることについては簡単に法の改正案を出して。だけれども、住民にそのような負担を求めるばかりじゃございませぬ、それ以上に重大な決意を持って内部努力といひますか、歳入の削減、税金のむだ遣い、間違つた使い方に対する徹底的な改善はこのように作業を進めておられますか、このような段階までもう

すでにやつてますとか、そこまでいってその上で住民の皆さんにも少し協力をしていただきたいと言ふならこれはわかるけれども、行政自体の中にあるところのいろいろのそんなばかなというようなことは悠々とそのままかり通つていて、それでいて実際から言つたら確かに多少の甘えはあつたでしようけれども、現下の財政事情に対する責任というものは直接的には何もないはずの住民にだけ負担がしわ寄せされるということとは、どう考へても正義じゃないと思ふのですけれども、違ひますか。大臣ばかりに余り聞いては気の毒だから、政府委員の方から……

○石原政府委員 私も税を担当する者といつたしまして、増税を含んだ法案の内容を各方面に説明に参りますと、先ほど来先生が御指摘になつておりますように、地方公共団体が現在住民に増税をお願いするに胸を張つてお願いできるような実態があるのかというようなおしかりをしばしば受けます。私、税の担当でありますから、行政の合理化、効率化については直接私どもの方からどうということになり得ないのでありますが、行政局長、財政局長、その他に對しまして常に苦衷を訴え、また協力をお願いしているのが最近の日々でございます。税務行政を担当する立場から、やはり本當に住民が納得して税負担に應じていたければ、そういう行政にしなければならぬ、このように痛感いたしております。

○田島委員 行政だ、あるいは議決機関だ、職員だ、そういうものの区別なく、やはり一軒の家でもそんなので、財政が苦しい、家計が苦しいといつたら、みんなが真剣になつて自分の身を削る思いで努力をする、その努力をするには、おのずから一番努力をしなければならぬ順序というものがあつたと思ふのです。一般住民、国民を子供扱いにしては怒られちゃいかぬかもしれませんけれども、そういう意味じゃなく、一軒の家で言へば、その責任度からすれば国民、住民の人たちは子供、政治や行政、そういうものを預かる者といふのは言うならば、おやじとおふくろみたいなもの

のだと思ふのです。おやじとおふくろの方が悠々とたるんじやつていて、子供よ、しっかりやれと言つたつて、これは無理な話。当然大人たちが、親たちが真剣になつて身を削る思いで努力をして、その上で子供たちにも小遣いこのところは大きしてやれないけれどもがまんしてくれよと言ふならわかるけれども、子供たちの方は小遣いばんばかり削つちやつて、「この委員会もたんなるでやせぬか」と呼ぶ者あり。この委員会ばかりではないでしようから、がまんしてください。それではちよつと筋道が違ふんじやないか。大変しつこいようですけれども、これはやはりいまの国、地方を問わぬ財政事情の中では、お互いに真剣に考え直さなければいかぬ時期だと思ふのです。

今度の国の予算だつてそうだと思います。増税しなかつたつて本當では足りません。増税減税だつて、野党側の要求の四千億や五千億の減税なんか、そんなものは朝飯前にやつてあげますよということは本當では内容を持ってはいるはずだけれども、それができない、できないのはなぜだと言へば、おやじとおふくろは自分たちは余り苦労したくない、子供だけ苦労しろという考え方がそうなつてしまふ。こういう点について、ひとつ大臣にもせつかく御努力を賜りたいと思ひます。やはり大臣が号令をかけて、そしてやればそれなりの成果が上がつてくると思ひます。

第二臨調も間もなく動き出すことでしようけれども、幾ら第二臨調がりつぱな答申案を出したつて、それを実行しなければ何にもならない。現に第一次臨時行政調査会の答申があつたにもかかわらず、それがほとんど実行されなかつた。第二臨調だつて同じような経過をたどつたら何にもならぬことになつてしまふ。要は、どだい民間の人でつくつた調査会の答申を待つて、じゃあ実行いたしましよなんという行政体そのものがだらしないな過ぎると思ふのです。政治も、そんなよそからの御注意や勧告は受けません、われわれ自身でちゃんと直すところは直しますくらしいことですねれば本當はうそだと私は思ふのですけれども、最

後に大臣の御決意のほどを承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○安孫子国務大臣 大変勇敢な御意見を承りまして敬服いたしました。御趣旨のほどをも体し、これから努力をしてまいりますつもりでございます。

○田島委員 終わります。

○左藤委員 松本幸男君。(細谷委員「松本君、過半数になるまでやるな」と呼び、その他発言する者あり)

この際、暫時休憩いたします。
午後二時五分休憩

午後二時十五分開議
○左藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松本幸男君。
○松本(幸)委員 俗に、相手かわつて主かわらなかつたことが言われますけれども、きょうはたまたま主がかわつたようですが、繰り返して同じようなことをお尋ねするので恐縮でありますけれども、少し角度を変えて、なるべく重複しないように御質問したいと思ひますので、ひとつよろしく願ひいたします。

まず第一番にお尋ねいたしますのは、昭和五十六年度における国民の租税負担は、国税分で自然増税と新規の大増税分を合わせまして三十二兆二千八百四十億円、前年対比二・二%増、こういうことであります。地方税の方で十七兆八百七十六億円、前年対比一・三・四%増、これを合わせまして国民の租税負担は五十六年度四十九兆三千七百十六億円です。この約五十兆円に及ぶ巨額な国民の租税負担は、納入するときは、国税が三十二兆二千八百四十億円でありまして六五%、地方税の方では十七兆八百七十六億円で三五%程度になるわけでありまして、
ところがこれが歳入の段になりますと、国の予算総額は御承知のように四十六兆七千八百八十一

○土屋政府委員 財政全般の問題でございますから、私から便宜お答えをさせていただきます。

お示しのごさいましたように、税そのものについて見ますと国が二で地方が一という形になって

おります。支出をする際は、国庫補助金とか地方交付税等が地方に回ってまいりますから、結果的には地方が七の行政を行っておる、国は三、こういう形になっておるわけでございます。したがって、現在の事務配分とそれに対応する財源配分ということはいま申したような形になっておるわけでございますが、それがいいのか悪いのかということについては、地方の自主、自律性を強化するという意味で、抜本的に改善すべきであるとする

いう意見が従来からございます。そういうたことを検討していくべきだと思っております。

ただもう一つ言えますことは、本来なら地方が行政活動をしなす分は税ですべて賄い得れば結構なのでございますが、御承知のように大変税源の偏在がございますために、特定な税目を与えてみても、それが地方団体によってきわめてへんばになってしまふということになりますと標準的な行政がでない。そこで、国税三税の三二％というも

のを交付税で留保して、いわばこれを共通の地方の財源だということ方で配分をして、そして財源調整をし必要な財源を確保する、両方の機能を果たさしておるわけでございますから、税だけでは必ずしもうまくいかない面もあるということはお了承願いたいと思うのでございます。

そういう見地から考えました場合に、ただ、いまあるものを一律に全部削減をするといったような方針が、そうなるかどうかわかりませんが、仮にとられるということになりますと、必要な事務をただ切りさえすればいいということになります。

すと、それはどうしても地方団体の持ち込みというところになってくるわけでございますから、いまの税源配分、財源配分では不足するというところに相なりますし、全般の行政の運営上非常に困ってくる。当然打ち切つてしまつて、そしてまたその事務ももう見直して、やらなくていいんだという意味の整理ができればいいのでありますが、そうでない、たとえば生活保護とかそういう社会福祉部門の措置費とかなんとか、どうしてもやる必要なものをただ一律に削除となりますと、地方団体の持ち込みになります。そういった点で、私どもは十分その行政効果、行政の現実というものの

○松本(幸)委員 お話はわかりますけれども、いわゆる補助金という名の地方財政対策ということであるからこそ、いわゆる臨調が改革しようとする標的にもなるわけでありまして、確かに行政目

的をすでに達したものであるとか、あるいは零細な補助金であるとか真に必要でないものとかいろんなもの、そういう補助金についてこれを切っていくということは当然なことでありますけれども、さっきも申し上げたようにいろんな形で国庫からの支出が十兆円も行われておる、こういうことになりますと、当然いまのお話のように、地方に固有の財源として付与してしまつて非常に地方の経済的な格差、いろんな関係から均てんした形の歳入が確保できない、こういうこともあろうかと思ひますけれども、極力これは地方の固有財源として付与していくという方向で、やはり地方制度調査会あるいはまた第二臨調等においても考えられてらうべきだ、こう思うわけでありますが、そういう点につきまして次官、ひとつお考えを伺いたいと思ひます。

○北川政府委員 ただいま松本委員の御質問のございました地方財政の御心配の点につきましては、先ほど財政局長がお答え申し上げましたが、第二臨調が発足いたしましたして、地方のいろいろな新しいやらなければならぬことがたくさんありながら財源に不足を来すようではこれは大変だと思えます。特に、御指摘のように二対一の割合で歳入歳出がアンバランスしてくるようでは、地方は苦しいじゃないかという松本委員の御指摘ももつともでございますので、今後は税制調査会また地方制度調査会等のいろいろの御意見もございますが、第二臨調発足に当たりまして、地方団体の

業務に差し支えないように財源措置は講じなければならぬと私は考えております。自治省といたしましてはその点については特に留意いたしまして、今後よく研究してまいりたい、このように思っております。

○松本(幸)委員 ぜひ地方財政基盤の確立のために、ひとつせつかく御努力をいただきたいと思っております。

次に、それぞれの税目ごとに何点かお尋ねをしたいと思いますが、最初に個人住民税につきましてお伺いをしたいと思います。

すでにこのことにつきましても多くの方から御質問のあったところでございますけれども、今回の個人住民税の改正につきましては、いわゆる課税最低限の引き上げは行われず非課税限度額の引き上げを行うという事になっております。このように、課税最低限の引き上げを行わずに一部の低所得者のみを対象とした非課税限度額の引き上げを行うという方法、これが本当に正しいやり方であるのかどうか、変則的なやり方ではないかというように思われるわけでありまして、けれども、この方法は十分根拠のある合理的なものである、このようにお考えになっておられるかどうか、お伺いします。

○石原政府委員 五十六年度の税制改正に当たりまして、住民税の課税最低限をどうするかということ、税制調査会でも大議論があったところでございます。

従来、昨年度の場合も一昨年度の場合も、所得控除を一万円あるいは二万円それぞれ引き上げて今日に至っております。五十六年度の場合、従来のような方式でこの引き上げを行おうとしたしますとかなり巨額の減収を生ずる、その減収を別途補てんし得るような税制改正が、当面なかなか知恵がないというように、課税最低限の引き上げは困難ではないかという考え方が支配的になつたわけでありまして、

しかしながら一方におきまして、課税最低限を据え置きますと、生活保護基準との関係でいわけ

る逆転現象が起りかねない、こういった問題もあり、生活保護基準相当額の所得に対して住民税の所得割がかかってくるというところは、これは税制としていかなるものか、これは何らかの措置が必要である、こういった意見も大変強かつたわけでありました。

その結果といたしまして、初めての試みでありましたが、一定の所得以下の住民に対して住民税所得割を課さないという、いわゆる非課税限度方式を採用することになったわけでありました。

このような方式が、所得課税である住民税にとつて望ましいものであるかどうか、これについても大変御議論がありました。しかしながら、五十六年度の地方財政の環境の中で、低所得者層に対する配慮だけは何とかしなければならぬというふうなことでこの方式を採用したわけでありましたが、先ほど申し上げましたように、私も、制度として定着したものと考えております。五十六年度、この方法を採用したわけでありまして、今後こういう方式を引き続き行うのがいいのか、あるいは別途の方法でこの問題に対処すべきなのか、さらに研究していかなければならぬ、このように思っております。

○松本(幸)委員 お話のように、今回の非課税限度額引き上げの措置というのは、現行の個人住民税の課税最低限が百五十八万四千円である、ところが、一般地の生活保護費の標準世帯の支給額が百六十二万三千円になってしまつて、いわゆる生活保護費の支給基準よりも課税最低限の方が低くなつてしまつたという矛盾があるので、やむなくこの非課税限度額を設けて生活保護費のそれよりも高くなりました、こういうことだと思ひます。

そういった百五十八万四千円であり、新たに設けられる非課税限度額が百七十五万七千円だったのですか、そういう差が生ずるわけだと思ひますけれども、非課税限度額と課税最低限とのその差が生じているということについては、全く矛盾がないと考えられるのか。

○石原政府委員 いわゆる課税最低限の方は、これは所得控除を通じましてすべての住民に対して適用されるわけでありまして、そうしてその結果、税額計算がなされるわけでありまして、年間の所得が世帯員一人当たり二十七万円以下の世帯については課税しないという方法がとられるために、言うなれば百七十五万七千円と百五十八万四千円のそのギャップの部分の世帯の人については住民税はかからないということでございますから、矛盾はないと思ひます。

ただ、先ほど御指摘があったところでありまして、このままではいきますと、たとえば百七十五万七千円を千円でも上回りますと、根っこから住民税がかかってくる、結果としてその逆転現象が起るという事について、これはまた税制上いろいろ議論が起り得るところでありますので、それについては、今回御提案申し上げております改正法案の中で必要な調整措置を講ずる、すなわち、いかなる所得階層をとりましても逆転現象が起らないように必要な調整措置を講ずるというふうにいたしましたところでございます。

○松本(幸)委員 非課税限度額を引き上げたことによつて、本年は余り課税最低限と非課税限度額との差がないわけでありまして、さつきもお話ししたように、五十六年度限りということでもまだ定着をしていないという事でございまして、率直にこういつた非課税限度額のような措置を、率直に申し上げて、定着させてもらつては困ると私は思ふわけでありまして、

御承知のように、生活保護費の支給基準につきましましては、いわゆる物価にスライドをして毎年引き上げが行われていく、それに伴つて非課税限度額も引き上げていかなければならない。他方、課税最低限はそのまま据え置くという事になりますと、課税最低限と非課税限度額との乖離と現象というものがますます大きくなつてくる、こういうことにならうと思ひまして、これはきわめて不合理なものになつていくというふうに考えるわけでありまして、

そういう観点からいたしますと、私は率直に申し上げて、やはりこれは非課税限度額の引き上げといったような措置ではなくて、課税最低限を引き上げる措置、そしてなおかつ、低所得者層の税収というものは軽減されても、全体としては税収が確保できるような方法によつて課税最低限の引き上げというものを考えるのが、合理的でもあり、きわめて妥当な措置ではないかというふうに考えるわけでありまして、将来にわたつて課税最低限の引き上げというものは考えられない、これは大変な減収になるから、こういうふうなお考えであるのかどうか、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○石原政府委員 課税最低限をどのように定めるかにつきましては、当然、各年度における税負担の状況あるいは納税義務者数、それから地方財政の状況、こういったいろいろな要素を総合勘案して決めていかなければならないものであると思ひます。

したがひまして、五十七年度以降この課税最低限を引き上げないんだということではございませう。五十七年度以降の物価水準の状況、国民の所得水準の状況等を勘案しながら、課税最低限の問題を考えていかなければならないと思ひます。

ただ、その場合には、税制調査会でも指摘されておりますように、わが国の課税最低限は国際比較ではかなり高い水準になつていて、この指摘もありません。それからまた、この課税最低限を引き上げるかどうかという事を考えます場合には、当然同時に、税率をどうするのか、現在の税率構造というものをこのままでいいのかどうか、あるいは所得税、道府県民税、市町村民税それぞれの税率構造がいまのままでいいのかどうか、こういったこともあわせて検討されるべきものではないか、このように考えております。

○松本(幸)委員 この後で申し上げますことと関連をいたしまして、課税最低限をそのままにしておくと、これはどうしてもやはり低所得者層に対する課税の強化、こういったことにな

ると思ひます。

私は、あえて建設的に申し上げてゐるわけでありませうけれども、税金は確保するという観点で、やはり課税最低限の引き上げというものを考へて、低所得者部分のことを、ごく一部の者を対象にしてではなくて、全体的に考へるべきだといふように考へるわけでありませうが、このことにつきまして生活保護費基準のようにスライド的な方法を用いるといふようなことはできないのかどうか。

○石原政府委員 先ほど申し上げましたように、課税最低限のあり方、さらにはそのもとになつております各種の所得控除の金額をどのように定めるかといふことは、当然各年度の物価の状況あるいは国民の所得の状況、こういったものを勘案しながら、それと同時にまた納税義務者の数とか財政状況なども勘案しながら、これは決められるべきものであらうと思ひます。したがつて、単純に課税最低限あるいは所得控除の金額を自動的に物価スライド方式にするのがいいのかどうか、これはまた大いに議論のあるところだと思ひます。私は、単純スライド方式についてはいいが、なにか、やはりいろいろな要素を勘案して決定する従来のやり方がいいのではないか、このように思ひます。

○松本(幸)委員 論争をしておりますと時間がなかりなますので、これはこの辺で打ち切り切ります。次に、個人県民税のことについてお尋ねしたいと思ひますが、この個人県民税の税率が現行のようになつたのは、昭和三十一年の改正でございませう。

○石原政府委員 現在の二、四の二段階税率になつたのは、昭和三十一年の改正でございませう。

○松本(幸)委員 昭和三十一年に現行の百五十万円以下百分の二、百五十万円以上百分の四に決められた、こういうことでございませうが、現行の税率が決められた当時、すなわち昭和三十一年のこの勤労者の年間平均所得といふのは幾らくらいでありますか。

○石原政府委員 ただいま手元に持つておりますデータによりますと、事業所の規模ごとに若干差がございまして、たとえば事業所規模が五百人以上の勤労世帯の平均賃金で申しますと、三十七年当時は四十七万五千八百八円という数字になつております。

○松本(幸)委員 やはり当時の個人県民税の納税義務者の総数が何人であつたか、そしてその当時百五十万円以下の納税人員と百五十万円以上の納税人員が何人であつたか、それがまた昭和五十五年になつてどういふようになつてゐるのかといふことについて、御説明をいただきたい。

○石原政府委員 三十七年当時の所得段階別の納税人員を申しますと、実はこの当時は現在と違ひまして、住民税の課税方式が団体によつて、いわゆる本文方式をとつてゐる団体とたゞし書き方式をとつてゐる団体と二つありました。そこで、それらを単純に合計することがいまいちいかどうか、これは問題があるわけでありませうけれども、仮に単純合計してみますと、百五十万円以下の納税義務者が千三百六十四万六千人、それから百五十万円超が十四万八千人、合計千三百七十九万四千、こゝういふ数字になつております。

なお参考までに、現在のように課税方式が統一されたのは昭和四十年からでございませうが、この昭和四十年の時点で百五十万円以下の納税義務者が千三百六十四万七千人、百五十万円超が三十六万二千、合計千三百八十四万九千人であります。これに對して最近の実績では、五十四年度の課税状況調べによる数字が一新ししたのであります。五十四年度の課税状況によります実数を申しますと、百五十万円以下の課税所得の納税義務者が二百九十七万六千五百人、それから百五十万円超が八百七十六万九千人、合計千三百五十三万四千、こゝういふ数字になつております。

○松本(幸)委員 現在のように統一された課税方式に改まつたときの昭和四十年の納税義務者の数が二百八十八万九千人、こゝのうち百五十万円以下

の納税人員は二百四十八万人、百五十万円以上が三十六万人、こゝういふ御説明をいただいたわけでありませうけれども、これを比率で見ますと、当時は百五十万円以下の百分の二の税率で課税をされた者が全納税者の九八%近くになるわけでありませう。百五十万円超の百分の四の税率の適用を受ける者はわずかに二%程度にすぎないわけでありませう。それが約十九年を経まして昭和五十五年になりまして、いま御説明がございましたように、私の手元の調べでは納税人員が三千九百三十七万人、百五十万円以下の納税者が二千九百三十二万人、大体七四%、百五十万円以上の納税者が一千十五万人、二六%、こゝういふように増加をしてゐるというところであります。

先ほど申し上げましたように、現在御承知のように、生活保護費の一般地の標準世帯の基準支給額でさへ百六十二万三千円になつてゐる。こゝういふ現状を見てまいりますと、この税率が決められた当時勤労者の年間所得は四十万円程度、こゝういふことでございまして、現在では年間所得が、私の調べたところによりまして大体二百八十八万円以上になつてゐるのではないかとこゝういふように思われます。

勤労者の年間所得が三十万円あるいは四十万円であつた当時、百五十万円以下は百分の二、百五十万円以上は百分の四と決めた。これには当然、その時点で合理的な根拠があつたと思ひます。にもかかわらず、十九年間もそれがそのまま据え置かれてきた結果、当時としては、一般の勤労者の平均年間所得が三十万円、四十万円程度であつた当時は、百五十万円という年間所得といふのはかなり高額所得だつたと思ひます。ところがいまは年間百五十万円というのは、いまも説明したように生活保護法の基準ですら百六十二万円になつてゐるのですから、これはもう高額所得どころではない、生活保護費すらその最低の生活費程度である、こゝういふ現状になつてゐると思ひわけでありませう。

たものが二六%と十三倍にもはね上がつてゐる。こゝういふ現状を見ますと、個人県民税のこの百五十万円以下と以上の金額の区分とこれに對する税率の区分といふのは、今日ではきつめて不合理なものになつてゐるのではないかとこゝういふように考へられるわけでありませう。ひとつ、その点につきましてのお考へを伺ひたいと思ひます。

○石原政府委員 若干数字の点で補足させていただきますと、現在の道府県民税の税率適用区分となつております百五十万円といふのは、これは課税標準額であります。税金をかける課税標準額の計算で百五十万円以下と超、この二つに分けてゐるわけでありませう。

なお、この百五十万円といふのは、現在のいろいろな給与所得控除とかその他を入れた収入金ベースに置きかえてみますと、昭和四十年当分の百五十万円は百八十九万七千三百十円といふ数字になりませうが、五十四年度現在で収入金ベースに置きかえてみますと三百六十五万三千八百六十円といふことになつております。したがつて、いわゆる課税最低限などの対比では、これは百五十万円ではなくて、現在、五十四年度で三百六十五万円といふ数字になつてゐるということでございます。

それはそれといたしまして、昭和三十一年当時、二、四の二段階の税率で決定されたが、その当時の考へ方を当時の記録などで調べてみますと、国税と地方税の税源移譲、具体的には国税の所得税の一部を道府県民税として移譲するといふことの一案としてあの税率が決まつたわけでありませう。その当時としては、基本的には当時の税率構造を前提として比例税率で地方に移譲する、それで一部手直しの意味で四%という段階を設けたといふことが書いてあります。当時は、全体としては、所得税、住民税を通じて所得課税の減税を行う際に、所得税の一部を府県民税として移譲するといふ改正がなされたようでありまして、その当時の考へ方としては、道府県は比例税率で移譲するのだ、最小限度の調整措置として

て四%の税率を設けたということが記録されております。そういった考え方で当時の改正が行われたのであります。

そこで、この道府県民税に比例税率で移譲した残りの分につきましては、所得税の税率の累進率を変更するという形で調整措置がとられまして、たとえば所得税の最高税率は、その際の改正で七五%という率が決まり、またその当時最低税率は八%という税率になっておるようであります。

その後、時がたちまして納税人員も大きく変わり、所得水準も変わりました。道府県民税だけをとりまいてみますと、先ほど来先生が御指摘のように、百五十万円以下の納税人員が当時よりもかなり減りまして、百五十万円超の納税人員が非常にふえておる、そういう意味では見直す時期ではないか、これは一つの御意見だと思ひます。

ただ、この道府県民税の現在の税率が決められたときの経緯が所得税からの移譲であり、また所得税、市町村民税を通じて税率構造が決められていたという経緯からいたしまして、道府県民税の税率構造を見直すということであれば、当然同時に市町村民税や所得税も含めて税率構造を見直す必要があるのではないかと、このように思ひます。事実、この点につきましては税制調査会でも、所得課税の見直しのときには一つの大きな検討課題であらうということが一つの認識として存在しております。

○松本(幸)委員 御承知のように、同じ地方税である住民税、市町村民税と道府県民税で、市町村民税につきましてはかなり実情に合ったように、最低は三十万円の二%から最高は四千九百万円超の一四%まで十三段階に区分をして、いわゆる超過累進税率を適用しているわけですから、いかにそれと比べて、同じ地方税でありながら道府県民税のそれは余りにも課税方式が違い過ぎる、こういう感じがいたします。

ともかく同じ地方税でありますから、いま申し上げたように、市町村民税の方はそういうふうな段階的に金額も区分され税率も区分されて適用さ

れておるわけですが、いま、市町村民税の方との関連もある、こういうお話でございすけれども、市町村民税の方は恐らくもうすでに昭和三十三年当時のものではなくて、その後数次にわたって改定が行われて、今日の状況にかなり適合するようには、下は三十万円から上は四千九百万円まで、こういう大きな十三段階の区分にしてあるのだと思ひます。ところが、一方の道府県民税については三十七年に決められつ放しで、十九年間はそのまま据え置かれてきておる。放置されてきておる。そこには当然、市町村民税と道府県民税との間に不合理が生じてくる、こう考えるわけですから、これを早急に検討しようとして、十三段階と言われないまでも若干金額区分をして、それに対応する税率を決めていく。これをしてもやはり、道府県民税としての税収総額には影響を与えない、税収総額は確保される、こういう観点で見直しをする必要があるのではないかと、こう思ひますけれども、その点についてお考えがございましたら伺ひます。

○石原政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、道府県民税だけを切り離して税率構造を見ますと、当時からのままでおかしきやないかという御指摘、確かにそういう見方でもできると思ひます。

ただ、所得に対する税は、全体としてどういう税率構造がいいのかという見地から決められておりますから、道府県民税について改定をするのであれば、当然同時に市町村民税やあるいは何より所得税の税率構造をどうするのか、たとえば道府県民税について累進構造をいまい強化すれば、所得税、市町村民税をそのままにおきますと、所得課税そのものの累進構造がいまよりもきつくなる、激しくなるわけですから。

ところが、税制調査会では、わが国の所得課税の累進構造は各国に例を見ないほど急激であるという意見が出されております。ですから、税調の空気としては、むしろもっと累進構造を緩和すべきだというふうな議論もあるわけでありす。そう

した中で道府県民税についての税率を多段階にするということであれば、それと同時に、所得税の方の税率の構造を見直さなければいけないという問題が当然出てくるのではないかと、思ひます。

そういう意味で、私は道府県民税についての問題意識は十分持つておりますが、この改正を實行するに当たりましては、所得税、市町村民税を含めて所得課税全体の中で検討すべきものではないか、このように考えております。

○松本(幸)委員 この累進構造といわれるものを強化する、あるいはもっと緩めていくか、そのことの論よりも、やはり十九年以前に百五十万円以下と以上、こう決めたものと、市町村民税はそのときそのときかなり対応して今日まで改正が行われてきたのに、道府県民税については、来年になれば二十年になりますけれども、二十年間もそのまゝになってきたというところで、その累進構造を強化するあるいは緩和する、そういう論とは別に、非常にその間の不合理が生じておるのではないかと、それは税構造全体を見直さなければならぬと思ひますけれども、やはりこれは、繰り返して申し上げますけれども、いわゆる道府県民税の税収総額については確保する、こういう観点に立つてもう少し合理的に考えてもらふべきではないかというように考えるわけですから、もう一回お答え願ひたい。

○石原政府委員 所得課税に対する議論としては、いわゆるスウェーデン方式などといひまして、地方税はその地域社会の費用を広く負担していただくという性格の税なんだから税率はなるだけフラットの方が望ましいのだ、一方、所得税は所得再分配の機能を果たすべきもので、ですから高度の累進構造を持つべきだという議論があります。そういう中で、住民税と所得税の税率を総合的にどう考えていくかということが今後の課題だと思ひのであります。

繰り返し申すようにありますけれども、道府県民税だけを切り離して、それだけについていまの税率構造をもっと累進構造に改めるということに

ついては若干問題があるんじゃないか、道府県民税について累進構造を強めるのであれば、同時に他の税目、所得税や市町村民税でその調整措置が必要なんじゃないか、そうした中でこの問題を考えていくべきじゃないか、私はこのように考えております。

○松本(幸)委員 時間がありませんので、これもまた余り論争しているわけにはいきませんけれども、私は道府県民税の累進構造というものを強化をしろ、決してこう言っているわけではないのであります。道府県民税だけをまた単独で直すということについては、非常に問題があるような考え方でありすけれども、市町村民税はその都度その都度かなりの改正が加えられてきて、道府県民税だけがそのままであったというところの方がかえって不合理じゃないか。市町村民税が改正される際には、同じ地方税ですからこれにもやはり相当の改定が行われてもよかつたのではないかと。どういふわけか知りませんが、百五十万円以上は百分の四であるという二であり、百五十万円以下は百分の二であるという二については、どう考えてもなかなかそこ今日段階では合理的な根拠が見出せないんじゃないかというように思ひますので、これはお答えいただかなくて結構ですけれども、ひとつ十分考えて検討していただきたい、このように思ひます。

それから次に、不動産取得税につきまして伺ひたいと思ひます。

不動産取得税につきましては、一定の住宅あるいは住宅用土地の取得につきまして五年間は現行の税率を据え置く、こういう前提条件をつけまして一%の引き上げをやつたわけでありすけれども、この税金も昭和二十九年に創設をされましてから、現行三%の税率がそのまま今日まで続いてきたわけでありす。この三%の税率が、今日まで変更をされずに二十七年間ですか続いてきたというのには、それなりの理由があつたと思ひます。

ことの大きな理由は、税率そのものは三%にしていても、課税の客体といましようか、課税の対象になるいわゆる不動産、土地、建物、こういったものの値段が着実に値上がりをしてきた。したがって、税率そのものは据え置いても税収はどんどん増加をしてきたということが、先日この委員会でもいただきました参考資料の「地方税の税目別収入額及びその割合の推移」、こういう表にはつきりと示されております。

創設当初の昭和二十九年には、わずかに二十億九千六百万円でありましたこの不動産取得税、昭和五十四年になりまして何と二千四百三十七億九千四百百万円、実に百六十六倍の伸びを示しているわけでありまして、これが都道府県の税収総額から見ますと、昭和二十九年、千四百六十七億三千百万円でありました税収総額は、昭和五十四年に六兆六千億七千五百万円になっておりますから大体四十五倍程度であります。税収総額は四十五倍であるのに、この不動産取得税については創設当初に比較すると百六十六倍もの増額になっておる。これを考えますと、地価の騰貴等によつて、税率は三%に据え置いても着実に大増収になつていく。着実に大増収というのには変な言い方ですが、これも、大増収になつていく、このように考えるわけでありまして、

このことを考えますと、不動産取得税の税率を今回一%引き上げたということは、言うならば、一方で土地、建物の値段がどんどん上がつて税収がふえてくる。これに加えてさらに一%税率を引き上げたということになりますと、まさにこれは納税者にとっては往復びんたを食つていくようなものであつて、大増収になつてくる、こう考へるわけでありまして、これを一%引き上げました考え方をひとつお伺いしたいと思ひます。

○石原政府委員 率直に申しまして、今回不動産取得税の税率引き上げを行う理由は、地方自主税源の充実強化でございます。先ほど申し上げましたように、既存税制の中で税源強化の可能性のある税目について広く検討を行ったわけでありまして、最近において税率を引き上げたとかあるいは評価の問題とかいろいろの事情がありまして、税率引き上げが可能なものとして不動産取得税が考えられた。

税制調査会等におきましても、この点はいろいろ議論があつたわけでありまして、消費流通課税の強化ということは地方団体が強く希望しておるわけでありまして、そうした場合で現時点で考え得るものとしては不動産取得税である、こういう結論に到達した次第でございます。

○松本(幸)委員 地価の抑制ということは、大変重要な政治課題であるわけでありまして、土地等の値上がりに対して心理的な値上がり効果というものが出てくるのではないかと、このことを心配するわけでありまして、そういう点については心配ないというようにお考えであるかどうか。

○石原政府委員 今回の不動産取得税の税率改定に当たりまして最も心配されましたのは、地価に及ぼす影響、特に住宅政策に及ぼす影響でありました。そこで、今回の改正に当たりまして、住宅関係につきましましては、建物もその敷地もともに税率を向こう五年間は従来のまま据え置くというような配慮を加へることによつて、その影響を最小限度に食い止めようという考え方をしたところでございます。

○松本(幸)委員 次に移ります。固定資産税でございますけれども、この固定資産税につきましては、今回の改正では非課税措置の整理合理化等が行われたわけでありまして、税率の変更等は行われないわけでありまして、来年の一月一日が一般的な固定資産の評価がえの期日になつておるわけでありまして、この固定資産税の評価がえにつきまして自治省としてはどういう方針で対処されようとしているのか、この点を尋ねたいと思ひます。

それから、時間がございませんであわせてお伺いいたしますが、今回新たに国民健康保険組合あるいは健康保険組合等の行います収益事業に対して課税をする、こういうことになつております。これらの団体が経営しております課税対象となる施設は、大体全国でどのくらいあるのか、それから法人住民税等事業税の税収の見込みというのはいくらくらいになるのか、あわせてお伺いしたいと思ひます。

○川俣政府委員 五十七年度の固定資産税の評価がえに際しまして、現在どのような方針でこれに対処しようとしておるかというお話でございますが、御承知のように固定資産税の評価につきましては、市町村は自治大臣が定めておりますところの固定資産評価基準によつて土地、家屋、償却資産、それぞれ評価をいたしておるわけでございます。

土地について申し上げますと、地目別に各都道府県に指定市町村を定めて、その指定市町村の基準地、これは主として最高路線価の土地でございます。また、この土地につきまして価格をまず決めるわけでございますけれども、その価格は実は自治大臣が調整をいたすということにしておりまして、その調整の仕組みを通じて市町村間の均衡を図ることになっております。

現在すでに市町村では作業の準備を進めておるわけでございますが、具体的に申し上げますと、土地につきましての評価がえの基準日になりますのは五十五年七月一日でございます。したがって、前回の基準日でございます五十二年七月一日以降、三年間の地価の上昇の状況等を勘案いたしまして、評価の水準を適正なものに定めたいというところで現在準備をいたしておるところでございます。

それから家屋につきましては、これは家屋に係りますところの評価基準に基づきまして市町村が評価をいたしますが、先日も申し上げましたように再建築費評価点を家屋の用途別に求めまして、

そしてそれに一定の価格を掛けて再建築費価格、つまり固定資産税の課税の基礎になります価格を決定するといふ仕組みになっております。五十四年の評価がえの際に家屋の評価基準の改定を行いました。その後三年間再建築費の上昇も見られますので、家屋の評価基準につきましても五十七年度の評価の際には基準を改定いたすことにいたしました。現在その最終的な作業を行つておるところでございます。この改正されました評価基準に基づいて、市町村では家屋の評価がえをいたすということになるかと思ひます。

○石原政府委員 今回の改正によりまして、課税対象になる施設が国民健康保険組合外四団体についてどのくらいあるかというお尋ねでございます。調査したところによりますと、国民健康保険組合関係では、直営の施設として病院が二カ所、診療所が三カ所、保養所が二カ所ございます。それから国民健康保険の連合会関係で、直営の病院が四カ所、保養所が五カ所あります。それから健康保険組合は保養所でございますが、これが千九百六十九カ所、それから連合会関係で同じく保健会館が二百九十八カ所ございます。

これらの施設におきましてどの程度の課税が行われるか、法人事業税あるいは法人住民税を通じてどのくらいの金額になるかということでございますが、全体を通じておおよそ一億円弱、このように見込んでおります。

○松本(幸)委員 最後に、これは今回の税法改正には直接かわりのないことでございますけれども、特にお尋ねしておきたいわけでありまして、政府は一昨日、すっかり冷え込んでおりますが、何をどう浮揚させなければいけない、こういうこととで、その対策の一環といたしまして五十六年度上半期にいわゆる公共事業の契約率を七〇%以上にすることを、こういう方針を決めたところでございますが、これに対しまして自治省の対応につきましてはひとつお伺いしたいと思います。

○土屋政府委員 お話のございましたように、内

需の伸び悩みの中で景気の維持拡大を図るために、政府といたしまして総合対策を決定いたしました。その一環として、公共事業執行の促進を図るといふことにいたしておるわけでございますが、現実問題としてこれを実行に移す場合、かなりな部分が地方団体というところになってまいるわけでございますから、地方団体の事業の円滑な推進が図られなければ、所期の目的を達成できないということにもなるわけでございます。

そこで、地方団体の事業推進の円滑化に資するために、補助金の交付について事務の促進を図つてまいりたい、また手続の簡素化、合理化等も図るように関係各省に要請をしまいたいと思つております。自治省自体といたしまして、地方債の配分等の問題がございますので、それを促進をいたしまして、それに対応してまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○松本(幸)委員 いま御説明がありましたように、また大臣中座しておりましたけれども、私が冒頭にも申し上げましたように、いわゆる公共事業の大半というものは、実際上道府県あるいは市町村等の地方団体が施行しているというのが現状でありますし、実際に、そういう仕組みになっているわけでありまして、また財政支出の面でも申し上げたとおり、国の方は税金を吸い上げるけれども仕事の方は地方だ、こういうような関係になつておるわけであります。したがって、公共事業の早期契約といひましても、当然地方団体の理解と協力がなければ実行は期しがたい。さらに自治省としても、当然地方団体に對する適切な指導、特に財政対策について適切な措置がとられなければ、かけ声だけで実効は上がらないと思ひます。このことに對しまして、今後具体的な指導対策、特に財政対策につきまして十分配慮をしていただきます、このように考えるわけであります。

かつて、第一次のオイルショックのときの不況に對して景気を浮揚する対策として、休憩前の大臣の答弁のように、不況によつて法人税収が大変落ち込んでしまつた、その歳入不足をカバーする

といふことで大量の国債を発行した。そして歳入不足を補つて、この大量国債の発行によつて調達した資金でいわゆる大型公共事業に投資をして、波及効果によつて景気の回復を図ろうと考へたのが、いわゆる第一次のオイルショック後の不況対策であつたわけであります。

その後、法人税の税収も順調に伸び、景気もやや好転をしてきた、そういうやききに今度はまた第二次のオイルショックが襲つてきた、こういうことでございまして、今日やはり景気は低迷しておるといふことでありますけれども、今回は第一次オイルショックのときの景気対策のように、大量の国債を発行して公共事業に投資をするといふような手法はとれなくなつてきている。むしろ、この大量の国債発行が今日では財政破綻、財政再建、こういうようなことになりまして、財政が非常に困難になつてきている、当然これからは国債に依存することはできない、むしろ国債は減額をしていかなければならぬ、こういう状況にあると思つておるわけであります。

これは、前回の第一次オイルショックのときの景気対策のときの経験でありますけれども、やはり政府が契約の早期発注といふことをやつたわけでありまして、契約を発注する側はお役所でありまして、これはハッパをかければ設計とかあるいは契約発注の準備といふものはできるわけでありまして、

こういふ状況の中で、一方では国は財政再建のために極力歳出を抑制する、あるいは歳出を削減する、これが財政再建の主要な課題とされておるわけであります。しかし、今回決められました景気対策のための上半期七〇%の契約率、これはただ文書だけのものではなくて、景気対策といへば当然お金が伴つて出ていかなければ景気対策にならないわけであります。

そういふ観点からいいますと、一方では財政再建のために歳出を削減しなかつたらならぬといふ要請があり、他方では景気対策のために上半期に七〇%の契約率を達成してお金をどんどん出して何とか景気を直そうといふこと、これはある意味では全く相反する逆な方向ではないかといふように思われるわけでありますけれども、そういう点につきましては、大臣としてはどのように考えておられるのか。

政主導型で景気をかき立てるといふのはなかなか容易でない。しかしながら、何としてでも景気にある程度刺激を与えて維持拡大を図つていかなければならないといふことで、前半に傾斜的な執行を通じて景気の拡大を図る、こういうことでございます。

そういう意味で、総量としてはなかなかふやせない、しかし何か手を打つとすればやはり前半に傾斜的に配分することによつて景気を拡大をしていこうといふことになるわけでございまして、これはいまの財政の事情の中ではやむを得ないのではないかとこのように考えておるわけでございまして。

ただその結果、前半に集中すれば後半いば油が切れてしまふのではないかといたしたような御趣旨のことも伺いましたし、季節労働者のこと等も御指摘がございましたけれども、やはり全体的な中では、過去の例に照らしましても、ある程度傾斜配分をすることによつて景気がかき立てられるといふことはあり得ると思つておるわけでございまして。それにまた、後半になりますと、私も詳しくいことは存じませんが、やはり雪国の状況その他いろいろ考えますと、なるべく前半に仕事は傾けた方がよいという面もあるわけでございまして。

ただその結果、後半になつて景気がどういふことになるのか、その際に全体的な景気対策をどうするかといふことは、あるいはまたその時点においていろいろと検討しなければならぬ事態が起るかもしれないが、現段階においては、ただいま申し上げたようなことで一つの景気対策としては適切な方法じやなからうか。それが円滑にいくように地方団体としても協力していかなければならぬと思ひます。またそれが事務が円滑にいくなれば、私どもとしても地方団体への協力をしなければならぬといふふうに考えておるわけでございまして。

○安孫子国務大臣 いま財政局長から申し上げたとおりであります。景気刺激策といたしまして打つべき手というものはだんだんと狭まつてきて

おることは事実だと思つたのです。そこで何といたしまして、政府で直接できますことは公共事業費を促進するということ、これが最も有力な手段になる。ところが、公共事業費は昨年と大体同様でございますから伸びはございません。いまは、財政局長から申し上げましたとおり、せめてこの際繰り上げて、そして景気刺激策に寄与しよう、それがきわめて重要な当面の課題だということでも踏み切つてそういうことになつたわけでございますが、さて、財政的な処理はできるといたしまして、いまお話のありましたとおり、業界の思惑というものがこれに絡んでまいります。それから労働力の確保の問題もございます。いろいろな観点から問題はございますけれども、当面特に中小企業等がまことに苦しい事情にございますので、この公共事業の繰り上げ施行によりましてこの危機を脱却したいという考えをもちまして今回の施策を実行することに相なつたわけでございます。自治省といつたしましては十分その意を体しましてその促進に当たるべきだと考えております。

そしてまた、夏以降になりました一体景気がどうなるかという問題もあるわけでございますが、これはやはりそのときの事態に即しまして考えていかなくちゃならぬ、こういうふうな理解をしておるものでございまして。

○松本(幸)委員 財政再建のための歳出の抑制あるいはまた歳出の削減、これもきわめて重要な政治課題でありますと同時に、他方、景気の浮揚というものも政治に課せられた大きな使命であるというふうに考えますので、せつかく大臣の御努力を期待いたしまして質問を終わります。

○左藤委員 佐藤敬治君。

○佐藤(敬)委員 御飯も食べないで大奮闘の大臣で、本当にお気の毒ですが、続けます。御飯が来たら、どうか休んで十分に腹を満たしてください。

大蔵省の試算によりますと、五十五年度の租税、印紙税収入の見積もりが二千六百億程度下回

つて歳入欠陥になるのではないか、こういうことを三月二日に発表しておるようです。その理由を書いているのを見ますと、税収鈍化の理由として、個人消費の停滞を背景に間接税が急速に落ち込んだ、それから所得税、法人税も冬のボーナスが低額支給になったので十二月決算が予想ほどよくなかった、こういうような理由で国の租税収入が減つて、歳入欠陥になるのではないかと、大蔵省の大変な問題でございけれども、私もから見ますと、野党の所得減税攻勢に対する牽制球じゃないか、こういうことも考えますが、一応これに関連して、地方財政の中ではどういうふうになつておるのか、この点をお伺いします。

○石原政府委員 先生御承知のように、地方税の場合は国税と異なりまして、基幹税目である住民税所得割が前年所得課税になつております。言うならば勝負はついておりますから、見込み違いが起ることは余りございせん。それから、固定資産税も同様、現在は評価替え置き時期でございまして、余り大きな変動はございせん。

ことしの一月末現在の道府県税の調定実績等から推計いたしますと、自動車関係税について地方財政計画を若干下回る可能性がございせんけれども、法人関係税あるいは個人住民税関係等では地方財政計画よりかなり上回るのではないかと、このように見ております。特に法人関係税については、国税の場合と地方税の場合では三月期の決算の扱いが違ひまして、地方税の場合は五十五年度の税収は昨年の三月分がもう入つてしまつておりますから、これまた不確定要素が非常に少ないわけでございます。

いずれにいたしましても、地方税全体として、一月末現在の数字で推計する限りは、強化課税等を除きまして、いわゆる地方財政計画ベースで見ましても、三千億前後の増収は間違いなく出るのではないかと、したがひまして、歳入欠陥に陥るようなことはまずない、このように見ております。

○佐藤(敬)委員 そうすると、ことしは大丈夫だ

けれども、前年度課税だと来年はおかしくなる危険性があるわけですか。

○石原政府委員 五十六年度の税収見積もりを立てるに当たりましたは、昨年末時点での所得の状況等をベースとして見込んでおりますが、これにつきましても、現時点で地方財政計画の収入を下回ることにはまずないのではないかと、もちろんこれからまだ先が長いわけでありまして、現時点ではその心配はないのではないかと、私もはここのように見ております。

○佐藤(敬)委員 次の問題に移ります。電電公社の国庫納付金に關しましてお伺いしたいと思

います。電電公社は、五十六年度から五十九年度まで四年間、毎年千二百億ずつ国に納付する。それから専売も、あれを見ますと、ことしは大体七千億以上の納付を国に行つておるようである。これに關連して、三公社は、三十一年制定の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律によつて固定資産税の支払いが免除されてゐるかわりに、その固定資産税額の二分の一を納付することになつてゐる。半分はまけてゐることになつてゐるわけですか。

五十五年度を例にとりますと、電電公社が四百八十七億、専売が二十三億、国鉄が二百四十億、合わせまして七百五十億納まつてゐるのですが、本来ならば大体これの倍ぐらいになるはずであります。全国市長会は、御承知のようにこの前に会議をいたしまして、こういうようなことはおかしいじゃないか、このようないやうな高利貸を上げてゐるのに市町村に二分の一しか納めないと、これは自治体の減収分を国がカバーしてしまふことになる、こう言つて強く反発しておるわけですか。

ちなみに、ことしの電電公社が納める千二百億、これを四年間でやりますから四百八十億ですね。この四千八百億円の計算の基礎なんです、この四ふうになつてゐるのです。五十五年度末の総資本、それに対して五十五年度末の自己資本の比率三八・六八二%から、四十年から五十四年に至

るところの平均自己資本比率三三・三四三%、これを差し引いた額を掛けたのが四千八百九十八億円になる。いわば固定資産ですね。

こういうものに対して、剰余金を、もうけ過ぎているからこれを納めろといつて納めてゐるので、これは明らかにもうかつておるわけですが、もうかつて国に納めるぐらひだつたら、これをまける必要がないじゃないかというのが全国市長会の主張であると思ひます。自治省もこれに對して、是正しなければいけないといつて検討を始めたといふことを聞いていますが、その後どういふふうになつてゐるのか、お伺いしたい。

○石原政府委員 三公社の納付金につきましては、いづれも制度創設当時の経緯を見ますと、三公社の持つ公共性というものを着目いたしまして、固定資産価格の二分の一を納付金算定標準額として採用するといふ、いわば特例的な扱いがなされております。また、事実この制度ができました昭和三十一年のころを見ますと、国鉄は別といたしまして、電電公社などもかなり赤字があつたやうでございまして、しかし、その後いろいろな曲折を経て、最近になりました電電公社がかなり剰余金を出してゐることは事実であります。そうした中で、五十六年度から電電公社がその剰余金の一部を国庫に納付するといふ話が出てまいつたわけでありまして。

この点につきまして、地方六団体からも大変不満の意見が出てまいりました。私どもも、三公社につきましては、公共性を理由として算定標準額を固定資産価格の二分の一というふうにしておるわけでありまして、国庫に剰余金を納付するやうな状況であるならば、当然これは本来の価格そのままを算定標準額にしてしかるべきじゃないかという考え方を持っております。

この点につきましては、御案内のように、地方制度調査会の答申におきましても、やはりこの二分の一の特例については見直すべきじゃないかといふやうな御答申もいただいております。そこで私どもは、五十六年度の税制改正とい

ましようか、予算編成といひましようか、こういつた過程で、こういつた声を背景に問題があるじやないかという議論を政府内部ではしたわけでありましたが、ただ、最終的には三公社、特に電電公社の納付金につきましては四年間の特例として納付金を納付させる、恒久制度とするわけではないというように、一方、三公社の算定標準額の特例は三公社の持つ公共性というものに着目して設けられた趣旨からいたしまして、この臨時的特例がいつかからいつか、直ちに恒久的にこの算定標準額の算定方式を変えることはいかかなものかという反対意見もあり、結論を得るに至らなかったわけでありました。

私どももいたしましては、この三公社の納付金制度というものが今後制度としてどういう形になつていくのか、こういつたものを見きわめながら、もしこれが恒久的な制度になるのであれば、当然いまの納付金算定標準額の二分の一の特例というものは見直されてしかるべきじゃないかという考え方を持っております。

○佐藤(敬)委員 恒久的なものになればもちろんですが、もしこれが臨時的なものであるとすれば、この法律の第四條、三公社の納付金については原則として固定資産税相当額とする、こういう内容にしておいて、そして減額等の臨時の必要措置をとつていく、こういうふうにするのが一番正しい形じゃないかと思うのですが、どうですか。

○石原政府委員 ただいま申し上げましたように、四年後をどうするかということがまだ決まつてないものですから、納付金制度そのものの算定標準額の特例の扱いを恒久的にどうするかという結論が出にくいというのが現状でございます。したがいまして、恒久的な扱いが決まれば、当然納付金法の方も本則をどうするかということが検討課題にならないけれども、このように思ひます。

○佐藤(敬)委員 国が赤字だからといって剰余金を全部国へ納めて、地方は赤字でないかというところ、地方だってやはり一兆何千億という大赤字を抱えておるのですよ。それなのにこういうものがまかり

り通つていくというところは、地方と中央は車の両輪なんと言つていけるけれども、一方は木の輪で片方は金輪でびつこの車だと思われぬ、地方軽視だと私は思うのですよ。こういうものは早急に直した方がいいのではないかと。そして、臨時的な措置をとるならば臨時措置法みたいなものをつくつてやればいい、こう思ひますけれども、大臣いかがですか。

○安孫子國務大臣 臨時的措置と言ひながら、割り切れぬものは私もあると思つております。そしてまた三公社の性格から申しましても、公共的性格だと言ひますけれども、私は、実態は必ずしもそういうものでもなからうじやないかという氣もいたします。したがいまして、今回は今回といひまして、別途検討させていただきますと思ひます。

○佐藤(敬)委員 わかりました。それから、いよいよ老人医療の問題が厚生省から審議会に提出されて、いま審議をしておるわけですが、この問題についてお伺ひします。

国保については、老人保健を切り離してやるということが年々大懸案であります。そこで、新聞等を見ただけではよくわかりませんが、老人医療が、いま厚生省が出しているような原案になつていけば、一体国保の会計はどういうふうになるのか、この点をもう少し詳しく教えていただきたい。

○古川説明員 お答えいたします。現在、厚生省が考へております、あるいは厚生省が法案要綱を制度審議会なり社会保険審議会に諮問いたしております内容は、予防給付、予防のヘルスの事業を拡大していく、それから医療負担の不均衡を是正しよう、こういうふうなことでございます。率直に申し上げますと、費用負担の不均衡、つまり国保に對しまして被用者保険等からの負担のしわ寄せがある、年をとりまして医療費が非常にかかる、所得能力がなくなるときに国保に入つてくるというふうな構造的な問題を是正していこう、老人の加入割合が非常に違ふ、そういうことでございます。

それによりますと、厚生省では試案のⅠと試案のⅡというものを提出しているわけでございますが、五十六年度におきまして現行制度でいったとしたならば、国保の保険料としては四百六十億の負担をいたしてある、こういう状況でございます。これが試案のⅠということになりますと三千億というふうに、千六千億程度国保の財源は軽減される、こういう考へ方でございます。それからいま一つは、審議会に試案のⅡとして出してございますものによりますと、千八百億程度の国保の減になるということでございます。

この試算のⅠ、試算のⅡの基本的な考へ方は、まず老人医療費の全体の三割を国と地方公共団体で、公費でストレートに持ちます。その残つた七割について、いわゆる国保とか健保組合とか政管健保とかそういった保険者が負担をいたします。その保険者の負担に對して国保なり政管について国庫補助を出します、そういうふうな考へ方でございます。

その七割の給付について、その半分をそれぞれ保険者の医療費の実績で見ます、残つた半分を加入者の案分——老人の加入割合が違ひますので、それを是正して案分いたします、こういうふうな考へ方に基づきまして、医療費実績と加入者案分を二分の一、二分の一とした場合には、相前後いたしますけれども、先ほど申し上げた試算のⅠの考へ方になります。

それから試算のⅡは、先ほど申し上げた保険者の医療費実績と加入者案分の中で医療費実績をゼロといたしまして七割についてすべて調整をいたしますというふうないたしますと、国保はどうしても老人の加入割合が多過ぎますので、国保の負担は軽くなりまして、健保組合等の負担が重くなる、こういうことで先ほど申し上げた国保の軽減分は千八百億になります、こういうことでございいます。

○佐藤(敬)委員 これは自治省の方だと思ひますが、そうすると、もしこれが通りましますと、Ⅰのケ

Ⅰスでは千六千億ぐらい、Ⅱのケースでは千八百億ぐらい国保の財政がかなり軽減されるわけですが、けれども、国保税の方はこれによつて上げなくていいとかあるいは減税するとか、何かそういうような現象が出てきませんか。

○石原政府委員 その試案による保険者としての国保会計の負担がどういう形になるのか計算してみないとわかりませんが、いまの話を承る限りにおいては国保会計の負担がかなり減るようでありましますから、現在はその分を国保税として被保険者に割り振つていられるわけですから、軽減されることになるのではないかと、このように理解しております。

○佐藤(敬)委員 国保という問題は国会でも余り取り上げられないのですよ。やつていけるのが、一番末端の力のない市町村がやつていけるものだから、なかなか中央へ声が届かない。しかし、われわれがあつちこちを回つて歩きますと、一番問題にしていけるのが国保の問題なんです。財政上からいろいろの問題で大変な痛めつていける。それで年々念願がようやく出てきて、老人健保を切り離そうというのです。

私は、これは非常に重大な問題だと思ひます。それなのに、まだ厚生省が何をやつていけるかさっぱりわからぬとは、いま話を聞いたところじやないかなんて、そんないいかげんな答弁ではだめですよ。向こうでそういう案を出したら、恐らくどこかで計算していけると思ひます。こういうふうになればこつちの国保の方のあれはどうなるのか、国保税はどういうふうになるのか、国保財政がどういうふうになつていくのか、きちつと計算していけると思ひます。あんな痛めつてみんな一生懸命になつて、ようやく念願がかなつて切り離そうとしていけるとき、いま聞いただけではわかりません、そんな答弁では困りますよ。わかつていたらもう一遍答弁してください。

○土屋政府委員 国民健康保険は、他の被用者保険に比べまして老人割合が高いわけでございますが、財政が非常に悪化しております。御承知のよ

うに、そのために一般会計からの繰り入れと都道府県からの財政援助が五十四年度は一千億円以上になっておりますが、そういうものをつぎ込んでいまいやうやく収支の均衡がとれておるわけでございます。

そこで、そういう前提に立って今回の厚生省案を見てまいりますと、全般的には、いま説明がございましたように国民健康保険の負担軽減を図るということにしておるわけでございますから、従来から老人を多く抱えております国民健康保険にあっては赤字要因が減つてまいります。したがって、老人医療に対応する一般会計からの繰出金が減つてくるということになるか、あるいは保険料、保険税が高いということでそれを下げるか、何らかのかっこうでそこは割り切られる。一般会計からの繰り出しも大変多いわけでございますから、それが減つていくのか、料が減つていくのか、そこは不明でございますから、税務局長としては税がどうなるかということとはちよつと答えにくいということになったわけだと存じます。

ただ、一方この案を見てまいりますと、公費負担分については、厚生省試算のⅠ、Ⅱとも現行の地方公共団体の負担分が六・六%から一〇%に拡大されるということになっておりまして、地方負担が千六百二十億円から二千五百二十億円、九百億円の増加ということになります。ところが、老人医療全体に対する国庫の負担割合は現行の四七%、これは国の公費負担分のはかに保険者に対する国庫負担と臨時財政調整交付金、全部含めて見てもみただけでございますが、その四七%が試算Ⅰでは四四%に、試算Ⅱでは四〇%に減少することになっておるわけでございます。

国の負担割合が減つて地方の負担が重くなつておるといふこと、これはいま申し上げましたように国保全体が減つてまいりますから、料が税が減るのか、一般会計からの繰出金が減るのか、繰出金が少なくなつたかわりにこつちがふえるということになるのか、そこらの因果関係が不明ではござ

いますけれども、全般として見れば、もう少し研究をしてみなければわかりませんが、全般的な公費負担の部分が非常に高くなつておりますので、どうも基本的な問題があるように思えますので、もう少しこれは慎重に検討さしてもらいたいと思つております。まだいま折衝をしておる段階でございます。

○佐藤(敬)委員 そうすると、一方では国保の財政は軽減される、一方では今度新たに老人健保に市町村の支出が出てくるわけですね。その兼ね合いだけでも、それ全体をひくくするめて、老人健保が新しくできると市町村の負担はどうなります。重くなりますか、軽くなりますか。

○土屋政府委員 そのところからちよつと私どもがわからないと申し上げておりますのは、現在の国保が現行で四千六百六十億ある、こういうことでございますが、それは保険料と保険税だけでなくて一般会計からの繰出金とかが入つておるわけですから、先ほど説明のございました第一案で浮きます千六百二十億では、その減る分は一体繰出金が減るのか、料を減らすのか。料が減つてしまえば繰出金は減らないということにもなるわけでございまして、そこらの兼ね合いがどういふふうに変化していくかということによって変わつてくるわけでございます。

だから、減るには減りますが、一方公費の方はふえておる。公費負担のふえておる分は確かにふえておるのですが、減る方が一般会計分から減るのか。料と税を減らしてしまふということになれば、繰り出しはそのまま残るということになりますから、差つ引まして果たして地方団体の方は負担がふえるのか、減るのか、なかなか明確でない点がございまして、もう少しそこらところは詰めていければ、私どもとしても明確には答えにくい、いろいろな条件を詰めてみませんと簡単に答えが出ないものですから、いまいちいると厚生省とも折衝をしておるといふ段階でございまして。

○佐藤(敬)委員 この間、公明党の大橋先生が大に質問をしておりましたのを聞きしていた

ら、この問題は国が軽くなつて自治体が重くなるから不満だ、こういうような御答弁をしておられました。いまの答弁とちよつと食い違ふような感じがしますが、いかがですか。

○安孫子國務大臣 その辺が十分詰めてはいないけれども、地方団体が負担をする割合がどうも多くなりそう、この点はよく詰めて相談をしてもらわぬと困る、そういう趣旨にひとつ御理解願いたいと思ひます。

○佐藤(敬)委員 別の問題に移ります。

私は秋田県なんです、いま秋田県は県議をやつていますが、非常に大きな問題になつてゐるのは老人医療の無料化の問題です。前の小畑知事が全国に先駆けてこれをやりました。ところが、今度の佐々木知事はこれをやめてしまへ、全国に先駆けてやめろ、こういうので大変問題になつております。

それに關しましてお聞きしたいのですが、自治省はかねがね国がやつてゐるのにさらに上乗せしたような福祉に対しては困るという態度をとつておつたやうであります。しかし最近、地方自治の本旨から見て、地方自治体の立場に立つて地方の自主性を尊重せざるを得ない、こういうような立場をとつてゐると聞きました。さらにまた、この間、政府が社会保険審議会でもって、厚生省は上乗せ福祉に対して法律をつくつて強制的には抑えない、こういうふうな態度を明らかにした、こういうことが発表されておりますけれども、これは事実ですか。

○古川説明員 老人保健制度の一部負担あるいは年齢等に対しては、地方公共団体が単独でいろいろ上乗せといひましようか、そういう措置を行つておられるということに對します私どもの見解といたしましては、基本的には地方公共団体がそれぞれの御判断あるいはその政策問題ではないかというふうな考へておるわけでございます。その点はそういうふうな考へておるわけでございまして、新制度との関連等におきまして非常に大きな問題もございまして、地方公共団体に對しまし

て新し制度の趣旨を御理解いただくように努めた

い、かようなことでございまして。
したがいまして、端的にお答えいたしますと、法的にこれを禁止するしないという問題で私どもは禁止できるというふうには考へてないわけでございまして、新しい制度とのかかわり合いが非常にございまして、よく地方公共団体と御相談し、新しい制度の趣旨を御理解いただきたい、かように考へておる次第でございまして。

○佐藤(敬)委員 そうすると、法律はつくりませんが、別の方法で上乗せ福祉は禁止していく、そういうふうな指導していく、こういうことですね。

○古川説明員 お答えいたします。

基本的には、地方独自の問題として政策判断なりの問題でございまして、そういう理解でございまして、新しい制度、老人保健制度は、ただいまも申し上げましたような高齢化社会の到来ということを前提としたこととして、いわゆる予防から治療、リハビリといふことに対する施策と、それから費用負担の均衡、こういうふうな問題に對処した制度でございまして、そういう制度の趣旨をよく御理解いただきたい、かように考へております。基本的には、地方独自の政策判断の問題だといふふうには私どもは考へてゐる次第でござい

ます。

○佐藤(敬)委員 同じ問題について大臣にお伺いしますが、この問題、どういふお考へを持つて

ますか。
○安孫子國務大臣 いまの話を聞いておりますが、それは厚生省としては、いわゆる国でやる制度よりもより住民にプラスするやうなことを地方団体が政策判断としてやるならば、それはまあいいんだ。しかし、国の制度をよくのみだませたい。率直に申しますと、それは地方の政策判断だといふことであらば、国の制度をとつくりと話したいといふこともちよつと解せない一点ではあつたわけでございまして、結局、自治省といひまして、いわゆるかさ上げあるいは期間の短縮でござ

ざいますか、そういうふうな問題を地方団体の独自の判断でやるということについては、これは抑えるとか抑えないとかというわけにはなかなかいかぬだろうと私は思っております。しかし、これは財政負担が伴う問題でございます。したがって、その地方団体が長期にわたってそういうようなものをやると、ほかの方にも余り影響しない、また政策判断としてほかの方は犠牲にしてでもそれをやった方がいいというふうな、そこまでの決意を持ってやるかどうかという問題ではなからうか、こういうふうな思っております。

○佐藤(敬)委員 お話によくわかりました。しかしどうも考えてみると、法律はつくらないけれども実際には強制的にこれを抑えていくというのは、いまも大臣のお話がありました、何となく納得できかねるところであります。ひとつよく地方の自主性というか、そういうものを圧殺しないように考えていただきたいと思います。

○左藤委員 長 この際、午後四時三十分より再開することとし、休憩いたします。

午後四時一分休憩

午後四時四十八分開議

○左藤委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤敬治君。

○佐藤(敬)委員 国民健康保険のことについて伺います。

今度の地方税の改正で国保税の上限が二十四万から二十六万に上げられることになりましたが、来年も上がる見通しですか。

○石原政府委員 この最高限度額につきましては、医療費の上昇の状況、各給所得金額の段階別の被保険者の数、こういったものを勘案しながら、その最高限度額に該当する被保険者数の割合がおおむね一定になるように金額を定めてきておりますので、五十七年度以降も、医療費総額が上がり、またその数に異動が生ずるようなことになれば

ば検討せざるを得ないと思っております。

○佐藤(敬)委員 同じ問題を厚生省国保課長からも伺います。

○古川説明員 国保の保険料についてでございますけれども、保険料につきましては、条例準則によりまして、国保税とは違ひまして限度額というものは法定はされておられません、国保税に準じて扱うということでございます。考え方は税務局長がおっしゃったとおりでございます。

○佐藤(敬)委員 この保険税は、毎年大変な勢いで上がっております。私が覚えているところからでも三万円から始まって、五万円になり七万円になり九万円になり十三万円になり十五万円になり十七万円になり十九万円になり二十二万円になって二十四万円になって、今度は二十六万円になる、大変な勢いで上がっております。最近はずっと二万円ずつ上がっているのです。このままではいけませんと一体どこで止まるのか、これは恐ろしいような気がするのです。これは何かとるべきがあるか、一体どこまで上がっていくのですか。何かめどがあったら教えていただきたい。

○石原政府委員 結局、最高限度額を据え置けば、それに該当する人がふえればふえるだけ、他の被保険者に対する負担額がふえていくという問題がありますから、要はこの問題は、保険税あるいは保険料、総体の負担額が将来どうなっていくかということと深くかかわっている問題であると思っております。

いずれにいたしましても、この最高限度額につきましては、先ほど申し上げましたように、被保険者全体の中に占める最高限度額該当者の割合をおおむね維持するように考えてきております。それと同時にまた、この金額は他の保険における最高限度額などにもらみながら決めてきておりますので、今後の見通し、無限に上がっていくのかどうかという御指摘でございますが、この辺は何とも申し上げられないのでございます。いずれにしても保険財政の状況によって将来の額が規制されてくる、このように申し上げるしかないと思

ます。

○佐藤(敬)委員 同じ問題ですが、保険の医療の内容が非常にかかわってくるわけなので、あるいは自治省ではわからぬかもしれませんが、厚生省が一番よくわかっておられると思うが、いままでを見るに非常な勢いでどこまでもとどめもなく上がっていく、そのうちに負担にたえ切れぬ。特に最近では安定経済成長になって、経済の成長率よりもこの国保の税金のあれがどんどん上回っている、そのうちに払い切れなくなってしまうので、一体どういう見通しですか。

○古川説明員 お答えいたします。

問題は、基本的には医療費の増大というものをどう考えるかという問題だろうと思っております。医療費の増大は、御案内のように医療技術の向上とかあるいは人口の老齢化とか設備の問題、いろいろの要因によって、これはもうわが国だけでなく、世界的にも増大の傾向にある、これに非常に苦慮しているというのが恐らく世界各国の現状であらうかと思っております。

私どもは、この医療費の増大に対しては、一つは長期的には、先ほど来お話がございまして国保にとつてみれば、国保の三割が老人医療費でございますが、老人医療費がそういう物すごい大きな圧迫要因でございますし、こういった制度間の負担の均衡というものも考えなければいけません。それからもう一つは、この老人保健制度の中で、この制度の実施に先立ちまして、診療報酬のあり方も検討しよう、老人医療に関する診療報酬のあり方も検討しよう、支払い方式も含めまして検討しよう、これは新しい法案で出てくる老人保健審議会というところであるという角度から検討していただこう、そういうふうな問題も考えております。

かかったのかというふうなことをそれぞれの個人に、住民の方々に知らせをいたしまして、健康に対する啓発といいますか疾病予防といいますが、そういった健康管理にも御留意をいただく、あるいは医療機関に対する指導監督の強化とかいろいろの、いわゆる医療費の現状として見れば医療費の適正化というふうなことに力を尽くしていこうというふうな考えておるわけでございまして、長期的には国保として考えれば、こういった制度間の構造的な老人の偏り等もございまして、そういった問題等も踏まえて総合的に検討していかなければいかぬというふうに考えておるわけでございまして。

○佐藤(敬)委員 課税限度額を据え置くと、課税限度額で納税する世帯がどんどん増加していく、ほかのところの影響があるということはそのとおりでしょうけれども、課税限度額を上げることによって、平均の保険料がやはりどんどん上がっていくのです。これはもうかなり大きな金額になつておるのです。

私ここに持つておるのは五十四年のあれで、二十二万の限度額のしか持つていませんけれども、これは岩手県の矢巾町ですが、一人頭四万八千五百十一円です。五人いたら二十万納めなきゃいかぬのです。これが二十二万で二十万円ですからね。いま二十四万だから、恐らくこれはもう二十二万ぐらいいなっていると思ふ。またこれが今年二十六万になると、これは大変な金額になるのです。

これはもう非常に簡単な金額ですが、私ちょっと試算してみましたらこんなになるのですよ。いま二十二万の資料を申し上げました。それで、いま二十四万です。来年二十六万になります。このままの調子でいきますと、五十七年には二十八万になって、五十八年には三十万になる。だから、私がいま持つておる資料の二十二万からいいますと、ちょうど上り幅が四年間で八万上がるのです。八万円を二十二万にパーセンテージであらわすと三六%強になる。これをいま四万という保

險税だとすると、これに三六%をプラスしますと五万四千四百円ということなんです。五人家族ですと二十万七千二百円納めなきゃいかぬということなんです。大変な金額なんです。これはもうどうも納め切れなくなると私は思うのですよ。

これは、どうすればこれを納められるようになるのか、どうすればこの上が幅をとめられるのか、このことが大変大きな問題だと思ふのです。それでなければ、そのうちにこの保険財政は、いかに老人医療を切り離そうが何しようが、いまに破滅しますよ。どういう手段が一体あるのか、もしあったらひとつ教えていただきたい。

○石原政府委員 結局、この保険税あるいは保険料が上昇する根本の原因は保険会計の財政にあるわけでありまして、医療費の支出が従来のようなトレンドでふえていけば保険料負担もふえざるを得ぬ。それからまた、国庫負担制度がどうなるかということも大変大きなかわり合いを持つてくると思ふ。現在の定率負担あるいは調整交付金、それから臨時交付金、こういったものが今後どうなっていくのかということとの関連に思ふて、この保険料というものは決まってくると思ふ。これらの制度がいまのままで、また医療費がふえていくということになれば、保険料もふえざるを得ない。現在の地方財政法のたてまえから、一般会計が負担するというたてまえになっておりませんから、結局出口がない。医療費がふえて国庫負担が決められれば、残りは保険料で賄わざるを得ないという仕組みからいたしまして、これは将来とも同じような問題が残っていくというふうに見ざるを得ないと思ふ。

○佐藤敬委員 あなたが言うことはまことにものごとにも、医療費がふえれば保険料が高くたりますよと。まさにそのとおりなんです。だけれども、その高くなる医療費の負担に国民がたえられなくなればどうするかという問題が、いまここで大きな問題になっているのです。まあ、出せなければ、一般会計から出すと言ふけれども、一般会計から出さなければだれも税金を納め

なくなってしまう。あるいはまた、国の調整交付金なり何なりというもので、納められなくなつた高くなつた分をますます負担していかなければいかぬ。国も市町村もみんな赤字だということになれば、これもできないということになる。

一体どうすればいいかということとは、さきき国保課長が言ったようにとにかく総額を抑えるしか仕方がない。しかし、いま国保課長がばらばらと羅列したけれども、果たしてそれをもって医療費の増額を抑えられるのかどうかです。医療の内容がわかつている厚生省の人からどういうふうになっているのか、本当に抑えられるのか、そこらが非常に心配なので教えていただきたい。

○古川説明員 先生の御指摘のとおり今日の状況は、医療費の増大に所得が追いつかないということに非常に財政圧迫の要因があるわけでございますので、端的に申し上げまして、何とか増大する医療費を抑えようというのが基本になろうかと思ふわけでございます。

それに対してしまして、私どもとしては長期的にはこういふ老人保健制度、この目的は繰り返して申し上げておりますけれども、一つは壮年期からの健康管理というものを国民がいろいろと注意していただく、特に循環器系統の疾病、脳疾患とか心臓とか、わかりやすく言えばたとえ寝たきり老人をできるだけ少なくしようとか、そういう長期的な観点から医療の増大を抑える。

いま一つは、先ほど申し上げましたが、適正化対策と申しておりますけれども、レセプトを国保保険者が一々点検するとか、あるいは医療費のお知らせをすることによって国民の医療に対するあるいは医療費に対する自覚を養っていただく、健康管理というものをもうと重視していただくとか、あるいは適正な受診ということも含めて何とか増大する医療費を抑制していくというのが、出たのと入るのとの関係でございまして、そういう医療費の支出の増大を何とか食い止めていかなければいかぬ。

そういう観点から私どもは、一つは老人保健制度の問題をも検討いたしておりますし、この医療費の適正化ということをも非常に重視して、これは国民健康保険だけではございまして、健康保険を含めましてすべての医療保険でそういうものを重視してきている、こういう状況でございます。

なお、国民健康保険に對しましては、療養給付費の補助金とか、これは医療費に對する四割の定率補助がございまして、財政調整交付金ということとで五%、ほかに臨時財政調整交付金ということとで五割近い国庫負担を投入しております、その負担額を国の一般会計で見ますと、国保の助成費は五%に達しているわけでございます。

厚生省の予算の中で申し上げますと、厚生省の予算は予算の規模として見れば各省の中でも最も多いわけでございますが、その二五%が国保の助成費になっていて、合わせまして二兆三千億を五十六年度計上している。そういうことで、国保だけあるいはこの財政の支出だけに依存するという議論はなかなか困難になってきている。

したがってまして、繰り返して申し上げますけれども、増大する医療費を何とか食い止めるなければいかぬ、それは国民全体が一人一人考えなければいかぬ、そういうためには老人保健制度で寝たきり老人、循環器系統を中心とする健康管理対策も強化しなければいかぬし、あるいは当面健康管理、医療費適正化、医療機関に對する指導監査、そういうものも強化していかなければいかぬ、かように考えておるわけでございます。

○佐藤敬委員 御承知のように、国保は応能部分と応益部分をもって五〇%ずつ取るようになっておるのですが、応能部分の所得割の算定の基礎というものは昔のただし書き方式であつて、総所得金額から基礎控除したものにの税金が掛かっているようになつておるのです。だから、所得税だとか住民税みたいなものもろの控除をやつた後にかかつていくのじゃない。元金が非常に高いのだから、どんどん税金が高くなっていく仕組み

になつておるのです。それと、最近都市と農村で大きな違いが出てきていると私は思つておるのです。というのは、いま申し上げましたように、徴収する保険税の総額、これを応能割の総額五〇%、応益割の総額五〇%というふうになつておることになつておるのですが、その中で応能の方は所得割総額が四〇%、資産割総額が一〇%、応益の方は均等割が三五%、平等割が一五%、こういうふうになつておるのです。

ところが、農村部におきましてはこの所得割総額が、所得が余りないので勢いどこにかかつていくかという資産割、大きな家があたりたり大きな庭があつたり大きなたんぼがあつたりする、この資産割に非常に重点がかかつていつておるのです。都市の方は逆に所得が多いので、所得割のあれが八〇%超しておるようなところもある、非常に高くなつていく。農村の方はほとんど資産割の方が高くなつていく。こういう形で、本来の分け方が非常に乱れてきている。もっともこの分け方は、必ずしもこれを守りなさいということじゃない、実情に応じて適宜変更することはいい、こういうふうにして書いてあるから違法とは言わなければ、非常に大きな差が出てきておるのです。

いまちょっと例を申し上げます。実務という本に出てくる一つの例を申し上げますと、こういうふうになつておるのです。

ある町の例ですけれども、資産割の税率が昭和四十一年には一%になつておるのです。ところが五十四年のこれで調べてみますと、もう一%なんというのはいくらにもない。物すごくかけ離れておるのです。私の選挙区の秋田県を見ましても、資産割が秋田市は三三%、農村部へ行きますと四八・四%、五二%、四三%、五一%、物すごくかけ離れてしまつておるのです。資産割に對する依存がとて高くなつておるのです。

そこで、この資産というものはいわば固定資産のようなもので、商売をしていなければいいけれども、商売をしていなければ収入が入つてこないの

です。しかも、それに対してどんどん高い税金がかかっていくようになれば、農村部では金を払えなくなってしまうのです。農村に行くほど、保険税というのは高くなっていく。都市に行くほど安くなっていく。負担能力のない農村が非常に強い負担、高い負担を強いられるようになって、非常に不均衡が生じておるのです。この状態を直さなければ、都市より先に農村の方が保険財政がおかしくなってしまう、こういう可能性があるのですが、このことについてはどう思いますか、大臣からも伺います。

○安孫子国務大臣 資産割、資産の評価による資産税ですが、これは農村にとつて非常に重くなつておるのは御指摘のとおりでございます。国保全体の問題をどうするかという問題にも、基本的にはかわつてくるわけでございます。医療内容をどうするか、これは先ほど厚生省からお話のあったとおりでございます。根本的にはその辺から手をつけてまいりませんと、問題は解決しないのではなからうかと私は思つておるわけでございます。

農村地帯におきまして資産を標準にした負担金、これは相当上がつております。しかしながら、これをやらないとほかに方法がないという実情もあるわけでございまして、まことに困つた問題でございます。おまえどうするんだといま問ひ詰められます。御返答はできないのでございしますが、きわめて重要な問題でございますので、ひとつ厚生省当局とも密に相談をいたしまして、打開の道を工夫してみなければならぬ重要な問題だと認識しておることだけをひとつお答え申し上げます。

○佐藤(敬)委員 この都市と農村の不均衡を解決する方法は一つあるのです。標準税率を設けて、都市も農村も同じように負担させればいいのです。足りないところはしょうがないからどこかでカバーしていく。これを直すにはこういう方法しかないと思うのです。この点はどうですか。

○石原政府委員 今日、保険料の負担の問題につ

きましては、まず保険財政全体の現状からくる負担水準そのものの高さということ、ただいま先生が御指摘になりました、相対的な都市と農村の間の負担が現状でいいのかどうかという問題だと思ひます。

後者につきましては、団体間のバランスの問題につきましては、一般会計については現在交付税制度によりまして、税は標準税率を基礎にして基準財政収入額をはじき、標準財政需要としての基準財政需要額の差額を普通交付税で補てんするという方式で、地域間の財政力のアンバランスというのはかなりの程度均衡化されておると思うのですが、保険財政についてはその点がどうなつておるのか、直接的には厚生省の方で所管されております財政調整交付金の交付の仕方、あるいはその前提となります保険税率について、いわゆる標準保険税率制度というものを設けることがいいのかどうか、これは財政一般の問題としてもかねてから議論されておるところであります。この点につきましましては、現在は所管の厚生省の方でやつておられますので、地域間の均衡化にはそれなりに努力されておるのではないかと私も理解しております。

○佐藤(敬)委員 厚生省から答えてください。

○古川説明員 お答えいたします。農村部において、現在資産割の部分が非常に大きくなつておるという現状は、御指摘のとおりでございます。厚生省といたしましては、これに對しまして財政調整交付金、これは総医療費の五%、五十六年度で申し上げますと大体二千億が計上されておるわけですが、それに対する配分ですういった各保険者市町村間の保険財政の格差を是正しようということで、医療費と所得、保険料収入とのバランスで、私も傾斜的に交付することによつてカバーしておる、こういうような方針でございます。

なお、先生御指摘の標準税率につきましては、昭和四十五年ごろに厚生省でそういうふうな考え方を検討したことはございすけれども、最終的

には、いろいろの関係方面の合意が得られなくて見送つたという経緯がございす。いずれにしても、財政調整交付金の適正な交付によつて、そういった市町村間の保険財政の格差を是正していただくということでこれに努めておる次第でございます。

○佐藤(敬)委員 いずれにしましても、これは医療費がどんどん高騰していけば、必ずそういうしわ寄せが来てアンバランスになります。これはいまの時期になれば、根本的な解決の策を講じなければどうにもならぬという感じがいたしますので、ひとつその点をよく検討されるようにお願いいたします。

時間がないので進みます。

この間の新聞に第二薬局の問題が出て、ました。医薬分業を装つて所得分散、脱税行為というのをやつておるというのでありますが、私の選挙区の秋田県で調べましたら、これは地元の新報に発表されておるのですが、第二薬局が県内で五十六カ所もあつて全国の約四倍にも及んでおるという事なんです。全国的に見ても、約一千カ所が第二薬局をやつておる、非常に大きな問題になつておる。特に診療報酬の特別措置がよつと下げられたら、途端にこの第二薬局が出てきた。医者というものは、あんなにもうけるのにもっともうけなければ承知しないようなのであります。が、この薬の問題も、いま薬価基準と実勢薬価の差も大きな問題になつておるのですけれども、第二薬局という形のもを厚生省はどういうふうにか考へて、これに對して何らかの処置をとるつもりであるのか、教えてください。

○古川説明員 いわゆる第二薬局と言われますものの中には、事実上院内薬局と同じような場合等がございまして、医療機関からの独立性の問題があるものがあるわけでございます。これは先生御指摘のとおりでございます。これは医薬分業の本来的趣旨を損なうおそれがあるものと、保険薬局のあり方からも問題があるというふうに理解しております。

先般実態調査を終えたところでございすので、今後はその薬局の許可でありますとか、それから保険薬局の指定に当たりまして、医療機関からの独立性について十分配慮をするようにいたしまして、私も薬務局でございすけれども、早急に保険局とも協議をして、規制についての対応策を検討してまいりたいというふうに考へております。もししばらくお時間をいただきたいというふうに考へております。

○佐藤(敬)委員 いま盛んに医者や病院の不正請求の問題が起つております。最近の新聞には、カラスの鳴かない日はあつても何となくあつてあるが、本当にカラスの鳴かない日はあつても医者への非難が出ない日はない。連日医者が悪いことをしたことが次から次に出てきております。国民の批判の声も非常に高くなつておる。健保の不正請求に對して国税庁が乗り出す、悪質なのは脱税同様に重加算税も適用する考へだ、こういう記事が新聞に出ております。この一連の不正請求だとか、あるいは富士見産婦人科のあれだとかいろいろののを見ておりますと、不正請求をしてそれがばれますと金を返す、それだけで済んでおるのです。これはどう考へてもおかしいと私は思ふので、ちよつとお聞きしますけれども、どうばうをして金を返すところばうでなくなりましか。大臣、どうですか。

○安孫子国務大臣 ならぬようですね。

○佐藤(敬)委員 私もそうだと思ふのです。医者が明らかに作偽的に、やらない薬をやつた、やらない注射をやつた、やらない検査をやつたといつて文書を書いて、そうして不正に金を取つたという事は、ただ金を返せばそれで終わりだといふ問題ではないと私は思ふ。私文書になるか公文書になるかわからないけれども、これは明らかに文書偽造である。そうして、その文書を偽造して金を取つたという行為は私は詐欺だと思ふ。ところが、いままでそういう例というのは聞いたことがないのです。警察庁にお伺ひしますけれども、何か刑罰に処

せられた例がありましたか。

○中平政府委員 医療費の不正請求が犯罪を構成するのとお尋ねのようでございますが、これは個々具体的に検討しなければ何とも申せませんが、医療費の不正請求の中には、詐欺罪あるいはその手段としての文書偽造等を構成する例はあるわけでございます。私どもは、かねてからこの種の問題につきましても関心を持っておりまして、毎年数件につきましても、医者も絡む医療のこの種の事件についての検査措置をとっている、こういう状況でございます。

○佐藤(敬)委員 いま、ちよつと久野先生が横で話したので、よくわからなかったものであれですが、いまのお話は不正請求すれば文書偽造あるいは詐欺罪に問われる場合もある、こういう答弁ですか。

○中平政府委員 さようでございます。そうした具体的に検査している事例も毎年ある、こういうことを申し上げた次第でございます。

なお付言して申し上げますと、この種の事案につきましても、これは事柄の性質上潜在性が非常に強いケースでございます。まず当該行政当局におきまして把握され、そこから告発というようにな形になって私どもの手に移ってまいりますのが通常の形でございます。したがって、今後ともさらに関係当局との間の連携を密にいたしまして、この種の不正事案につきましても厳正に対処してまいりたい、このように考えております。

○佐藤(敬)委員 何というか、富士見病院から診療費の架空請求、水増し診療、薬づけ、検査づけ、巨額脱税、私立医大の不正入学、これは私の方の大原亭さんが委員会です。これは、不正のオンパレードだ。こんなに不正がどんなに次から次へと出て何の罰も加えられない、ただ金を返せばそれでいいなどということは私は許されないと申すのです。だから警察当局としても、医者だから、武見さんがおつかないから手を出さないと申すのではなくて、やはりきちっと調べるべきです。普通の人が文書を偽造して金を取ったら、あなたの方告発がなくてもすぐ調べるでしょう、そ

れがばれたら。それを医者だけが、でたらめな文書をつくって金を取っておきながら、それがわかっていても何のあれもやりませんというところは、これはやはり怠慢だと私は思います。これだけ社会から不信感を持って見られているならば、やはりこれに対して何かしらやるべきだ、私はそう思います。御意見を伺います。

○中平政府委員 医師の絡む不正請求事件につきましても、昭和五十三年に四件、二億三千二百一十万円、五十四年三件、千二百七十七万円、五十五年二件、四千九百九十一万円相当の詐欺罪として、警察としては検査措置をしております。しかし、繰り返し申し上げますが、やはり関係当局の方にお願いがござります。この種の潜在する事犯をまず表に浮かすことがこの種の第一のモメントだ、こういうふうに私は考えておりますので、その点さらに今後協力を密にしながらやっていきたい、こういうふうに考えております。

○佐藤(敬)委員 いまずっと議論したように、どんな方法を講じても、結局は急激な医療費の膨張を抑えることしか根本的には手段がないと私は思います。それを抑えるためにどういう手段を講じるのか、いろいろの問題があると思いますが、いままでみたにしたらだめではなくて、あるいはまた医師会に余り遠慮して何もできないようなことではなくて、どんな検査でも治療でも無制限に金をどんどん払ってやる、こういう制度がどこまでも続いている医療費というものは無限にふえていく、これは明白なんです。このところを強くひとつ頭の中に置いて、早急に医療費の膨張というものを抑えるような工夫をしなければいけない、こういうふうに思います。

そこで、時間がなくなつたのでお伺いしますけれども、この間厚生大臣は医療費の引き上げをする、こう言っております。なぜいま医療費の引き上げをしなければいけないのか。毎年長者番付を上げれば、大体上位からずっとほとんど医者が占めている。それから国民から見れば非常に金持ち

だ。一般のサラリーマンの六倍から八倍ぐらいの所得があるのではないかと、こういうふうにも見られ、医者は金持ちだ、こういう一つの国民感情があります。それに対して、もうけ過ぎている医者、医療の荒廃、こういうことが国民から批判されているときに、なぜいま医療費を上げなければいけないのか。

あるいはまた国の財政から見ても、いま大増税をしてそうして財政再建をしようとしている。医療費を上げれば三百九十億円ふえると言われている。保険財政も赤字である、国の財政も赤字である、市町村の財政も赤字である。しかも医者がもうけ過ぎているという国民の不信感がある。その中で、なぜ医療費を上げなければいけないのか、その理由をひとつ教えてください。

○仲村説明員 お答えいたします。

診療報酬は御承知のように五十三年の二月に改定されました。それから三年以上経過をしているわけでございます。この間に、診療報酬をどのように見直すかという問題があるわけでございまして、この三年間の物価あるいは賃金の動向をございまして、また医療機関の経営状況を総合的に判断いたしました。医療費の改定を行うというところを見きわめなくてはならないのが一つの要素でございます。

もう一方の要素は、先ほどから出ております医療費の増高ということが片方にあるわけでございしますが、それに要します医療技術の進歩というものを診療報酬の中に取り入れるという一つの技術的な要請もあるわけでございまして、そういうものを総合的に判断して、今後診療報酬の改定については対処してまいりたい、このように考えておる現在でございます。

○佐藤(敬)委員 あなたのいま言ったことは、国民としては全然納得できないです。そういうことを全部あれしおいて考えた上で、なおかつ医者というの大変なもうけ、しかもそのもうけ方というものが大変なもうけ方をしている。そこにとさらにどろばうに追い銭みたいになつた医療費を

上げてやるなどということは、国民として納得できません、そんな説明では。

さらに大臣にお伺いしますが、もう一つ納得できないことがあります。いま申し上げましたように、いわば不正のオンパレードみたいな大変な不正請求をして不当に金をもうけている医者があつて。毎日毎日それが新聞に出て、国民は医者に対してあきれ果てたような不信感を持っておりまふ。そして、いまの支払い制度その他の不備のためにどんどん医療費が上がつていっている。その上がつていっているしわ寄せでわれわれは苦しんでおるのですけれども、こんなに医者がでたらめにと申せば語弊があるかもしれないけれども、とにかくこれほど大きな不正請求をやつて、そして医療費がどんどん上がつていく。それをわれわれはこんなに苦しんで税金を納めているのに、こんなことをこのままにしておいて、そしてはいそうですかと、言つて税金を増税する、そういうことは、納税者としては納得できないと思つております。

この不正な請求をしてしている医者、こういう医者をきつと整理して退治してもらわなければ、このために上がった医療費を増税するからおまえら出せと言つたつて、出す気にはならぬ。はいそうですかと、言つて増税に應ずるような気持ちにはならぬです。そこはどうですか。

○安孫子国務大臣 不正な医療費の請求、診療費の請求、これはどうしても防遏しなくちゃならぬと思つます。それは関係者の間において最善の努力をこれからしていきたいし、また先ほどの話のように、刑事的な問題になり得るものについては断固たる措置をとっていく、こういう方針でいくべきだと思つます。

○佐藤(敬)委員 これで終わりますが、さっきから申し上げておりますように、根本的なものに早急にメスを加えなければ大変なことになるといふ感じがいたします。

それから、こういうような不正な請求でもってどんどん医療費が上がつていく、これを増税で賄うということは大変な不信感を納税者から買うこ

とになると思います。やはりこういう医者の倫理——出来高払いの制度をやめて、薬づけだとか検査づけだとかいうことのないように早急にあれして、医師に対する一つの信頼感を取り返さなければ保険制度全体がおかしくなるんじゃないか、こういうふうなことを強く訴えます。そして大臣も、単に医療は厚生省の方でおれの方はただ払うだけだ、こういう態度ではなくて、強い態度でもって厚生省と取り組んでいただきたい。決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○安孫子国務大臣 御趣旨に沿うて努力します。

○佐藤(敬)委員 終わります。

○左藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○左藤委員長 この際、本案に対し、日本社会党を代表して小川省吾君より修正案が、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して大橋敏雄君外一名より修正案が、日本共産党を代表して三谷秀治君より修正案が、それぞれ提出されております。各修正案の提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。小川省吾君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○小川(省)委員 ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本社会党を代表し、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

一九七五年以来、地方財政を見舞っている構造的危機は、戦後地方財政制度の根本的な矛盾に起因するものであり、これ以後日常化している地方

財政危機を打開し、国民福祉の向上に果たす地方財政の役割を高めることは、ひとり地方財政のみならず国の財政再建の大きな課題と言えます。しかしながら自民党政権は、こうした財政再建の意義を歪曲し、大増税による国民負担の強化と地方財政の犠牲によって、現状を糊塗しようとしております。たとえば個人住民税においては、十二億円のまやかしの減税の陰で実質増税を圖る一方、国に厚く、自治体に薄い法人課税の現行配分割合については何ら是正することなく、一方的に法人税の引き上げを行なうなどがあります。この結果、本年度税制改正による地方税増収額七百五十六億円のうち地方税独自の改正による増収額は、わずか九十七億円にすぎないなど地方税財政無視の自民党政権の態度には目に余るものがあります。

日本社会党は、インフレから国民生活を防衛するためには、地方財政の充実が不可欠であるとの立場から、自治体の税財政の根本的改革を強く要求し、住民の税負担の軽減、法人課税の公正、強化を中心とする地方税源の強化を図り、もって地方自治の強化を図るため、特に緊急と認められる事項について所要の修正を行うこととしたのであります。

以下、順を追って修正案の概要を御説明申し上げます。

第一は、個人住民税についてであります。基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二十四万円に引き上げ、課税最低限を百七十七万七千円としたしております。

障害者控除、老年者控除、かん夫(新設)、寡婦控除及び勤労学生控除の額を二十二万円に、特別障害者控除の額を二十八万円にそれぞれ、引き上げるとともに老人の扶養控除額及び老人配偶者控除額についてはそれぞれ三十二万円に引き上げております。

障害者、未成年者、老年者、かん夫(新設)及び寡婦の非課税限度額を九十万円に引き上げるとともに、白色事業専従者控除限度額も七十万円に

引き上げております。

次に、現行都道府県民税所得税率を、低所得者との負担の均衡を図るため、税率を五段階に区分する超過累進税率制に改めることとしたしております。

第二は、法人についてであります。

大企業の都市への集中は、いまや集積の効果よりも、マイナスの効果を増大させ、地方自治体の財政需要を急増させております。こうした大企業にある程度の税負担を求めることは、きわめて当然であり、法人税制を道府県民税にあっては、五・二％に据え置くとともに、市町村民税にあっては、一・三・三％としたしております。

第三は、個人事業税についてであります。

当面、所得税を納付するに至らない者に対する個人事業税の解消を図るため、事業主控除を二百六十万円に引き上げることとしたしております。

また中小事業者の負担軽減を図るため、白色申告者の専従者控除額を七十万円に引き上げることとしたしております。

第四は、電気税についてであります。産業用の非課税措置については、まず本年度において製品コスト中に占める電気料金の割合が七％以下の品目について整理し、翌年度には九％以下、翌々年度には一〇％以下の品目を整理するとの考えに立ち、銑鉄等二十二品目に係る非課税措置を廃止いたしております。

以上が修正案の提案理由及び概要であります。が、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○左藤委員長 大橋敏雄君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○大橋委員 ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、公明党・国民会議並びに民社党・国民連合を代表して、その提案理由と修正案の概要を御説明申し上げます。

従来からの国中心の税配分の構造を改革し、地方自治の本旨に沿った税制を確立することが今日の地方行政に課せられた重要な課題であります。この中で、地方税制度はその基本となるものであり、その抜本的改革が望まれているところであります。

しかしながら、今回の政府の改正案は、こうした点に対する改革は全く見られないばかりか、住民税においてもこれまでとられてきた課税最低限の引き上げによる減税を行わず、わずかに生活保護費の引き上げに伴って、非課税の範囲を設けたにすぎません。

このために、国民の税負担は一層強化されているのが実情であります。

こうした現状から、住民税の減税を行う必要があり。

その他、税の安定的確保と課税自主権の拡大、税負担の公平化を図るなど、当面の緊急課題について所要の修正を行うこととした次第であります。

以下、修正案の概要について御説明申し上げます。

第一は、住民税についてであります。

住民税の基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二十四万円に引き上げるとともに老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除については二十四万円とし、特別障害者控除については二十五万円に引き上げております。

また、同居老親等控除については二十八万円としております。

第二は事業税についてであります。事業税については五十七年度より外形標準課税を実施する

こととしております。

第三は事業所税についてであります。現行の人口三十万以上の都市だけに認められていた課税権を拡大し、各市町村の意思に基づいて課税できることとしております。

第四は軽自動車月割課税制度は、現行のまま存続することとしております。

以上が修正案の提案理由並びにその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○左藤委員長 三谷秀治君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○三谷委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を申し上げます。

総理府が先月二十七日に発表しました五十五年度の家計調査結果によりますと、昨年の勤労者の実収入は、第一次石油危機以来六年ぶりに実質減となっております。しかも、減少の幅は三十八年に調査を開始して以来の最大のものであります。この原因が、労働者の賃上げが抑えられる一方で、電気、ガス、国鉄運賃など政府主導の公共料金引き上げによる消費者物価の大幅な上昇にあることは明らかであります。

実質賃金の目減りによる生活難の中で、減税を要求する声はいまや広範な国民世論となっており、それにもかかわらず政府提出の法案は、こうした国民の要求を全く無視して、わが党が質問の中で明らかにしましたように、自然増という見

えざる増税をますます住民に強要する内容となっております。

わが党の修正案は、本人三千円、配偶者、扶養親族一人につき千五百円を税額から控除する税額控除方式による住民税の減税内容とするものであります。納税者に最もわかりやすい手法を採用したものでございます。この措置により、課税最低限は、標準四人世帯で百八十七万三千円と、現行より二十八万九千円引き上がることになり、減税を求める国民の切実な願いにこたえるために、最小限の改定を加えようとするものでございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○左藤委員長 以上で各修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○左藤委員長 これより原案及びこれに対する各修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。安田貴六君。

○安田委員 私は、自由民主党を代表して、政府提案の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

本法律案は、きわめて厳しい地方財政の状況及び住民の負担の現状に配慮しつつ、その負担の適正化及び地方税源の充実を図るため、一定の低所得者層について、昭和五十六年度限りの措置として個人住民税所得割の非課税措置を講ずるとともに、法人住民税について均等割の税率適用区分の基準の変更並びに道府県民税及び市町村民税に係る法人税割の税率の調整、個人事業税については課税対象事業の追加並びに不動産取得税については税率の引き上げを行い、さらに固定資産税等に係る非課税措置等の調整、整理合理化を図り、あわせて地方税に係る更正、決定等の制限期間の延長等の措置を講ずることとするほか、日本国有鉄道

に係る納付金算定標準額の特例措置について、その適用期限を延長することとするを主な内容とするものであります。

地方財政は、昭和五十年以降毎年度大幅な財源不足額を生じており、これを巨額の地方債の増発、交付税特別会計における借り入れ等により補てんする措置が講じられていた状況にあり、これらの償還が地方財政の将来にとって大きな負担となることから、歳入歳入を通ずる財政構造の健全化を早急に進めることが重要であります。

また、最近における社会経済の進展と地方行政をめぐり環境の変化に伴い、社会福祉の充実、生活環境の整備等、住民の日常生活に身近な行政を進める地方公共団体が果たすべき役割は質的にも量的にも増大しつつあり、地方公共団体の自主性、自律性を高め、新しい社会経済情勢に即応して地域社会の発展を期するためには、地方税源の充実を図ることが不可欠であります。

このように考えますと、政府提出の本法案は、地方税源の充実を努めつつ、住民の税負担の適正化にも配慮するなど、当面の課題に適応するものであり、現段階におきましては適切妥当なものと考える次第であります。

以上の理由により、私は、日本社会党提出の修正案、公明党・国民会議及び民社党・国民連合提出の修正案並びに日本共産党提出の修正案に反対し、政府原案に賛成の意を表するものであります。

以上をもって私の賛成討論といたします。(拍手)

○左藤委員長 五十嵐広三君。

○五十嵐委員 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となっております地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案について、日本社会党提出の修正案に賛成し、政府原案に反対、また公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党提出の各修正案に反対の立場から、反対討論を行うものであります。

国家は、つり天井で存在するものではありません。よりよき地方自治体が積み上げられてこそ、よき国家が構成されることは申すまでもありません。そのためには国中心の税配分を改め、地方の時代にふさわしい、地方にウエートを置いた財源構造をつくるのが急務であります。

ところが、今回の政府改正案はむしろこれに逆行するところが多く、国民の租税負担総額に対する地方税のシェアを見ても、ふえるどころか、逆に一・三％配分が縮小する結果を招くことになるのであって、地方税制改正の第一の原則を侵すものであります。

また、税政策の最も大切な基本は、公平、公正な課税であって、国民が納税のいく税でなければならぬということは申すまでもありません。

ところが、税を論ずるあらゆる機関が常にその廃止を訴え続けておりますのに、一部特定法人などを対象とする地方税の非課税等の措置を強化し、政府案は四年前の三割増、今年比八百五十八億もこれを増額しようというのであって、今日の不公平税制を一層増幅しようとするものであり、地方税制改正の第二の原則に反し、容認できるものではありません。

しかも、その反面、物価高の中で実質賃金のマインナスにあえぐ庶民大衆に対しては、住民税の課税最低限を最低生活に必要な生計費に税が食い込むような低レベルに抑えている。

たとえば昭和三十三年当時比べて、今日消費者物価は四・三倍、東京都の標準生計費は九・一倍になっていくのに、所得税の控除額は三・二倍、住民税の各控除額に至ってはわずかに二・四倍という驚くべき低額にとどまっているのであります。

物価調整減税を求める国民の大合唱を浴びている所得税の課税最低限度額をさらに大きく下回るところに住民税を抑え、年々実質増税を重ね、深刻な生活危機にある低所得者に深く課税し、物価高でしほり取ったしほりかすをもう一遍しほらうとするものであって、断じて許されるものではありません。

りません。憲法第二十五條が保障する最低の国民生活の生計費を税によつて侵すものであり、税本来の原則を忘れたものであります。

昨年三月における参議院地方行政委員会の全員の一致の附帯決議、あるいは昨年十二月の第十八次地方制度調査会の答申においても、これらのことについては強くその改正を政府に求めているところであり、今次政府改正案にこれが全く反映されず、むしろこれに逆行して不公平を拡大したり矛盾を深めているのは、民主主義の諸原則を無視し、地方自治の本旨に反するものであり、強く政府の反省を求めるものであります。

私はこのような見解から、当面、少なくとも日本社会党が提案した修正案程度の実現を期するのが当然であると確信し、よつて、政府原案に反対、また公明党・国民会議、民社党・国民連合の修正案及び日本共産党の修正案に反対するとともに、日本社会党の修正案に賛成して討論を終える次第であります。(拍手)

○左藤委員長 石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました内閣提出に係る地方税法及び国有資産所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案並びに日本社会党提出の同修正案及び日本共産党提出の同修正案に反対し、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案の同修正案に賛成する討論を行います。

まず、政府提出に係る原案に対する反対理由をごく簡潔に、三点にわたつて申し述べたいと存じます。

まず、国、地方間の税源の配分についてであります。

五十六年度地方財政は、大幅な税の自然増収や五十五年度補正に計上した交付税の大半を五十六年度に繰り越す措置を講じたり、また住民税の減税見送りなどの措置をとつてもなおかつ一兆三百億に上る財源不足を生ずるなど、五十年以降の地方財政危機から脱却することができません。こ

れは現行の国、地方間の税制度が国に偏重していることにより起こる、いわゆる構造的欠陥によるものであることは明らかであります。

従来からの国中心の税配分は、行財政構造を新しい時代に即応した制度に改革することが今日の地方行政に課せられた重要な課題であります。その中で、地方税制度はその基本となるものであり、その抜本的改革が望まれているところであります。

地方行政の抜本的改革については、すでに地方制度調査会等からたびたび答申が出されておられ、もはや論議の段階は過ぎ、実施すべき段階であります。今回の政府案では、この点について改革の兆しすら見られません。さらに、税の安定的確保といふことから、事業税の外形標準課税化を強く要求してまいりましたが、この点についても改革されておられません。これが反対理由の一つであります。

次に、住民税についてであります。

今回の政府案では財政再建を優先させ、これまでとられてきた課税最低限の引き上げを行わず、生活保護費の引き上げに伴つてわずかに非課税の範囲を拡大したにすぎません。このために、所得税減税の見送りとともに国民の税負担は一層重くなり、収入の実質的減収を来す人が多く、その改正を望む声はきわめて切実であります。

こうした現状にかんがみ、少なくとも公明党・国民会議及び民社党・国民連合提出の修正案のように、住民税の課税最低限を百七十万円程度にすべきであります。これが反対理由の第二であります。

次に、国税の租税特別措置等の地方への影響遮断についてであります。

今日の地方税制度は、国の租税特別措置等により、国税を減免した場合地方税もその影響を受けて減収する仕組みになっておりますが、その影響を遮断する措置を強く要求してきましたが、政府案にはその措置もとられておりません。また、課税自主権を拡大するために、地方税法に規定されて

いる各種減免措置も各自自治体の条例で行うようにすべきであります。こうした措置もとられておりません。これが反対理由の第三であります。

原案に対する反対は以上であります。日本社会党提出の同修正案は、同意する点もありますが、なお検討すべき事項も多くあり、今回は反対をいたしたいと思います。また、日本共産党提出の同修正案についても、検討すべきものが多く同意できないので反対をいたします。

以上申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)

○左藤委員長 部谷孝之君。

○部谷委員 私は、民社党・国民連合を代表して、政府より提案されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、日本社会党提出の修正案及び日本共産党提出の修正案に反対し、それぞれ反対、公明党・国民会議、民社党・国民連合提案の修正案に賛成の立場から、討論を行いたいと思ひます。

現在わが国の財政は、国、地方ともに非常に厳しい危機的な状況を迎えております。国、地方を合わせた公債発行残高が百兆円を突破するというような異常な状態が今後とも継続するようなことがあれば財政は硬直化し、国民経済の健全な発展に著しい障害をもたらすということが予想されるのであります。

地方財政の危機は一時的な現象ではなく、これまでの高い経済成長率のもとで豊かな自然増収に恵まれた財政構造そのものに起因しておるのであります。それに見合う形での行財政体質の抜本的な改善がなされなければならぬのであります。

すなわち、昨年十一月に出されました中期税制調査会答申に見るごとく、既存の制度、既定経費の厳しい見直しと、歳出の徹底的な節減合理化を図つていく必要があるものでありまして、昭和五十六年度を地方税財政制度の改革の第一歩としなければならぬのであります。

しかるに政府原案は、当面の予算措置を事務的に処理することにとどまつて、地方財政の未曾有の危機に対する政府の認識と対策は全く欠如しておると言わなければなりません。

わが国の経済は、二度にわたる石油ショックによつてもたらされた不況を、実質賃金の低下に見られるような勤労者の犠牲のもとに辛うじて乗り切つてきたのが実情であります。昨年一年間の平均実質賃金は、対前年比〇・九％減となつておるのであります。このことは、戦後統計史上例のない賃金目減りという異常な事態を招来するに至つております。

しかるに、政府の公約であつた五十五年度の消費者物価上昇率六・四％という、政府のたゞ重なる約束のもとで賃上げの自粛に努力してきた勤労者に対して、政府はその公約もすでに放棄しておるのであります。

政府がその責任を痛感しているならば、今回の地方税法改正に当たつて各人的控除を二万円ずつ引き上げる住民税の減税を行い、勤労者の流した汗が報われるような施策を行うべきであり、その財源は行財政制度の思い切つた整理合理化にこれを求めるべきであります。

また、政府原案による軽自動車税の月割り課税制度の廃止は、税負担の公平という基本原則を逸脱するものであり、国民生活に混乱をもたらす点からも、わが党の容認できるものではありません。

公明党・国民会議並びに民社党・国民連合提案の修正案が、勤労者の要求にこたへるためのものであり、税の安定的確保と課税自主権の拡大、税負担の公平化を図るものであることを申し上げまして、私の討論をいたします。(拍手)

○左藤委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に反対、わが党提出の修正案に賛成の意見を述べ

第四百八十九條第一項第一号を削り、同項第二号中「銹鉄」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号を削り、同項第九号の二を同項第六号とし、同項第九号の三を同項第七号とし、同項第十号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「生石灰（流体燃料焼成法によるものに限る。及び）」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同項第十五号の二を同項第十四号とし、同項第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十八号とし、同項第二十

一号中、メタノールを削り、同号を同項第十九号とし、同項第二十二号を同項第二十号とし、同項第二十二号の二中「エチレン」及び「エチレンオキサイド、エチレンジグリコール、ポリプロピレン」を削り、「プロピレンオキサイド」を「及びプロピレンオキサイド」に改め、「アルコール及びフェノール」を削り、同号を同項第二十一号とし、同項第二十二号の三を同項第二十二号とし、同項第二十二号の四中「アセトアルデヒド（揮発油を原料とするものに限る。）」を削り、同号を同項第二十二号の二とし、同項第二十三号中「ピロン」、「ポリアミド繊維」及び「さく酸繊維、さく酸繊維素」を削り、「ポリエステル系合成繊維」を「及びポリエステル系合成繊維」に改め、「テレフタル酸（ポリエステル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。）、アクリルニトリル系合成繊維、アクリルニトリル（アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。）及びポリプロピレン系合成繊維」を削る。

第一条中第七百三十四条第三項の表の改正規定を次のように改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十四条の六

第一項の項中「百分の十二・一」を「百分の十三・三」に、「百分の十七・三」を「百分の十八・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十九・九」に、「百分の二十・七」を「百分の二十七・七」に改める。

第一条中附則第三条の二の次に一条を加える改正規定を削る。

第一条中附則第三十三條を附則第三十二條の五とし、同條の次に一條を加える改正規定、第三十三條の二第一項及び第六項の改正規定、附則第三十三條の三第三項及び第四項の改正規定並びに附則第三十四條第三項及び第四項の改正規定を削る。

第一条中附則第三十五条の二第二項及び第三項の改正規定の次に次のように加える。

別表第一中

27, 180	27, 130	28, 080	27, 810
27, 360	27, 270	28, 260	27, 940
27, 540	27, 400	28, 440	28, 080
27, 720	27, 540	28, 620	28, 210
27, 900	27, 670	28, 800	28, 350
28, 980	28, 480	29, 800	29, 160
29, 160	28, 660	30, 060	29, 290
29, 340	28, 750	30, 240	29, 430
29, 520	28, 880	30, 420	29, 560
29, 700	29, 020	30, 600	29, 700
30, 780	29, 830	31, 680	30, 510
30, 960	29, 970	31, 860	30, 640
31, 140	30, 100	32, 040	30, 780
31, 320	30, 240	32, 220	30, 910
31, 500	30, 370	32, 400	31, 050
32, 580	31, 180	33, 480	31, 860
32, 760	31, 320	33, 660	31, 990
32, 940	31, 450	33, 840	32, 130
33, 120	31, 590	34, 020	32, 260
33, 300	31, 720	34, 200	32, 400
34, 380	32, 530	35, 280	33, 210
34, 560	32, 670	35, 460	33, 340
34, 740	32, 800	35, 640	33, 480
34, 920	32, 940	35, 820	33, 610
35, 100	33, 070	36, 000	33, 750
36, 180	33, 880	37, 080	34, 560
36, 360	34, 020	37, 260	34, 690
36, 540	34, 150	37, 440	34, 830
36, 720	34, 290	37, 620	34, 960
36, 900	34, 420	37, 800	35, 100
37, 980	35, 230	38, 880	35, 910
38, 160	35, 370	39, 060	36, 040
38, 340	35, 500	39, 240	36, 180
38, 520	35, 640	39, 420	36, 310
38, 700	35, 770	39, 600	36, 450
39, 780	36, 580	40, 680	37, 260
39, 960	36, 720	40, 860	37, 390
40, 140	36, 850	41, 040	37, 530
40, 320	36, 990	41, 220	37, 660
40, 500	37, 120	41, 400	37, 800
41, 580	37, 930	42, 480	38, 610
41, 760	38, 070	42, 660	38, 740
41, 940	38, 200	42, 840	38, 880
42, 120	38, 340	43, 020	39, 010
42, 300	38, 470	43, 200	39, 150
43, 380	39, 280	44, 280	39, 960
43, 560	39, 420	44, 460	40, 090
43, 740	39, 550	44, 640	40, 230
43, 920	39, 690	44, 820	40, 360
44, 100	39, 820		

退職所得控除額	退職後の退職手当等の金額から 差し引いた金額	退職後の退職手当等の金額から 差し引いた金額	退職後の退職手当等の金額から 差し引いた金額
4,000,000円以上	退職所得控除額1,800円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,800円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,800円を控除した金額
3,000,000円以上4,000,000円未満	退職所得控除額1,600円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,600円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,600円を控除した金額
2,000,000円以上3,000,000円未満	退職所得控除額1,400円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,400円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,400円を控除した金額
1,000,000円以上2,000,000円未満	退職所得控除額1,200円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,200円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,200円を控除した金額
500,000円以上1,000,000円未満	退職所得控除額1,000円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,000円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から1,000円を控除した金額
500,000円未満	退職所得控除額500円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から500円を控除した金額	退職後の退職手当等の金額から500円を控除した金額

附則第四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

新法第七十二条の十七第三項第一号並びに第七十二条の十八第一項及び第二項の規定は、昭和五十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（大橋敏雄君外一名提出）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十七条の五第二項の改正規定の前に
 のように加える。

目次中「第六款 使途等（第七百一条の七十三・第七百一条の七十四）」を「第六款 使途（第七百一条の七十三）」に改める。

第五款第五項を削り、同条第六項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条第五項とする。

一 事業所税
第一条中第十七条の五第二項の改正規定の次に次のように加える。

第十七条の五第三項中「第七号」を「第六号」に改める。
第一条中第三十四条第一項及び第五項の改正規定を次のように改める。

第三十四条第一項第五号イ中「（昭和十四年法律第四十一号）」を削り、同項第六号中「二十一万円」を「二十四万円」に、「二十三万円」を「二十五万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第十号中「二十二万円」を「二十四万円」（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。第五項において同じ。）である場合には、二十五万円）に改め、同項第十一号中「二十二万円」を「二十四万円」に、「二十三万円」を「二十五万円」に改め、同条第二項中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第三項中「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同条第五項中「又は所得割の納税義務者の下に」を「老人控除対象配偶者若しくはその他の」を加える。
第一条中第三十四条の二第一項及び第五項の改正規定を次のように改める。

第三百十四条の二第二項第六号中「二十一万円」を「二十四万円」に、「二十三万円」を「二十五万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第十号中「二十二万円」を「二十四万円」（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者

（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。第五項において同じ。）である場合には、二十五万円）に改め、同項第十一号中「二十二万円」を「二十四万円」に、「二十三万円」を「二十五万円」に改め、同条第二項中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第三項中「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同条第五項中「又は所得割の納税義務者の下に」を「老人控除対象配偶者若しくはその他の」を加える。
第一条中第四百四十五条の二を削る改正規定、第四百四十七条第一項の改正規定並びに第四百四十八条第一項及び第四百四十九条の改正規定を削る。
第一条中第七百一条の三十四第三項の改正規定を次のように改める。

第七百一条の三十三を次のように改める。
（事業所税）
第七百一条の三十三 市町村は、都市環境又は生活環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課することが出来る。

第七百一条の三十一第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。
第七百一条の三十二第一項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第七百一条の三十四第一項及び第二項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第五項中「又は所得割の納税義務者の下に」を「老人控除対象配偶者若しくはその他の」を加える。
第一条中第三十四条の二第一項及び第五項の改正規定を次のように改める。

十一の二 農住組合が農業を営む者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
第七百一条の三十四第四項から第九項までの規定中「指定都市等」を「市町村」に改める。
第七百一条の三十五第一項中「指定都市等」

を「市町村」に改める。
第七百一条の三十七中「指定都市等の区域」を「市町村の区域」に、「指定都市等の条例」を「市町村の条例」に、「指定都市等の長」を「当該市町村の長」に改める。
第七百一条の三十九中「指定都市等」を「市町村」に改める。
第七百一条の四十一第三項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の四十三第一項から第三項までの規定中「指定都市等」を「市町村」に改める。
第七百一条の四十四中「指定都市等」とその他の市町村とを「二以上の市町村」に改める。

第七百一条の四十六及び第七百一条の四十七中「所在の指定都市等の長」を「所在の市町村長」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の四十八中「所在の指定都市等の長」を「所在の市町村長」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の四十九第二項中「指定都市等の長」を「市町村長」に、「指定都市等」を「市町村」に改める。
第七百一条の五十中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第二項中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の五十一中「指定都市等は」を「市町村は」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の五十一の二第一項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第二項中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の五十二中「指定都市等の区域」を「市町村の区域」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「所在の指定都市等の長」を「所在の市町村長」に改める。

第七百一条の五十四中「指定都市等」を「市町村」に改める。
第七百一条の五十五中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の五十七中「指定都市等の長」を「市町村長」に、「指定都市等」を「市町村」に改める。
第七百一条の五十八中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の五十九第一項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。
第七百一条の六十から第七百一条の六十二までの規定中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第七百一条の六十三から第七百一条の六十七までの規定中「指定都市等」を「市町村」に改める。
第七百一条の六十九中「指定都市等の長」を「市町村長」に、「指定都市等」を「市町村」に改める。
第七百一条の七十一中「指定都市等」を「市町村」に改める。
第四章第五節第六款の款名中「使途等」を「使途」に改める。
第七百一条の七十三中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第七百一条の七十四を削る。
第一条中第七百三十四条第三項の改正規定の次に次のように加える。
第七百三十五条中「第五項及び第六項第一号」を「並びに第五項第一号及び第二号」に改め、（同条第五項に掲げる目的税については、指定都市等）を削る。
第七百三十六条第一項中「同条第六項中」を

「同条第五項中」に、
「都市計画税」
「都市施設税」
「共同地益税」
「宅地開発税」
「国民健康保険税」
を

「同条第五項中」に、
「都市計画税」
「都市施設税」
「共同地益税」
「宅地開発税」
「国民健康保険税」
を

「同条第五項中」に、
「都市計画税」
「都市施設税」
「共同地益税」
「宅地開発税」
「国民健康保険税」
を

「一」事業所税
「二」都市計画税
「三」水利地益税
「四」共同施設税
「五」宅地開発税
「六」国民健康保険税
「及び第五項」を削る。
第七百三十七条第三項中「指定都市等」を「一の市」に改める。
第一条中附則第三十二條の三第二項の改正規定を次のように改める。

附則第三十二條の三第一項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第二項中「指定都市等」を「市町村」に、「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に、「昭和五十六年十一月十二日」を「昭和六十一年十一月十二日」に改め、同条第三項中「指定都市等」を「市町村」に改める。
第一条中附則第三十三條を附則第三十二條の五とし、同条の次に一條を加える改正規定を削る。

附則第一条第一号中「附則第十條」を「附則第九條」に、「第十一條」を「第十條」に改め、同条第二号中「第十二條第三項」を「第十一條第三項」に改め、同条第三号中「第十五條」を「第十四條」に改め、同条第七号中「附則第十六條第二項」を「附則第十五條第二項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「改正規定」の下に「適用期限の延長に係る部分に限る。」を加え、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第七百一條の三十四第三項の改正規定」を「第七百一條の三十四第三項第十一号の次に一號を加える改正規定」に、「附則第十三條」を「附則第十二條第三項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一號を加える。

四 第一条中事業所税に関する改正規定（地方税法第七百一條の三十四第三項第十一号の次に一號を加える改正規定及び同法附則第三十二條の三の改正規定中適用期限の延長に係る部分を除く。）並びに附則第十二條第一項及び附則中第九條を削り、第十條を第九條とし、第十一條を第十條とし、第十二條を第十一條とし、同条の次に次の一號を加える。
（事業所税に関する経過措置）
第十二條 新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一條の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本項及び第三項において同じ。）に関する部分（新法第七百一條の三十四第三項第十一号の二の規定を除く。）は、昭和五十六年十月一日以後に終了する事業年度の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用し、同日前に終了する事業年度の法人の事業に係る事業所税及び同年前の年分の個人の事業に係る事業所税については、なお従前の例による。
2 新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一條の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下本項及び次項において同じ。）に関する部分（新法第七百一條の三十四第三項第十一号の二の規定を除く。）は、昭和五十六年十月一日以後に行われる事業所税（新法第七百一條の三十一第一項第六号に規定する事業所税をいう。以下本項及び次項において同じ。）の新築又は増築について適用し、同日前行われる事業所税の新築又は増築に係る事業所税については、なお従前の例による。
3 新法第七百一條の三十四第三項第十一号の二の規定は、農住組合法の施行の日以後に終了する事業年度の法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税及び同日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税で、新法第七百一條の三十四第三項第十一号の二に規定する施設に係るものについて適用する。
附則中第十三條を削り、第十四條を第十三條とし、第十五條から第十七條までを一條ずつ繰り上げ、第十六條の次に次の二條を加える。
（法人事業所税における外形標準課税方式の導入に関する措置）
第十七條 政府は、昭和五十七年度から、法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、生命保険事業及び損害保険事業を除く。）に対する事業税の課税標準について、所得及び清算所得と事業の規模又は活動量を的確に示すことのできる外形標準とを併せ用いる方式を採用するよう必要な措置を講ずるものとする。
（地方交付税法の一部改正）
第十八條 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第十四條第三項の表市町村の項第十号中「市」を「市町村」に改める。
2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（三谷秀治提出）
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条中附則第三條の二の次に一條を加える改正規定を次のように改める。
附則第三條の二の次に次の一條を加える。
（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の額の特例）
第三條の三 道府県は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税に限り、千五百円と七百五十円に所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額との合計額を、当該納税義務者の第三十五條から第三十七條までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
2 市町村は、昭和五十六年度分の個人の市町

村民税に限り、千五百円と七百五十円に所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額との合計額を、当該納税義務者の第三十四條の三から第三十四條の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
第一条のうち附則第三十三條の二第二項の改正規定中「第一項及び第二項」を「第一項」に改める。
第一条のうち附則第三十三條の二第六項の改正規定中「第一項及び第二項」を「第一項」に、「第三項及び第四項」を「第二項」に改める。
第一条中附則第三十三條の三第三項の改正規定を次のように改める。
附則第三十三條の三第三項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一號を加える。
六 附則第三條の三の規定の適用について「所得割の額及び附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。
第一条中附則第三十三條の三第四項の改正規定を次のように改める。
附則第三十三條第四項中「第三百十四條の八第一項」との下に、「同条第一項中」とあるのは「同条第二項中」とを加える。
第一条中附則第三十四條第三項の改正規定を次のように改める。
附則第三十四條第三項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一號を加える。
六 附則第三條の三の規定の適用について「所得割の額及び附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。
第一条中附則第三十四條第四項の改正規定を次のように改める。
附則第三十四條第四項中「第三百十四條の八第一項」との下に、「同条第一項中」とあるのは「同条第二項中」とを加える。

第一条中附則第三十四條第四項の改正規定を次のように改める。
附則第三十四條第四項中「第三百十四條の八第一項」との下に、「同条第一項中」とあるのは「同条第二項中」とを加える。

昭和五十六年四月四日印刷

昭和五十六年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K